

「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する意識調査」

結 果 報 告 書

平成 24 年 4 月

総務省行政評価局

目次

第1 調査の概要	1
1 調査の目的	1
2 調査対象等	1
3 調査事項	2
4 調査時期	4
5 調査方法	4
6 回答者数	4
第2 調査結果の概要	5
1 回答者の属性	5
(1) 専任教員	5
(2) 学生	6
(3) 修了者	8
(4) 新弁護士	10
(5) 旧弁護士	14
(6) 国民	17
2 属性比較集計結果及び自由記載欄への意見	20
(1) 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関する実感	20
ア 集計結果	20
① 国民の法的サービスのアクセス拡充	20
①-2 国民が弁護士を選べるようになったか否かについて	21
② 弁護士の活動領域の拡大と多様化・高度化する法的需要への対処について	22
②-2 国際的・地球的課題等への対処について	23
②-3 専門的知見を要する法的紛争への対処について	24
③ 潜在していた我が国社会の法的需要の発掘について	25
④ 裁判の迅速化について	26
⑤ 検察官の増加による刑事司法の円滑な運用について	27
⑥ 新人弁護士の雇用環境の悪化（いわゆる「就職難」の発生）について	28
⑦ 経験不足の弁護士の増加による国民の権利保障への支障のおそれについて	29
⑧ 仕事量（事件数）の減少による年収の低下について	30
イ 自由記載欄への意見	31
(2) 司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることについて	33
ア 集計結果	33
① 法曹人口は現在の法曹需要に見合っているか否かについて	33
② 資格試験の水準に達しない者が不合格となることについて	34
③ 多様な人材を法曹に受け入れるという理念の実現への懸念について	35
④ 人材活用面での社会的損失の招来について	36
⑤ 「上位 3,000 人に入れば合格する」との期待が裏切られることについて	37

⑥ 法曹需要予測について	38
イ 自由記載欄への意見	39
(3) 司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成の理由について	41
ア 集計結果	41
① 法科大学院の志願者数が減少していることについて	41
② 一部法科大学院の入学者選抜や修了認定における課題や合格率低迷による支障について	42
③ 新司法試験の内容が法科大学院の教育内容を踏まえてないことについて	43
イ 自由記載欄への意見	44
(4) 法科大学院創設の効果について	46
ア 集計結果	46
① 法曹として必要とされる教育の体系的な実施	46
② 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に輩出	47
③ 法的分析能力や法的議論の能力を有している者の増加	48
④ 実務に有用な多様な分野の学識、責任感・倫理観を有する者の増加	49
⑤ コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れた法曹の増加	50
⑥ 受験のためのダブルスクール化や大学離れの是正	51
⑦ 従来とあまり変わらないことについて	52
イ 自由記載欄への意見	53
(5) 多様性確保の減少(社会人等の割合低下)への認識について	55
ア 集計結果	55
① 「入学者の 3 割以上」との目標は達成しており問題なし	55
② 法科大学院の志願者数全体が減少した結果であり問題なし	56
③ 旧司時代に比べれば非法学部出身者等の割合は増加しており問題なし	57
④ 「多様な人材を受け入れる」との理念の実現に懸念	58
イ 自由記載欄への意見	59
(6) 法科大学院志願者減少の理由について	61
ア 集計結果	61
① 学生数全体の減少に起因	61
② 合格者数 3,000 人との目標が未達成であることに起因	62
③ 非法学部出身者や社会人の低い合格率に起因	63
④ 合格の可能性に比し大きすぎる経済的・時間的負担に起因	64
⑤ 就職難や収入が不安定などの懸念に起因	65
⑥ 累積合格率と単年度合格率との混同など不正確な情報に起因	66
イ 自由記載欄への意見	67
(7) 適性試験の有効性について	69
ア 集計結果	69
① 判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るために有効	69
② 適性試験と法科大学院の成績に一定の相関があり入学者の適性評価として有効	70
③ 適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められず有効ではないことについて	71
イ 自由記載欄への意見	72

(8) 新司法試験合格率の低下傾向の理由について.....	73
ア 集計結果	73
① 一部の法科大学院で入学者選抜の競争性が不十分となっていることに起因.....	73
② 一部の法科大学院で厳格な成績評価等を行っていないことに起因.....	74
③ 一部の法科大学院で質の高い教員を確保できていないことに起因.....	75
④ 新司法試験の内容が法科大学院の教育を踏まえていないことに起因.....	76
⑤ 新司法試験の合格水準が徐々に高くなっていることに起因.....	77
イ 自由記載欄への意見	78
(9) 受け控え者の増加についての問題意識.....	79
ア 集計結果	79
① 受験者が選択した結果であり問題なし.....	79
② 5年間に3回までという受験制限の下では慎重になるのもやむを得ず.....	80
③ 法科大学院を修了後、直ちに合格する自信が持てない者の増加は問題.....	81
イ 自由記載欄への意見	82
(10) 予備校とのダブルスクール化や大学離れ是正について.....	83
ア 集計結果	83
① 法科大学院教育のみで合格でき、ダブルスクール化の是正が進行.....	83
② 受験予備校の利用は模擬試験程度.....	84
③ ダブルスクール化や大学離れの是正は進まず.....	85
イ 自由記載欄への意見	86
(11) 受験資格を喪失した者の支援策等について.....	87
ア 集計結果	87
① 受験資格喪失者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずべき.....	87
② 政府が特段の支援策を講ずる必要なし.....	88
イ 自由記載欄への意見	89
(12) 新司法試験と法科大学院教育の連携確保状況について.....	91
ア 集計結果	91
① 新司法試験と法科大学院教育との連携は確保.....	91
② 新司法試験は過度に細かく、法科大学院の教育だけでは不十分.....	92
③ 新司法試験の内容は、多様な法曹を養成するとの制度改革の理念に合致しない懸念.....	93
④ 法科大学院では教えない受験技術的な要素も必要.....	94
イ 自由記載欄への意見	95
(13) 合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保について.....	96
ア 集計結果	96
① 出題趣旨や採点実感等など、旧司に比べ関係情報の公表あり.....	96
② 合格基準や合格者の決定プロセスが不明確で情報提供が不十分.....	97
③ 一義的に合格基準を示すことは可能ではない.....	98
④ 模範回答の公表は間違った情報を与え不適當.....	99
イ 自由記載欄への意見	100
(14) 法科大学院教育の司法修習との連携確保状況について.....	102

ア	集計結果	102
①	連携は確保（法科大学院に対して法曹三者から教材提供等）	102
②	実務家教員（裁判官、検察官、弁護士の授業）の数が増加し、連携が確保	103
③	法科大学院修了者の水準に差があり、連携が確保されておらず	104
イ	自由記載欄への意見	105
(15)	連携の実効性向上のための必要な事項	106
ア	集計結果	106
①	法科大学院における法律実務教育と司法修習との役割分担の明確化	106
②	法科大学院の法曹三者との情報や意見の交換の充実	107
③	法科大学院が法曹三者から受ける教員の派遣や教材等の提供の充実	108
イ	自由記載欄への意見	109
(16)	法科大学院を修了するために要する経費の負担感	112
(17)	法科大学院を修了するための経費の妥当性等に関する認識	113
(18)	支出経費の総額	114
(19)	法科大学院に納入する費用について	114
(20)	受験予備校を利用するために要する費用について	115
(21)	生活費について	115
(22)	法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払い方法について	116
(23)	親・兄弟・親戚・知人からの援助の合計金額について	117
(24)	日本学生支援機構（一種、二種を問わず）等の奨学金の総額について	117
(25)	日本学生支援機構以外の奨学金の総額について	118
(26)	親の援助を受けている場合の親の年収について	118
3	単純集計結果	119
(1)	法科大学院創設による法学部・法学系大学院への影響について	119
ア	集計結果	119
イ	自由記載欄への意見	120
(2)	政府の法曹人口拡大方針の認知について	121
(3)	法曹人口の増加による社会生活への影響	122
ア	集計結果	122
イ	自由記載欄への意見	123
(4)	法曹養成制度改革が行われたことの認知について	125
(5)	新たな法曹養成制度の導入による効果又は問題について	126
ア	集計結果	126
イ	自由記載欄への意見	127
4	その他の意見	128
参考		
	調査票（教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士用）	129
	調査票（国民用）	150

第1 調査の概要

1 調査の目的

総務省では、これまで法務省や文部科学省が進めてきた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する各種施策が総体としてどのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないかなどの観点から、政策の所管府省とは異なる第三者的立場で政策の総合性を確保するため、平成23年1月から24年4月まで「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」を実施した。

法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する意識調査（以下「意識調査」という。）は、総務省で開催された、「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」の報告書（平成22年12月）において、「本政策評価を実施するに当たっては、制度の「利用者の視点」からの評価が特に必要であり、法曹志願者や法曹利用者からも広く意見を聴取することが必要である」とされたことを踏まえ、法曹関係者等の意識を把握・分析するために実施したものである。

なお、この意識調査では、法曹人口の拡大及び法曹養成制度に関する政策の効果や問題点・課題などについて、法科大学院の教員と学生、法科大学院を修了し新司法試験を受験中の者、弁護士及び一般国民から意見を聴取しており、意識調査の結果は、本政策評価において、関係政策の見直し・改善を検討するための資料として活用した。

2 調査対象等

本意識調査は、法曹関係者（①法科大学院の専任教員、②平成23年度に法科大学院の修了学年に在学中の学生、③法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者、④新司法試験を経て弁護士となった者、⑤旧司法試験を経て弁護士となった者）及び⑥国民を対象とした。対象者数については、次に掲げる調査対象の区分毎に算出した数の合計人とした。

（1）法科大学院の専任教員（以下「専任教員」という。）

ア 対象法科大学院数

61校（全74法科大学院のうち、本意識調査への協力を得た61法科大学院）

イ 対象者数

1,211人（当該61校の調査実施時点における専任教員数）

ウ 対象者の抽出方法

悉皆調査

（2）平成23年度に法科大学院の修了学年に在学中の学生（以下「学生」という。）

ア 対象法科大学院数

61校（全74法科大学院のうち、本意識調査への協力を得た61法科大学院）

イ 対象者数

2,885人（当該61校の調査実施時点における修了学年に在学中の学生）

ウ 対象者の抽出方法

悉皆調査

（3）法科大学院を修了し、新司法試験受験中の者（以下「修了者」という。）

ア 対象法科大学院数

61校（全74法科大学院のうち、本意識調査への協力を得た61法科大学院）

イ 対象者数

1,200人（修了後に法科大学院の施設を利用している者が主な対象となり、その大半は平成22年度修了者が占めているものと考えられる。）

ウ 対象者の抽出方法

基本的に一校当たり20人を抽出。ただし、一部の法科大学院については、その規模等により、一校当たり最少4人から最大30人を抽出。

（4）新司法試験を経て弁護士となった者（以下「新弁護士」という。）

ア 対象者数

3,000人

イ 対象者の抽出方法

平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている新60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出。

（5）旧司法試験を経て弁護士となった者（以下「旧弁護士」という。）

ア 対象者数

3,000人

イ 対象者の抽出方法

平成23年8月23日時点で弁護士登録をしている旧33期～59期及び現行60期～63期の者から、修習期別の人数及び弁護士会別の登録数の比に応じ、3,000人をランダムに抽出。

（6）国民

ア 対象者数

3,000人

イ 対象者の抽出方法

調査会社のモニター登録者（201万6,282人）から、住民基本台帳の人口構成比に基づき、i）性別、ii）年齢（10歳ごと）、iii）地域ブロック、iv）居住地（県庁所在地等及びそれ以外）を組み合わせた条件の下で、合計3,000人まで達するように、回答を募ったものである。

3 調査事項

本意識調査の主な調査事項は、「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」（平成22年12月）も踏まえ、i）法曹人口の拡大についての認識、ii）法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度についての認識、iii）法科大学院修学者の経済負担の実態及び認識についてとした。

また、配布した調査票では、調査対象の区分に応じた調査事項を設定しており、調査対象毎の調査事項については、表1-1のとおりである。

表 1 - 1 本意識調査の調査対象と該当する調査事項

調査事項		調査対象					
		a	b	c	d	e	f
(0)	回答者の属性	○	○	○	○	○	○
(1)	法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関する実感	○	×	×	○	○	×
(2)	司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることについて	○	○	○	○	○	△
(3)	司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成の理由について	○	○	○	○	○	×
(4)	法科大学院創設の効果について	○	×	×	○	○	×
(5)	法科大学院創設による法学部・法学系大学院への影響	○	×	×	×	×	×
(6)	多様性確保の減少(社会人等の割合低下)への認識	○	○	○	○	○	×
(7)	法科大学院志願者減少の理由について	○	○	○	○	○	×
(8)	適性試験の有効性について	○	○	○	○	×	×
(9)	新司法試験合格率低下の理由について	○	○	○	○	○	×
(10)	受け控え者の増加についての問題意識	○	○	○	○	○	○
(11)	予備校とのダブルスクール化や大学離れ是正について	○	○	○	○	×	×
(12)	受験資格を喪失した不合格者の支援策等について	○	×	×	○	○	○
(13)	新司法試験と法科大学院教育の連携確保状況について	○	○	○	○	○	×
(14)	合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保について	○	○	○	○	○	×
(15)	法科大学院教育の司法修習との連携確保状況について	○	×	×	○	○	×
(16)	連携実効性向上のための必要な事項	○	×	×	○	○	×
(17)	法科大学院を修了するために要する経費の負担感について	×	○	○	×	×	×
(18)	法科大学院を修了するための経費の妥当性に関する認識	×	○	○	×	×	×
(19)	法科大学院に要する経費とそれ以外の経費を合計した支出経費総額について	×	○	○	×	×	×
(20)	入学金、授業料、施設整備費、教材等の法科大学院に納入する費用について	×	○	○	×	×	×
(21)	受験予備校を利用するために要する費用について	×	○	○	×	×	×
(22)	生活費について	×	○	○	×	×	×
(23)	法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払い方法について	×	○	○	×	×	×
(24)	親・兄弟・親戚・知人からの援助の合計金額について	×	○	○	×	×	×
(25)	日本学生支援機構等の奨学金の総額について	×	○	○	×	×	×
(26)	日本学生支援機構以外の奨学金の総額について	×	○	○	×	×	×
(27)	親の援助を受けている場合の親の年収について	×	○	○	×	×	×
(28)	政府の法曹人口拡大方針の認知について	×	×	×	×	×	○
(29)	弁護士などの法曹人口が増えたことによる社会生活への影響について	×	×	×	×	×	○
(30)	法曹養成制度改革が行われたことの認知について	×	×	×	×	×	○
(31)	新たな法曹養成制度の導入による効果又は問題について	×	×	×	×	×	○

(注) 1 (0)～(31)は調査事項、a～fは調査対象を表す。調査対象のうち、aは専任教員、bは学生、cは修了者、dは新弁護士、eは旧弁護士、fは国民である。

2 枠内の○は、その調査対象者にとっての調査事項を示し、×は調査事項に該当しないもの、△は一部の項目が該当するもの。

4 調査時期

平成 23 年 10 月 6 日～10 月 26 日

5 調査方法

Web 調査により実施

※ 事前に対象者を選定し、URL が明記されている依頼状を送付（専任教員、学生、修了者には、法科大学院（協力 61 校）事務局を通じて依頼状を配布。）。対象者はウェブ上の入力フォームにアクセスして回答を入力。

6 回答者数

本意識調査に対する回答者数（回収状況）は、次表のとおりである。

表 1－2 本意識調査に対する回答者数

(単位：人 %)

区 分		対象者数(a)	回答者数(b)	回収率 (b/a)
調査対象全体		-	5,117	-
法曹関係者合計		11,296	2,116	18.7
内 訳	専任教員	1,211	200	16.5
	学生	2,885	220	7.6
	修了者	1,200	123	10.3
	新弁護士	3,000	821	27.4
	旧弁護士	3,000	752	25.1
	国民 (注)	-	3,001	-

(注) 国民については、合計 3,000 人に達した段階で受付が締め切られる設定をしていたところ、3,000 番目に同時に 2 名が Web にアクセスしたため、両方を受け付け、合計 3,001 人となっている。

表 1－3 本意識調査に対する自由記載欄への意見記入状況

(単位：人 %)

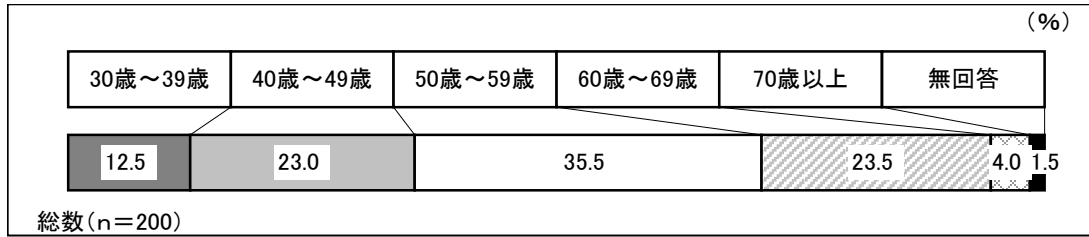
調査対象	合計 (a)	意見あり		
		人数(b)	割合 (b/a)	延べ件数
専任教員	200	120	60.0	805
学生	220	144	65.5	703
修了者	123	88	71.5	460
新弁護士	821	434	52.9	2,381
旧弁護士	752	503	66.9	2,766
国民	3,001	1,341	44.7	3,071
総数	5,117	2,630	51.4	10,186

第2 調査結果の概要

1 回答者の属性

(1) 専任教員

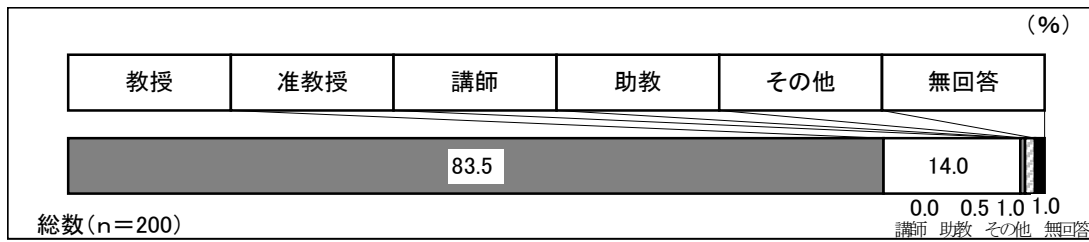
(7) 年齢



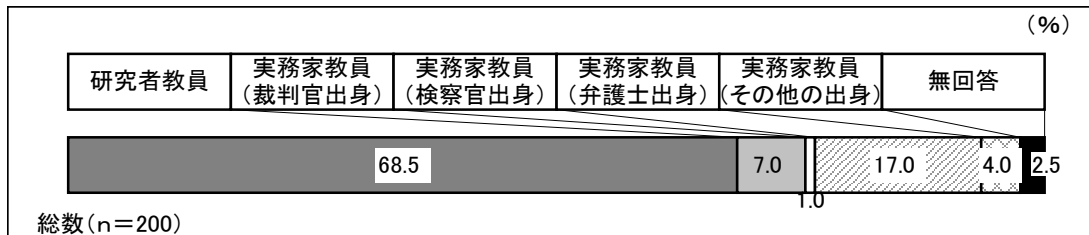
(イ) 法科大学院の国公立の別



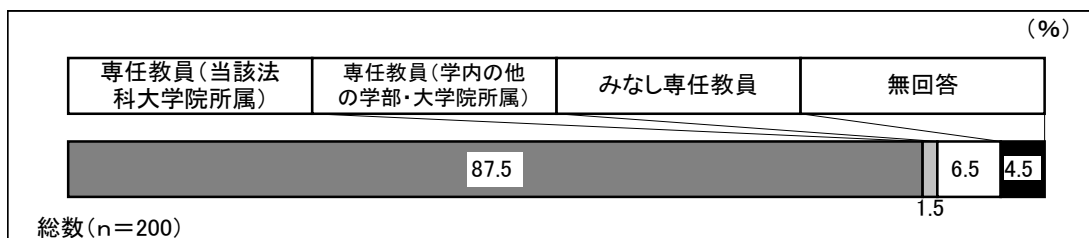
(ウ) 職名



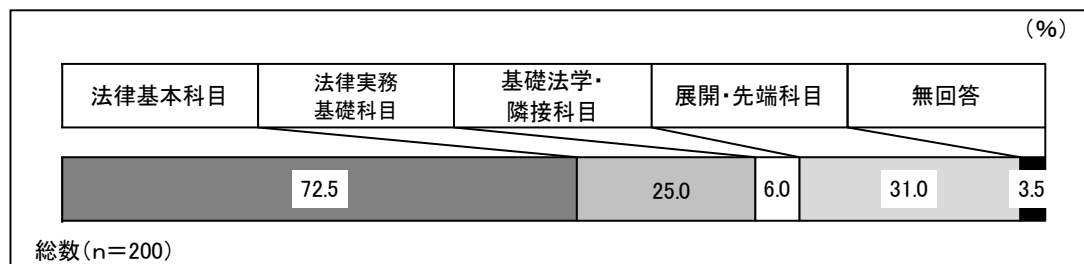
(イ) 専任教員の内訳（研究者教員・実務家教員の別）



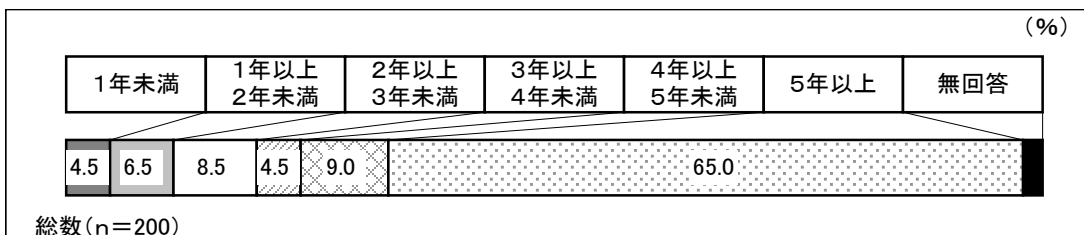
(オ) 専任教員の種別



(カ) 担当科目

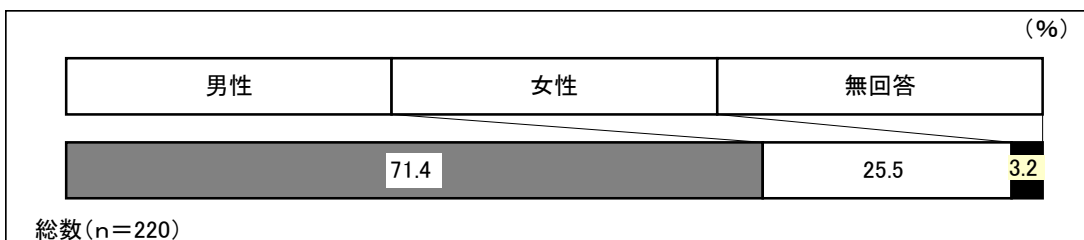


(キ) 専任教員としての経験年数

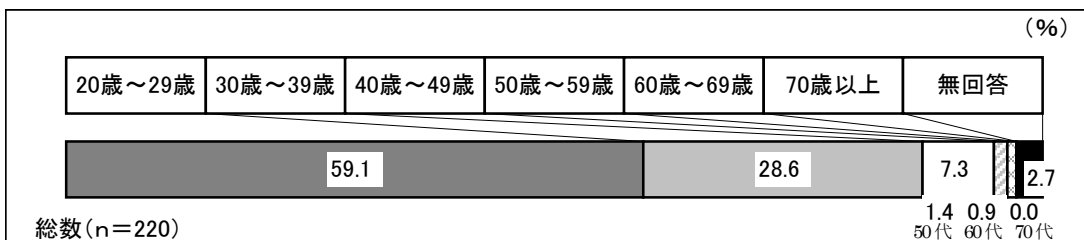


(2) 学生

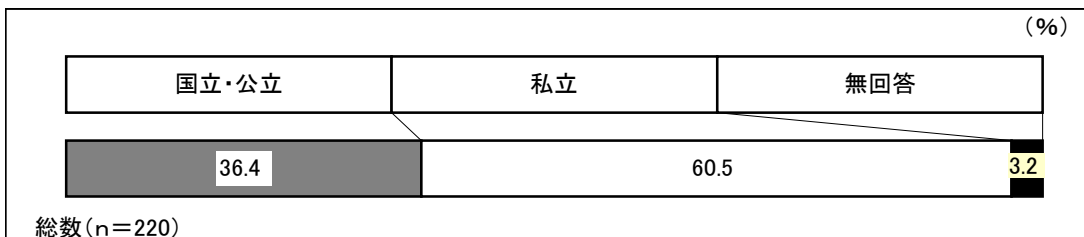
(7) 性別



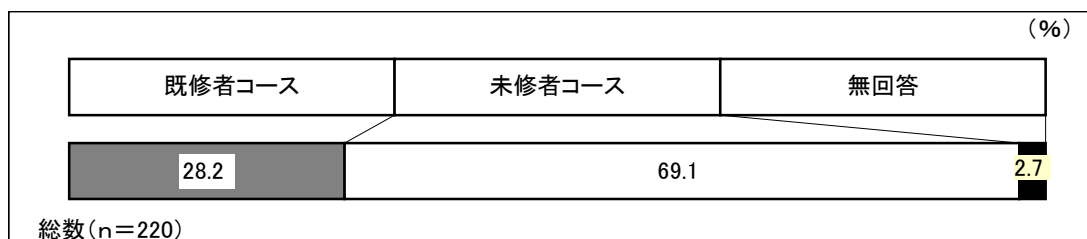
(イ) 年齢



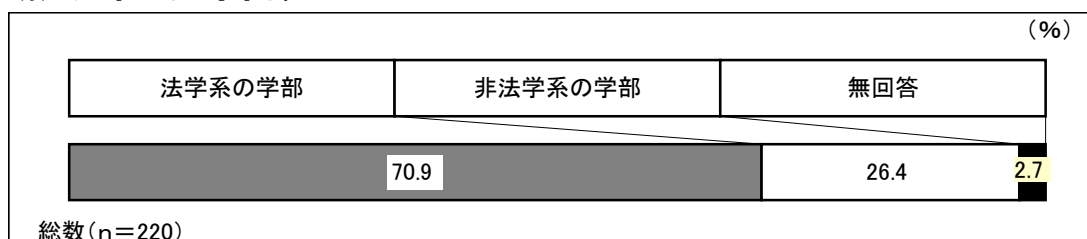
(ウ) 法科大学院の国立・公立・私立の別



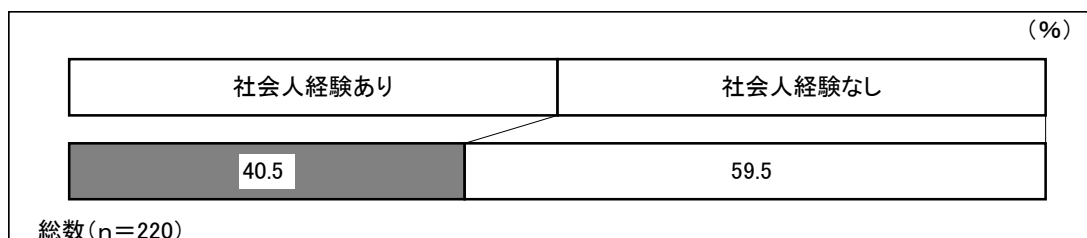
(I) 法学既修者・未修者の別



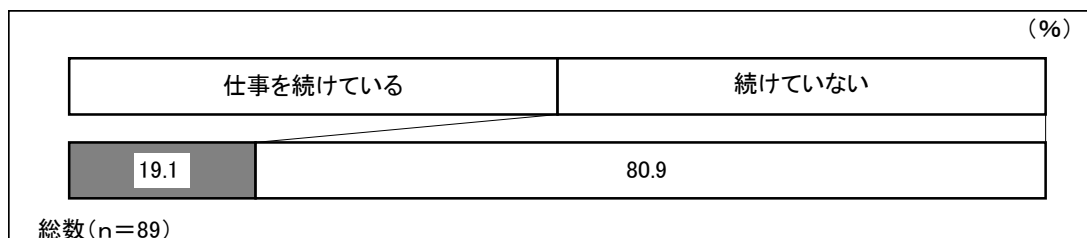
(I) 大学の出身学部



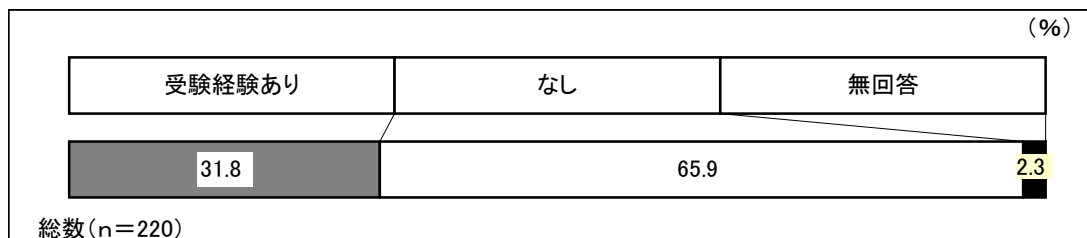
(II) 社会人経験の有無 (法科大学院入学前)



(III) (II) で「社会人経験あり」の場合の現在の仕事継続の有無

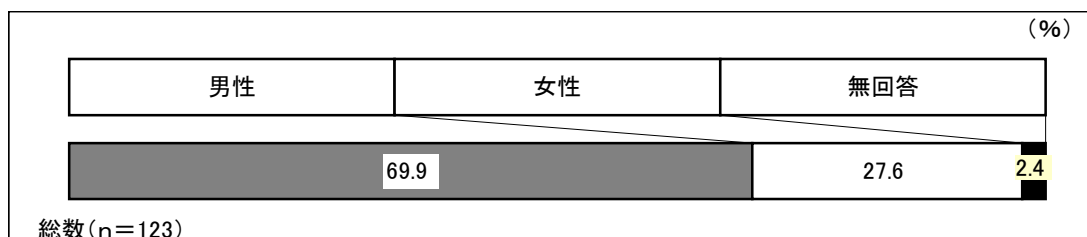


(IV) 旧司法試験受験の有無

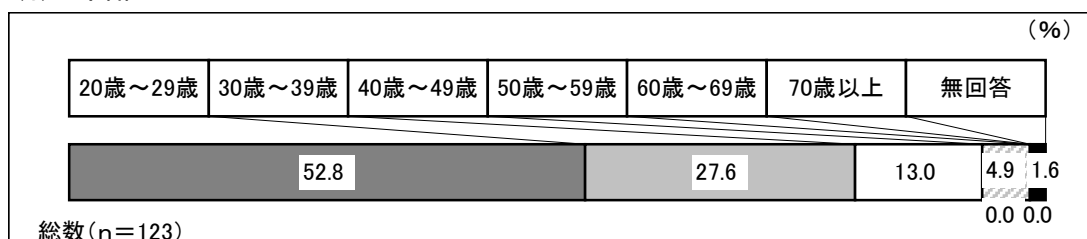


(3) 修了者

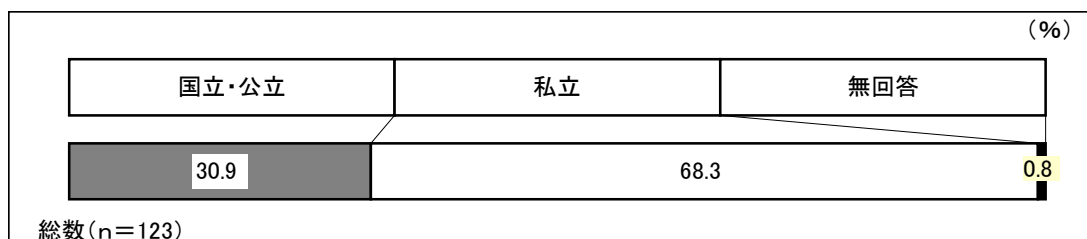
(7) 性別



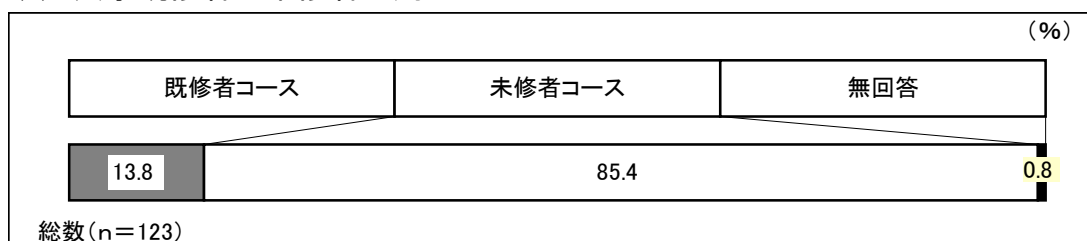
(イ) 年齢



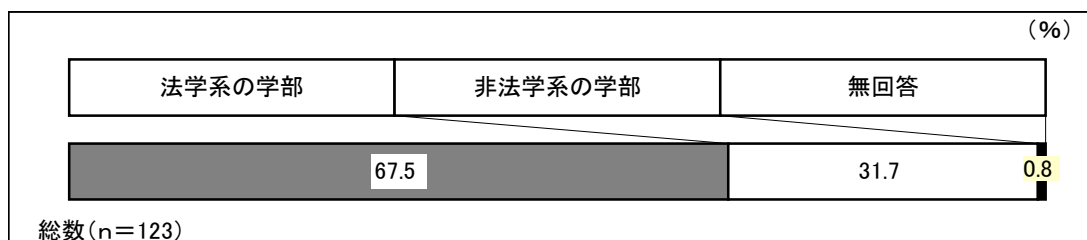
(ウ) 法科大学院の国立・公立・私立の別



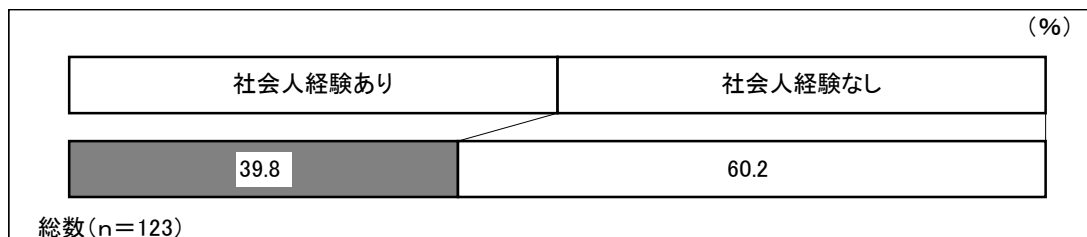
(エ) 法学既修者・未修者の別



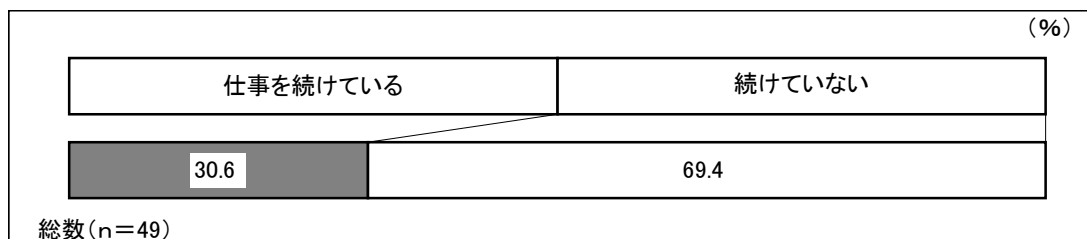
(オ) 大学の出身学部



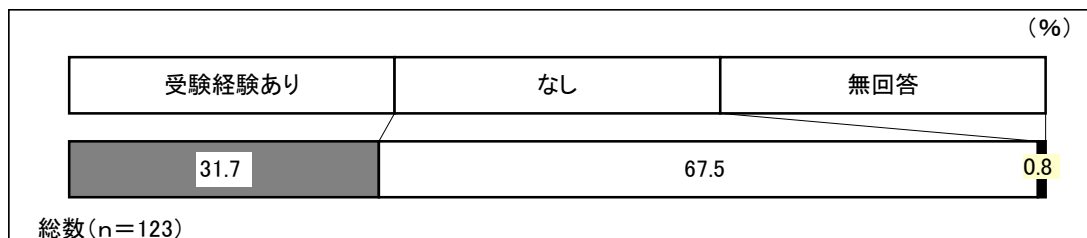
(カ) 社会人経験の有無（法科大学院入学前）



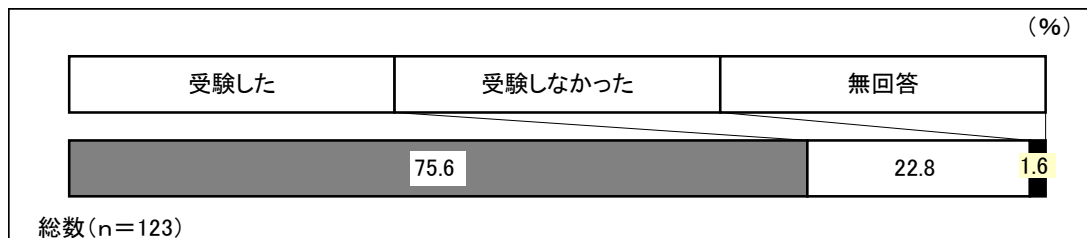
(キ) (カ) で「社会人経験あり」の場合の現在の仕事継続の有無



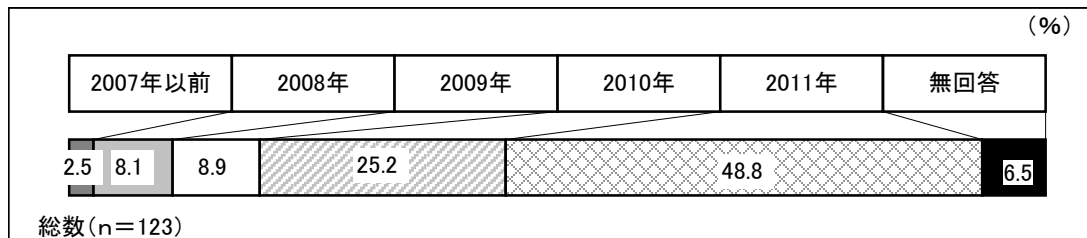
(ク) 旧司法試験受験の有無



(ケ) 平成 23 年 5 月の新司法試験の受験の有無

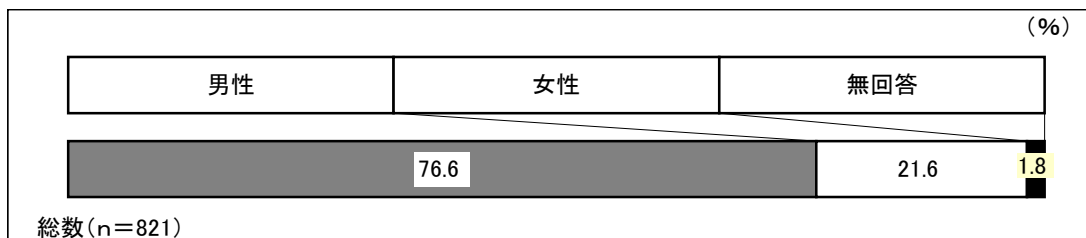


(コ) 法科大学院修了年（西暦）

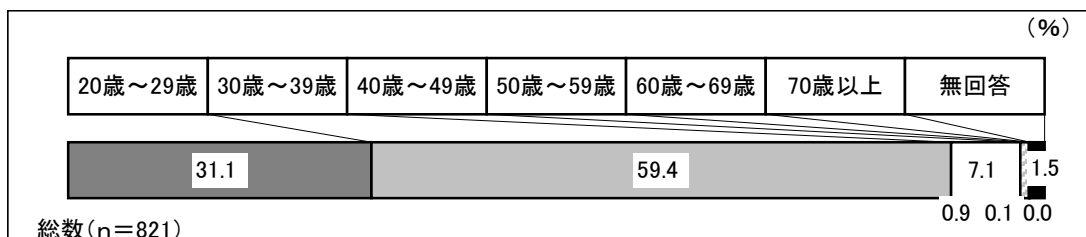


(4) 新弁護士

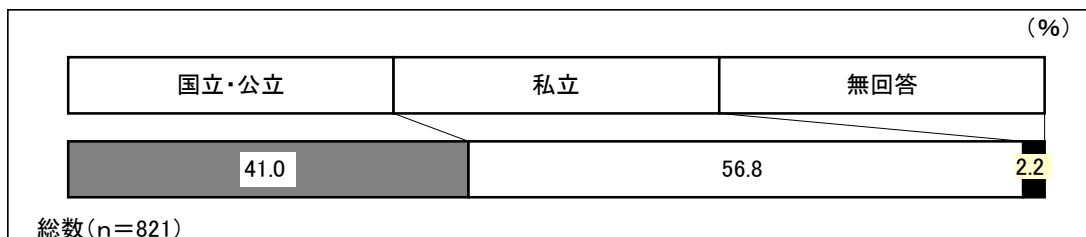
(7) 性別



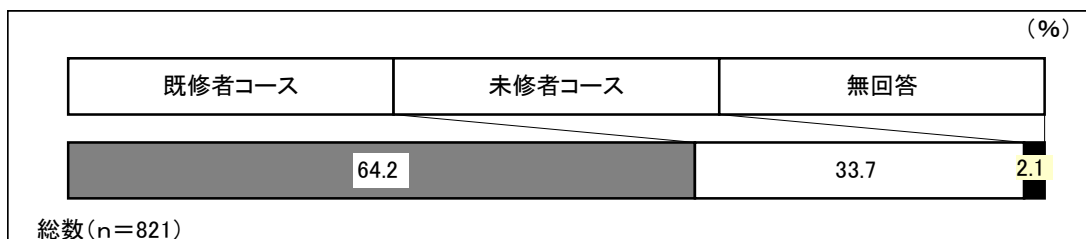
(イ) 年齢



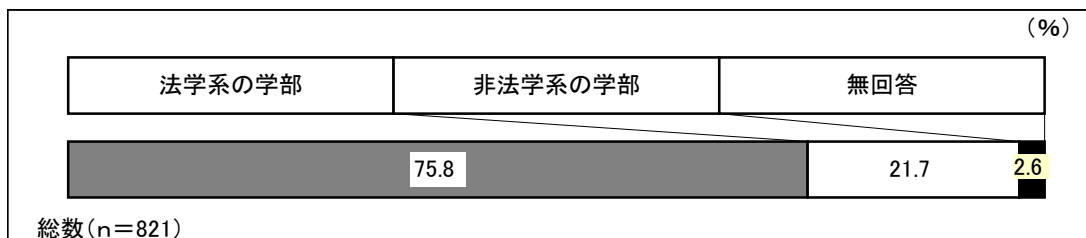
(ウ) 法科大学院の国立・公立・私立の別



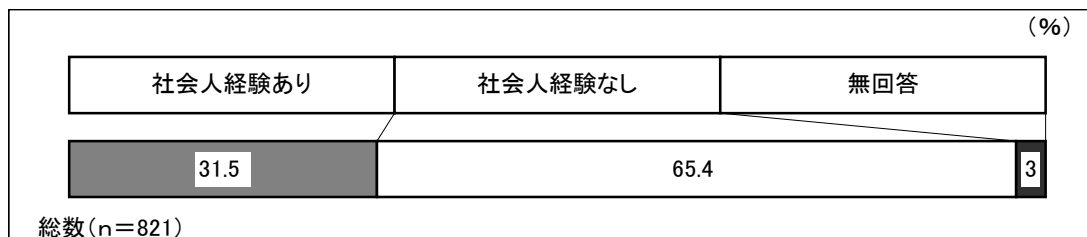
(I) 法学既修者・未修者の別



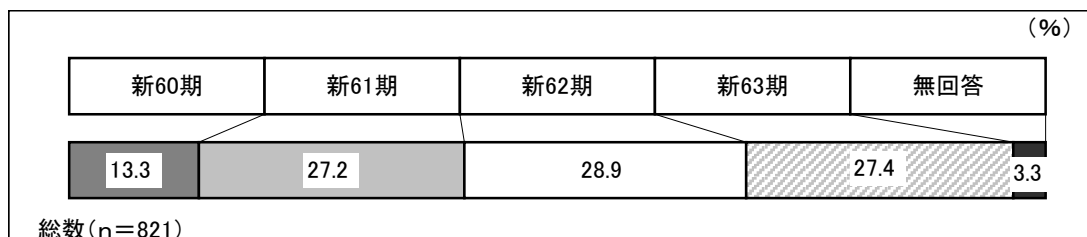
(オ) 大学の出身学部



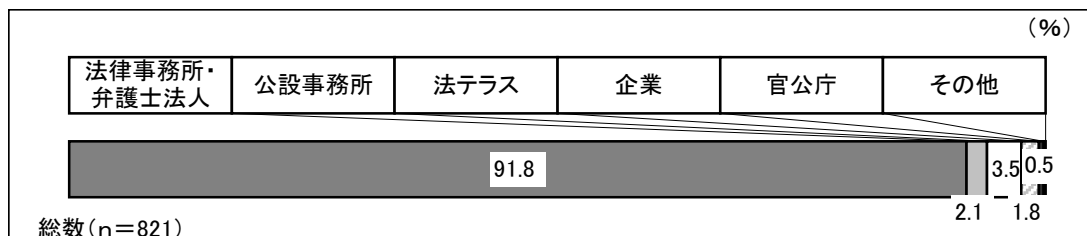
(カ) 社会人経験の有無（法科大学院入学前）



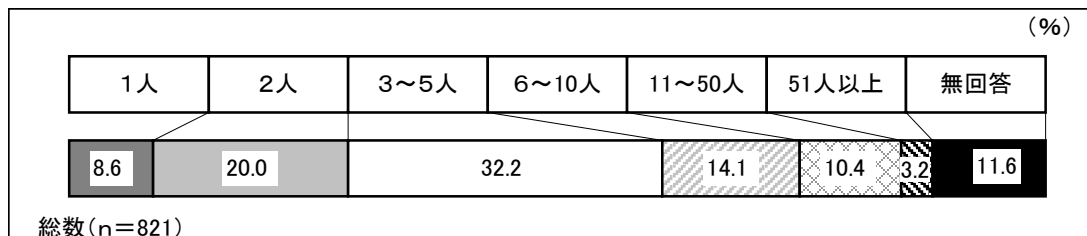
(キ) 司法修習期（司法修習開始時点）



(ク) 現在の所属先



(ケ) 所属先の所属弁護士数（回答者自身を含む。）



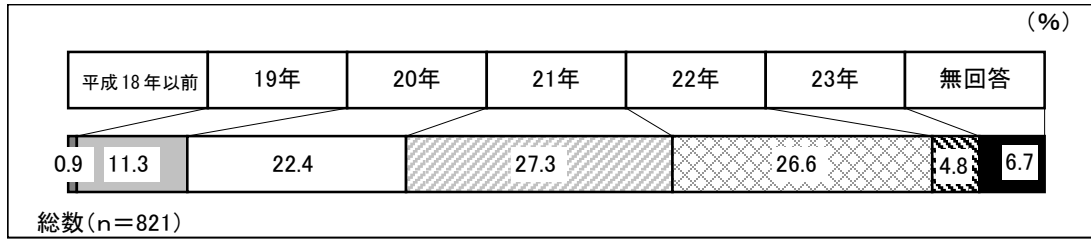
(2) 回答者の所属先の所在地を管轄する地方裁判所本庁

	人数	%		人数	%		人数	%
東京地方裁判所	315	38.4	静岡地方裁判所	6	0.7	徳島地方裁判所	2	0.2
大阪地方裁判所	84	10.2	長崎地方裁判所	6	0.7	旭川地方裁判所	1	0.1
名古屋地方裁判所	35	4.3	福島地方裁判所	6	0.7	釧路地方裁判所	1	0.1
横浜地方裁判所	26	3.2	松山地方裁判所	5	0.6	甲府地方裁判所	1	0.1
福岡地方裁判所	21	2.6	水戸地方裁判所	5	0.6	高松地方裁判所	1	0.1
神戸地方裁判所	19	2.3	前橋地方裁判所	5	0.6	高知地方裁判所	1	0.1
さいたま地方裁判所	15	1.8	長野地方裁判所	5	0.6	山形地方裁判所	1	0.1
札幌地方裁判所	15	1.8	佐賀地方裁判所	4	0.5	秋田地方裁判所	1	0.1
広島地方裁判所	13	1.6	和歌山地方裁判所	4	0.5	函館地方裁判所	1	0.1
岡山地方裁判所	11	1.3	松江地方裁判所	3	0.4	福井地方裁判所	1	0.1
京都地方裁判所	11	1.3	青森地方裁判所	3	0.4	盛岡地方裁判所	0	0
鹿児島地方裁判所	10	1.2	大分地方裁判所	3	0.4	無回答	115	14
千葉地方裁判所	9	1.1	奈良地方裁判所	3	0.4			
仙台地方裁判所	8	1	那覇地方裁判所	3	0.4			
津地方裁判所	7	0.9	富山地方裁判所	3	0.4			
宮崎地方裁判所	6	0.7	宇都宮地方裁判所	2	0.2			
熊本地方裁判所	6	0.7	岐阜地方裁判所	2	0.2			
山口地方裁判所	6	0.7	金沢地方裁判所	2	0.2			
新潟地方裁判所	6	0.7	大津地方裁判所	2	0.2			

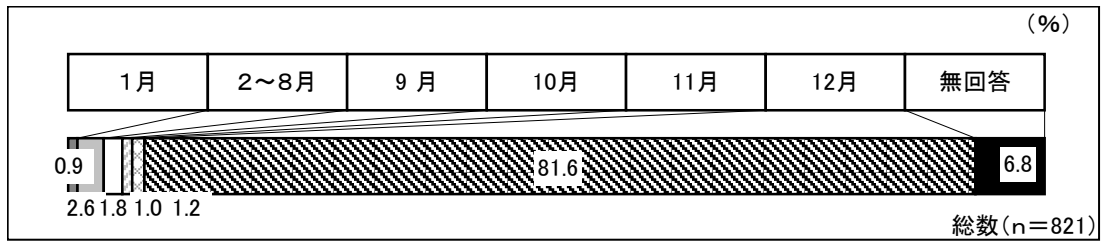
(サ) 回答者の所属先の所在地を管轄する地方裁判所支部

	人数	%		人数	%		人数	%
本庁	41	5	伊丹支部	1	0.1	諏訪支部	1	0.1
立川支部	10	1.2	伊那支部	1	0.1	西郷支部	1	0.1
川崎支部	5	0.6	宇和島支部	1	0.1	西三河支部	1	0.1
岡崎支部	4	0.5	横須賀支部	1	0.1	川越支部	1	0.1
沼津支部	4	0.5	下関支部	1	0.1	倉敷支部	1	0.1
小田原支部	3	0.4	加治木支部	1	0.1	相模原支部	1	0.1
一宮支部	2	0.2	会津若松支部	1	0.1	多治見支部	1	0.1
越谷支部	2	0.2	館山支部	1	0.1	大洲支部	1	0.1
葛城支部	2	0.2	岸和田支部	1	0.1	大牟田支部	1	0.1
熊谷支部	2	0.2	岩国支部	1	0.1	中村支部	1	0.1
郡山支部	2	0.2	久留米支部	1	0.1	長岡支部	1	0.1
高崎支部	2	0.2	玉名支部	1	0.1	都城支部	1	0.1
堺支部	2	0.2	熊野支部	1	0.1	唐津支部	1	0.1
三条支部	2	0.2	巖原支部	1	0.1	島原支部	1	0.1
小倉支部	2	0.2	古川支部	1	0.1	八戸支部	1	0.1
松戸支部	2	0.2	五島支部	1	0.1	八代支部	1	0.1
西条支部	2	0.2	五條支部	1	0.1	半田支部	1	0.1
知覧支部	2	0.2	呉支部	1	0.1	尾道支部	1	0.1
中津支部	2	0.2	弘前支部	1	0.1	彦根支部	1	0.1
津山支部	2	0.2	高岡支部	1	0.1	姫路支部	1	0.1
土浦支部	2	0.2	今治支部	1	0.1	浜田支部	1	0.1
尼崎支部	2	0.2	佐世保支部	1	0.1	福岡支部	1	0.1
武雄支部	2	0.2	佐倉支部	1	0.1	豊橋支部	1	0.1
名瀬支部	2	0.2	佐渡支部	1	0.1	北見支部	1	0.1
明石支部	2	0.2	三次支部	1	0.1	無回答	660	80.4
龍ヶ崎支部	2	0.2	四日市支部	1	0.1			
阿蘇支部	1	0.1	沼田支部	1	0.1			
伊賀支部	1	0.1	新庄支部	1	0.1			

(シ) 弁護士登録年（平成）

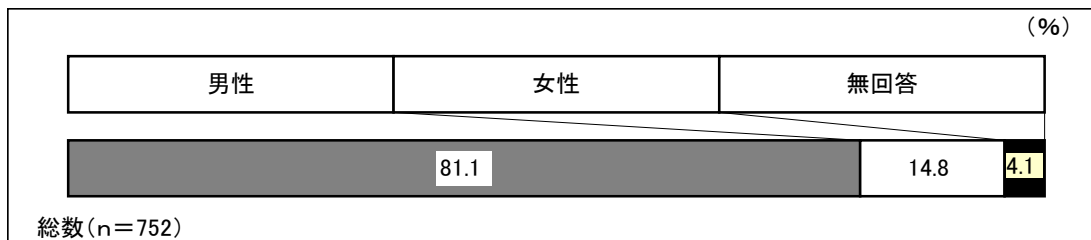


(ス) 弁護士登録月

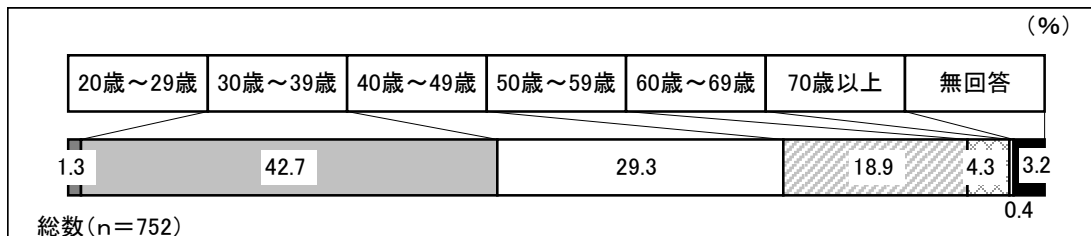


(5) 旧弁護士

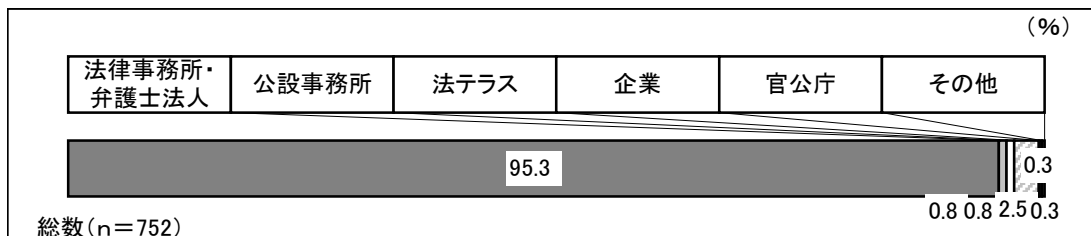
(7) 性別



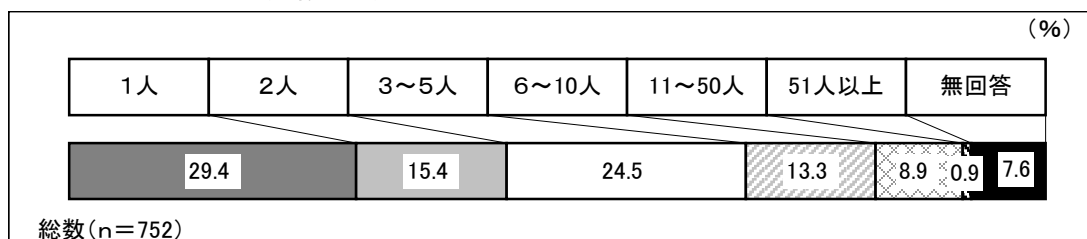
(イ) 年齢



(ウ) 現在の所属先



(I) 所属先の所属弁護士数（回答者自身を含む。）



(II) 回答者の所属先の所在地を管轄する地方裁判所本庁

	人数	%		人数	%		人数	%
東京地方裁判所	314	41.8	新潟地方裁判所	4	0.5	富山地方裁判所	2	0.3
大阪地方裁判所	77	10.2	長崎地方裁判所	4	0.5	和歌山地方裁判所	2	0.3
名古屋地方裁判所	31	4.1	那覇地方裁判所	4	0.5	甲府地方裁判所	1	0.1
福岡地方裁判所	27	3.6	旭川地方裁判所	3	0.4	鹿児島地方裁判所	1	0.1
横浜地方裁判所	22	2.9	宮崎地方裁判所	3	0.4	秋田地方裁判所	1	0.1
札幌地方裁判所	21	2.8	高知地方裁判所	3	0.4	盛岡地方裁判所	1	0.1
さいたま地方裁判所	17	2.3	山形地方裁判所	3	0.4	徳島地方裁判所	1	0.1
神戸地方裁判所	15	2	水戸地方裁判所	3	0.4	高松地方裁判所	0	0
千葉地方裁判所	14	1.9	仙台地方裁判所	3	0.4	松江地方裁判所	0	0
京都地方裁判所	11	1.5	前橋地方裁判所	3	0.4	青森地方裁判所	0	0
静岡地方裁判所	11	1.5	大津地方裁判所	3	0.4	福井地方裁判所	0	0
岡山地方裁判所	8	1.1	津地方裁判所	3	0.4	無回答	86	11.4
広島地方裁判所	7	0.9	福島地方裁判所	3	0.4			
大分地方裁判所	7	0.9	金沢地方裁判所	2	0.3			
奈良地方裁判所	5	0.7	釧路地方裁判所	2	0.3			
宇都宮地方裁判所	4	0.5	佐賀地方裁判所	2	0.3			
岐阜地方裁判所	4	0.5	山口地方裁判所	2	0.3			
熊本地方裁判所	4	0.5	長野地方裁判所	2	0.3			
松山地方裁判所	4	0.5	函館地方裁判所	2	0.3			

(カ) 回答者の所属先の所在地を管轄する地方裁判所支部

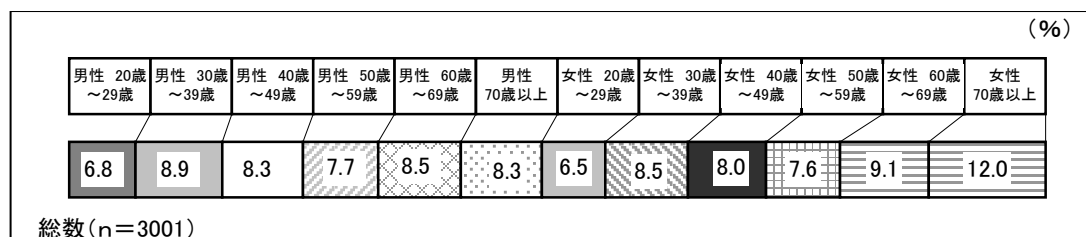
	人数	%		人数	%		人数	%
本庁	37	4.9	下関支部	1	0.1	西条支部	1	0.1
立川支部	14	1.9	下妻支部	1	0.1	倉敷支部	1	0.1
堺支部	5	0.7	下田支部	1	0.1	相模原支部	1	0.1
川越支部	5	0.7	葛城支部	1	0.1	帯広支部	1	0.1
久留米支部	4	0.5	館山支部	1	0.1	大館支部	1	0.1
川崎支部	4	0.5	岸和田支部	1	0.1	大村支部	1	0.1
尼崎支部	4	0.5	岩内支部	1	0.1	滝川支部	1	0.1
岡崎支部	3	0.4	古川支部	1	0.1	長岡支部	1	0.1
小倉支部	3	0.4	五島支部	1	0.1	土浦支部	1	0.1
松戸支部	3	0.4	御嵩支部	1	0.1	白河支部	1	0.1
沼津支部	3	0.4	佐倉支部	1	0.1	八女支部	1	0.1
浜松支部	3	0.4	佐伯支部	1	0.1	八日市場支部	1	0.1
郡山支部	2	0.3	四日市支部	1	0.1	彦根支部	1	0.1
中津支部	2	0.3	酒田支部	1	0.1	姫路支部	1	0.1
阿南支部	1	0.1	洲本支部	1	0.1	豊岡支部	1	0.1
伊丹支部	1	0.1	小樽支部	1	0.1	豊橋支部	1	0.1
一宮支部	1	0.1	小田原支部	1	0.1	柳川支部	1	0.1
越谷支部	1	0.1	新見支部	1	0.1	龍ヶ崎支部	1	0.1
延岡支部	1	0.1	諏訪支部	1	0.1	無回答	616	81.9
沖縄支部	1	0.1	須崎支部	1	0.1			

(キ) 司法修習期

	人数	%		人数	%		人数	%
33期	6	0.8	45期	8	1.1	57期	53	7
34期	10	1.3	46期	10	1.3	58期	46	6.1
35期	10	1.3	47期	10	1.3	59期	59	7.8
36期	11	1.5	48期	22	2.9	60期	68	9
37期	8	1.1	49期	24	3.2	61期	17	2.3
38期	18	2.4	50期	25	3.3	62期	10	1.3
39期	17	2.3	51期	25	3.3	63期	11	1.5
40期	11	1.5	52期	28	3.7	無回答	61	8.1
41期	8	1.1	53期	23	3.1			
42期	19	2.5	54期	30	4			
43期	20	2.7	55期	39	5.2			
44期	12	1.6	56期	33	4.4			

(6) 国民

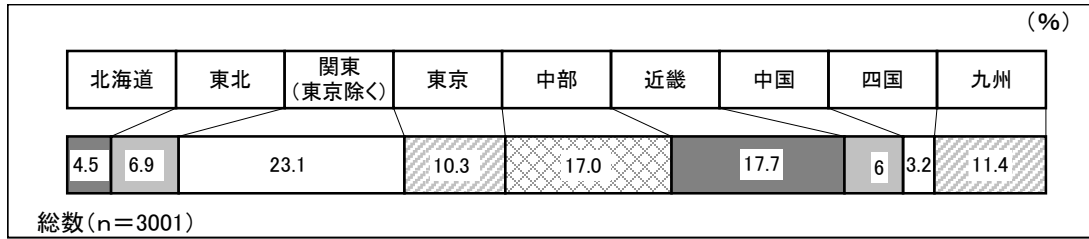
(7) 性別・年齢



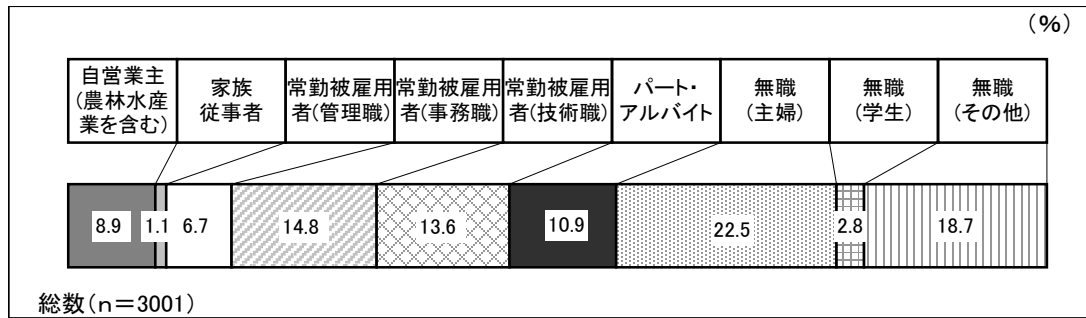
(イ) お住まいの地域

	人数	%		人数	%		人数	%
北海道	134	4.5	石川県	21	0.7	岡山県	60	2.0
青森県	27	0.9	福井県	16	0.5	広島県	70	2.3
岩手県	27	0.9	山梨県	10	0.3	山口県	25	0.8
宮城県	70	2.3	長野県	47	1.6	徳島県	18	0.6
秋田県	17	0.6	岐阜県	57	1.9	香川県	28	0.9
山形県	28	0.9	静岡県	77	2.6	愛媛県	42	1.4
福島県	37	1.2	愛知県	216	7.2	高知県	9	0.3
茨城県	62	2.1	三重県	30	1.0	福岡県	158	5.3
栃木県	32	1.1	滋賀県	19	0.6	佐賀県	16	0.5
群馬県	29	1.0	京都府	67	2.2	長崎県	25	0.8
埼玉県	164	5.5	大阪府	222	7.4	熊本県	34	1.1
千葉県	138	4.6	兵庫県	145	4.8	大分県	27	0.9
東京都	308	10.3	奈良県	36	1.2	宮崎県	37	1.2
神奈川県	269	9.0	和歌山県	13	0.4	鹿児島県	23	0.8
新潟県	34	1.1	鳥取県	12	0.4	沖縄県	22	0.7
富山県	31	1.0	島根県	12	0.4	合計	3001	100.0

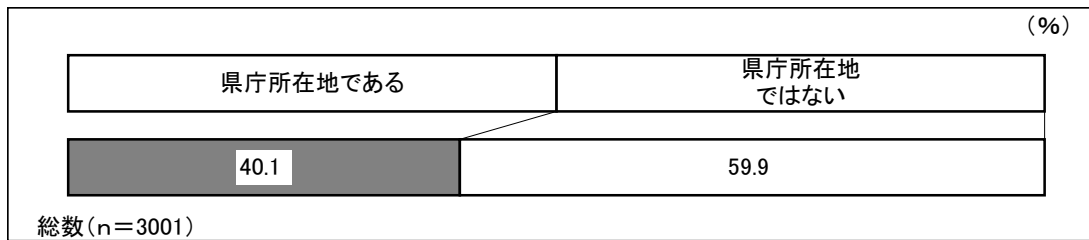
(ウ) 居住地域（ブロック別）



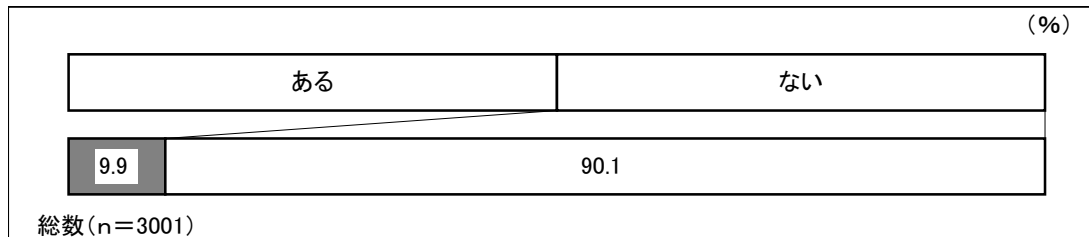
(I) 職業



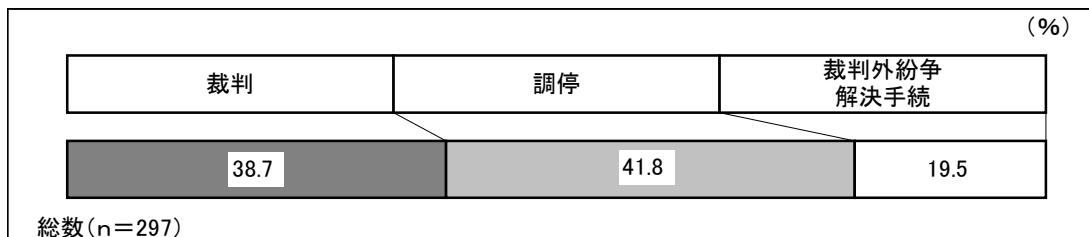
(オ) 居住地域



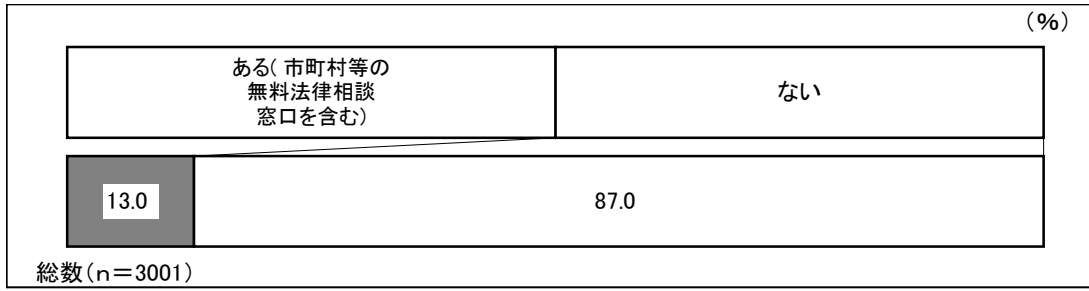
(カ) 最近5年の間に、裁判、調停、又は裁判外紛争解決手続の経験の有無（本人又は家族）



(キ) (カ) で「ある」場合の裁判、調停、又は裁判外紛争解決手続の具体的内容



(ク) 最近5年間に、裁判、調停又は裁判外紛争解決手続以外での弁護士相談有無（本人又は家族）



2 属性比較集計結果及び自由記載欄への意見

(1) 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関する実感

【対象：専任教員、新弁護士、旧弁護士】

ア 集計結果

① 国民の法的サービスのアクセス拡充

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「①司法制度を支える体制が充実（弁護士人口の地域的偏在の是正、弁護士会や地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）等の法律相談窓口の整備、国選弁護士契約を結ぶ弁護人数の増加等）し、国民が弁護士に法的問題の相談がしやすくなるなど、国民の法的サービスへのアクセスが拡充した」という項目については、専任教員、新弁護士及び旧弁護士のいずれの属性も過半数が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

- ① 司法制度を支える体制が充実（弁護士人口の地域的偏在の是正、弁護士会や地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）等の法律相談窓口の整備、国選弁護士契約を結ぶ弁護人数の増加等）し、国民が弁護士に法的問題の相談がしやすくなるなど、国民の法的サービスへのアクセスが拡充した。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わな い 計*2
全体 (1773)	23.9	44.4	10.4	15.5	5.1	0.7	68.3	25.9
専任教員 (200)	33.5	46.0	5.5	10.0	4.0	1.0	79.5	15.5
新弁護士 (821)	26.9	47.3	8.5	11.0	5.8	0.5	74.2	19.5
旧弁護士 (752)	18.0	41.0	13.7	21.9	4.5	0.9	59.0	35.6

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

①-2 国民が弁護士を選べるようになったか否かについて

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「①-2 国民が弁護士を選べるようになった」という項目については、専任教員は過半数（52.0%）が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。一方、新弁護士は肯定的な回答をする者（48.4%）と、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者（46.1%）の割合が拮抗しており、旧弁護士は否定的な回答をする者が6割を超えて（62.7%）いる

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

①-2 国民が弁護士を選べるようになった。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わな い 計*2
全 体 (1773)	11.8	29.7	18.2	34.1	5.2	0.9	41.5	52.3
専任教員 (200)	15.0	37.0	16.0	22.5	7.0	2.5	52.0	38.5
新弁護士 (821)	14.3	34.1	18.3	27.8	5.4	0.2	48.4	46.1
旧弁護士 (752)	8.4	23.0	18.6	44.1	4.7	1.2	31.4	62.7

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

② 弁護士の活動領域の拡大と多様化・高度化する法的需要への対処について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「②高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹の養成及び確保が進むとともに、企業や公的機関等で働く弁護士が増加するなどの弁護士の活動領域の拡大が進み、質的に多様化・高度化する我が国社会の法的需要に適切に対処できるようになった」という項目については、いずれの属性も否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が過半数を超えている。特に、新弁護士（70.5%）及び旧弁護士（86.9%）で他の属性と比較してその割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

② 高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹の養成及び確保が進むとともに、企業や公的機関等で働く弁護士が増加するなどの弁護士の活動領域の拡大が進み、質的に多様化・高度化する我が国社会の法的需要に適切に対処できるようになった。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (1773)	3.2	14.8	19.7	55.8	5.7	0.8	18.0	75.5
専任教員 (200)	11.0	30.5	24.0	29.0	4.5	1.0	41.5	53.0
新弁護士 (821)	2.9	18.6	22.2	48.4	7.6	0.4	21.5	70.6
旧弁護士 (752)	1.3	6.5	15.8	71.1	4.0	1.2	7.8	86.9

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
*2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

②-2 国際的・地球的課題等への対処について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「②-2 特に経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等に適切に対処できるようになった」という項目については、いずれの属性も否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が過半数を超えている。特に、新弁護士（72.7%）及び旧弁護士（85.3%）で他の属性と比較してその割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

②-2 特に経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等に適切に対処できるようになった。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (1773)	1.7	18.2	58.1			15.0	7.9	76.3
専任教員 (200)	4.5	23.5	26.0	31.0		13.5	28.0	57.0
新弁護士 (821)	1.8	19.0	53.7			19.9	7.0	72.7
旧弁護士 (752)	0.8	15.2	70.1			10.1	3.5	85.3

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

②-3 専門的知見を要する法的紛争への対処について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「②-3 特に知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争に適切に対処できるようになった」という項目について、新弁護士は 64.9%、旧弁護士は 82.4%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。一方、専任教員は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者が 48.5%、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をする者が 40.0%となっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

②-3 特に知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争に適切に対処できるようになった。

(n)	回答内容						合計 (%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (1773)	2.7	13.6	19.9	50.6	12.4	0.8	16.3	70.5
専任教員 (200)	9.5	30.5	22.0	26.5	10.0	1.5	40.0	48.5
新弁護士 (821)	2.4	15.8	21.4	43.5	16.4	0.4	18.2	64.9
旧弁護士 (752)	1.1	6.8	17.6	64.8	8.6	1.2	7.9	82.4

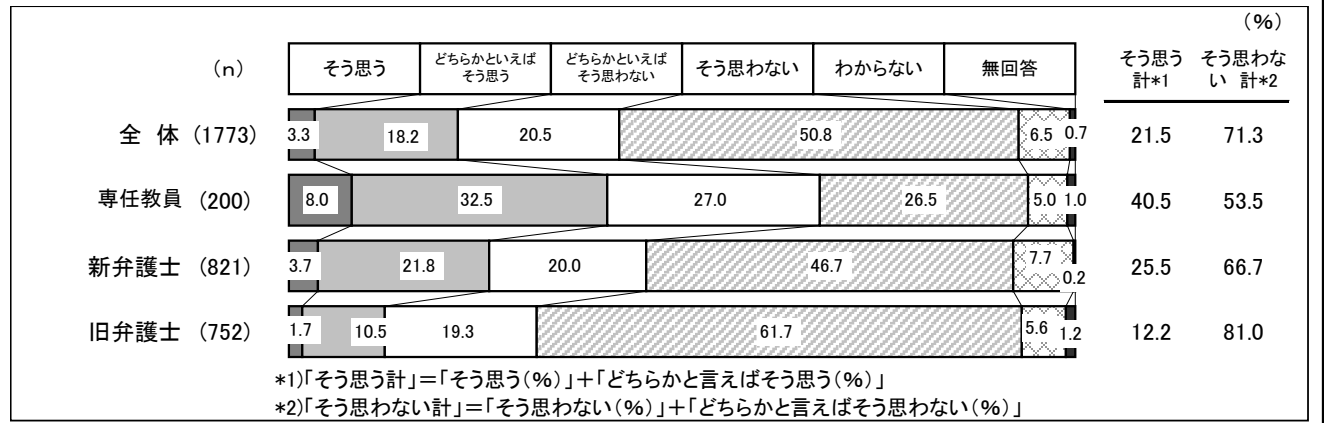
*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

③ 潜在していた我が国社会の法的需要の発掘について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「③潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた」という項目については、いずれの属性も過半数が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。特に、旧弁護士では81.0%と他の属性と比較してその割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

③ 潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた。



④ 裁判の迅速化について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「④裁判が迅速に行われるようになった」という項目については、専任教員は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者が47.0%であり、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の44.0%より高い。一方、新弁護士は75.1%、旧弁護士は86.6%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

④ 裁判が迅速に行われるようになった。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (1773)	2.1	11.8	18.8	57.6		8.7	13.9	76.4
専任教員 (200)	11.5	35.5		20.0	24.0	7.0	47.0	44.0
新弁護士 (821)	0.7	10.8	20.0	55.1		12.8	11.5	75.1
旧弁護士 (752)	1.1	6.5	17.3	69.3		4.7	7.6	86.6

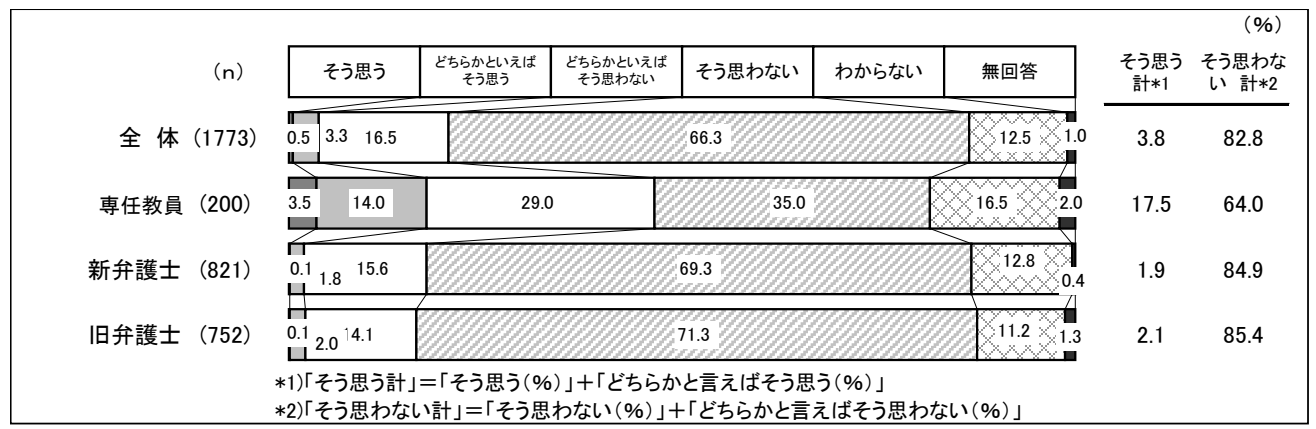
*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
*2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

⑤ 検察官の増加による刑事司法の円滑な運用について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「⑤検察官が増えたことで刑事司法が円滑に運用されるようになった」という項目については、いずれの属性でも否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が過半数を超えている。特に、新弁護士で 84.9%、旧弁護士で 85.4%とその割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

⑤ 検察官が増えたことで刑事司法が円滑に運用されるようになった。

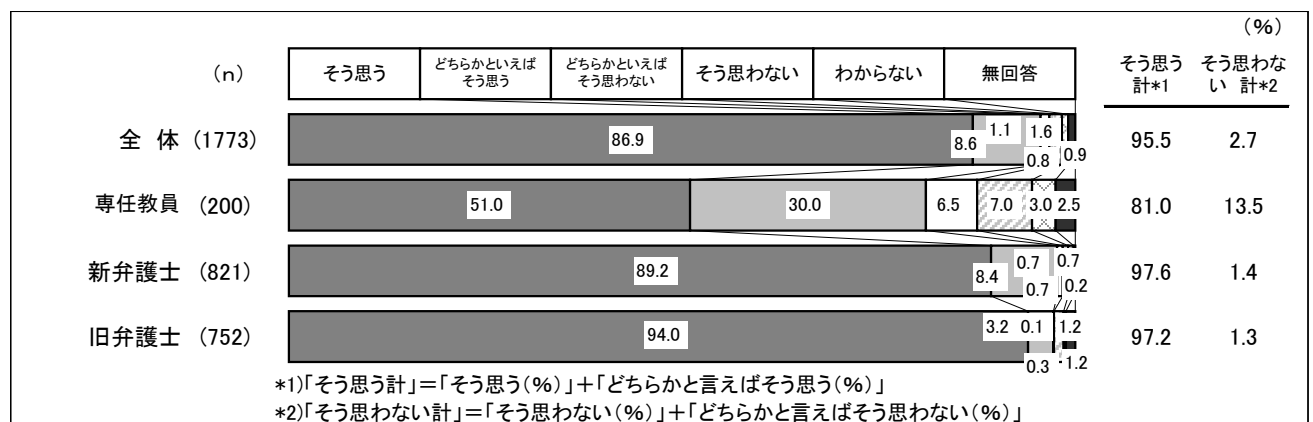


⑥ 新人弁護士の雇用環境の悪化（いわゆる「就職難」の発生）について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「⑥新人弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）している」という項目については、いずれの属性も8割以上が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。特に、新弁護士で97.6%、旧弁護士で97.2%とその割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

⑥ 新人弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）している。

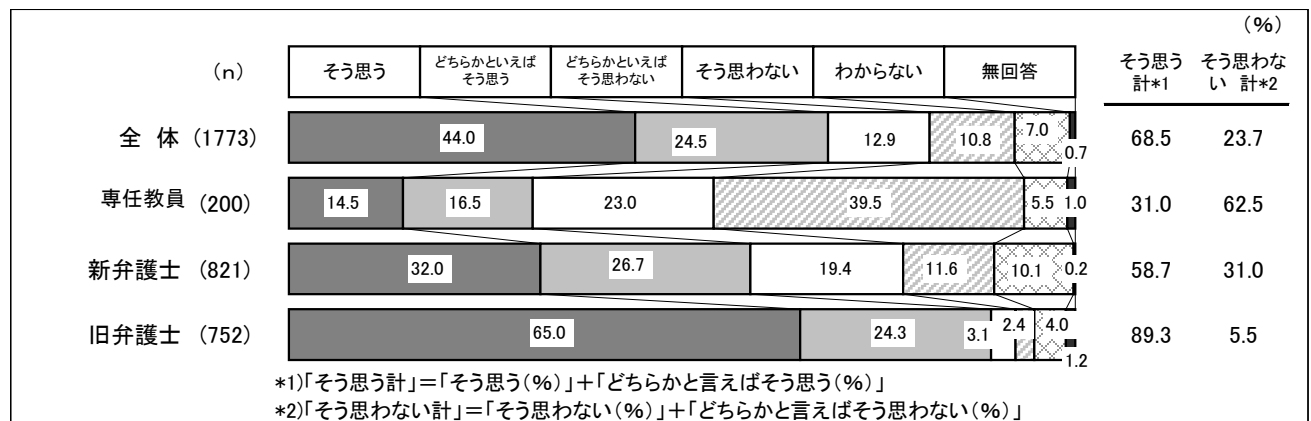


⑦ 経験不足の弁護士の増加による国民の権利保障への支障のおそれについて

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「⑦実務家として必要な経験・能力を十分修得できていない弁護士が大量に生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている」という項目については、専任教員は62.5%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。一方、新弁護士は58.7%、旧弁護士は89.3%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

⑦ 実務家として必要な経験・能力を十分修得できていない弁護士が大量に生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。

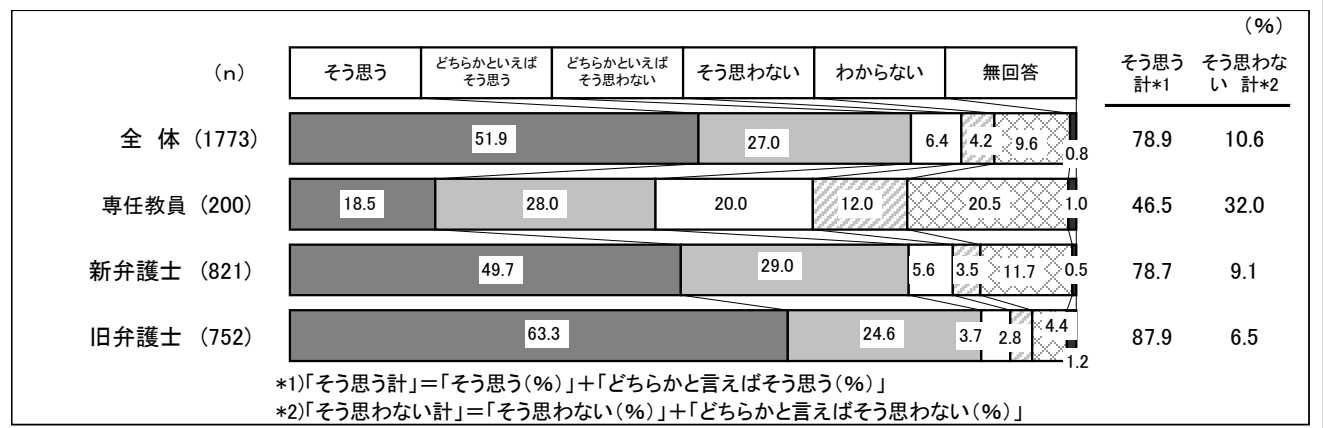


⑧ 仕事量（事件数）の減少による年収の低下について

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関し、「⑧弁護士1人当たりの仕事量（事件数）が減少し年間収入が低下している」という項目については、専任教員は肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をする者が46.5%であり、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者の32.0%より多いものの過半数ではない。一方、新弁護士は78.7%、旧弁護士は87.9%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、その割合が高くなっている。

問1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

⑧ 弁護士1人当たりの仕事量（事件数）が減少し年間収入が低下している。



イ 自由記載欄への意見

法曹人口が増加したことによる効果又は問題点に関しては、専任教員が 58 人、新弁護士が 189 人、旧弁護士が 272 人の合計 519 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる（なお、1 人が複数の意見を述べている場合があるため、意見を述べた者の合計数と意見の件数の合計数は一致しない。以下全ての項目の自由記載について同じ。）。

【司法制度改革（法曹養成制度・法曹人口拡大政策）に対する批判（130 件）】

（専任教員：9 件、新弁護士：43 件、旧弁護士 78 件）

- ・司法制度改革審議会の 3,000 人合格目標は、需要拡大についての裏付けがないまま、その後拙速に閣議決定されている。法曹人口を増加させるにしても、需要の拡大動向を検証しつつ、漸次、増加させるべきだった。
- ・最近はロースクールこそ参入障壁であり、旧司法試験に戻して欲しいという声も強くなっている。司法制度改革が大失敗に終わったことを率直に認め、制度を旧に復すべきである。
- ・職業としての弁護士の魅力が劇的に低下している。経済的・時間的負担、不合格となるリスク、就職難、就職先が見つかって仕事を選べば収入激減という状態では魅力的な人材が集まるはずがない。個人の意気や気概に全面的に依拠してようやく制度が成り立っているように見え、仕組としては破綻しているとみざるをえない。

【裁判官・検察官の増加等が少ないため、法曹人口拡大の効果が限定されているとの指摘（90 件）】

（専任教員：10 件、新弁護士：47 件、旧弁護士：33 件）

- ・裁判所、検察庁の物的・人的資源の拡充も求められているにもかかわらず、むしろ施設については集約され、弁護士以外の法曹の増加も少なく、司法予算も偏っており、いびつな司法制度改革となっていると思う。

【法曹需要の拡大や活動領域の拡大を否定（78 件）】

（専任教員：9 件、新弁護士：25 件、旧弁護士：44 件）

- ・弁護士人員の増加ペースほど需要は拡大していない。また、企業や労働組合が弁護士を雇い入れると言うことが閣議決定の理由にもなっていたが、やはり弁護士人員の増加ペースほどは雇われていないようである。
- ・法曹人口の増加に比べ、専門分野の広がりへの反映は小さいと思う。
- ・弁護士（会）による営業活動努力が十分に行われていない。需要開発が不足している。
- ・一般的法曹三者と企業内弁護士の間での上下関係が存在している。法曹人口が拡大した分、様々な分野に法曹資格者を送り込むべきであるが、合格者も企業へ行くことが一種の負け組のように感じている。こうした価値観を払拭すべき。

【弁護士の質の低下を指摘（76 件）】

（専任教員：6 件、新弁護士：20 件、旧弁護士：50 件）

- ・新人弁護士の質の低下が著しく、事務所としては怖くて採用できない。

- ・ 司法修習期間の短縮も含め、新人弁護士がスキルアップをする機会は以前より確実に減少。

【人口拡大による法的サービスへのアクセスの改善を否定（68件）】

（専任教員：2件、新弁護士：18件、旧弁護士：48件）

- ・ 国民の法的サービスへのアクセスの改善については、数が増えたから自動的にそうなったのではない。ひまわり公設などほかの施策の影響も無視できない。
- ・ 法的サービスのアクセスの可能性が増えたものの、質の悪い弁護士の量も増えているため、国民は質の悪い弁護士へのアクセスのリスクを負担する結果になっている。
- ・ 国民が弁護士を選ぶのは困難かつ危険。価格競争も、安い＝質の悪いことにつながるだけ。ネット等の不確かな情報で国民が弁護士を選べるようになった現状はむしろマイナス。

【弁護士の急増に伴う競争の激化による、いわゆる無理筋事件の増加や利益優先の傾向、公益的活動の低下を指摘（62件）】

（専任教員：0件、新弁護士：16件、旧弁護士：46件）

- ・ 収入の低下等により、弁護士が高い倫理観を貫き通す事が困難となってきている。弁護士の生活基盤が不安定になったため、人権を守るための活動等、ボランティア的な活動をするのが困難になってきている。
- ・ 収入が減少したことで、無理筋事件や弁護士の非違行為などが増え、弁護士の質の低下が進んでいると思われ、即独弁護士があふれた場合、このような危険にさらされる者も増加する懸念。

【就職難や収入の低下など、弁護士の雇用・経済状況の悪化を指摘（43件）】

（専任教員：9件、新弁護士：14件、旧弁護士：20件）

- ・ 弁護士が営業面に労力を割かざるを得ず、専門家としてじっくり研鑽するゆとりがなくなった。
- ・ 若手弁護士の生活が困難になっている。

【司法制度改革（法曹養成制度・法曹人口拡大政策）を評価（34件）】

（専任教員：12件、新弁護士：15件、旧弁護士：7件）

- ・ 法科大学院制度の導入により、多様な法曹、とりわけ、多彩なバックグラウンドを持つ弁護士が多く誕生しており、多様な市民の多様なニーズに柔軟に対応する体制が実現しつつある。新しい法曹養成制度の中核である法科大学院の存在意義は極めて大きい。
- ・ 弁護士だから仕事がある、という甘い考えではなく、競争があつてこそ全体的な質が向上し、国民にとってもアクセスしやすい報酬体系になると思ひ、全体としては評価できる。

【その他の意見】

- ・ 弁護士のOJT不足やそのことによる利用者への悪影響を懸念（31件）
- ・ 法曹志願者の減少や多様性の確保が困難となっていることを問題視する意見（25件）
- ・ 設問にあげた効果・影響は法曹人口の拡大とは直接関係しないとの意見（21件）
- ・ 法曹人口拡大による効果を評価（20件）
- ・ 今後は需要が拡大するとする意見（5件）
- ・ その他（30件）

(2) 司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることについて

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士、国民（一部問のみ）】

ア 集計結果

① 法曹人口は現在の法曹需要に見合っているか否かについて

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「①法曹人口は現在の法曹に対する需要に見合ったものとなっており、特段の問題はない」という項目については、専任教員、学生、修了者は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者が 6～7 割と高い割合となっている。一方、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をする者が、新弁護士では 48.9%、旧弁護士では 50.0%と、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）とする割合よりやや高くなっている。

また、国民は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 39.4%でもっとも高いが、次に「わからない」と回答する者が 31.1%となっている。

問 2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは
どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

① 法曹人口は現在の法曹に対する需要に見合ったものとなっており、特段の問題はない。

(n)	回答内容						合計 (%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (5117)	13.5	19.7	18.6	26.8	21.0	0.3	33.2	45.4
専任教員 (200)	9.5	20.5	19.0	44.5	5.5	1.0	30.0	63.5
学 生 (220)	8.6	12.7	16.8	50.5	11.4	0.0	21.3	67.3
修了者 (123)	4.9	9.8	14.6	56.9	13.8	0.0	14.7	71.5
新弁護士 (821)	23.8	20.1	16.4	32.5	6.5	0.7	43.9	48.9
旧弁護士 (752)	33.1	10.5	10.1	39.9	5.2	1.2	43.6	50.0
国民 (3001)	6.7	22.8	21.6	17.8	31.1	0.0	29.5	39.4

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
*2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

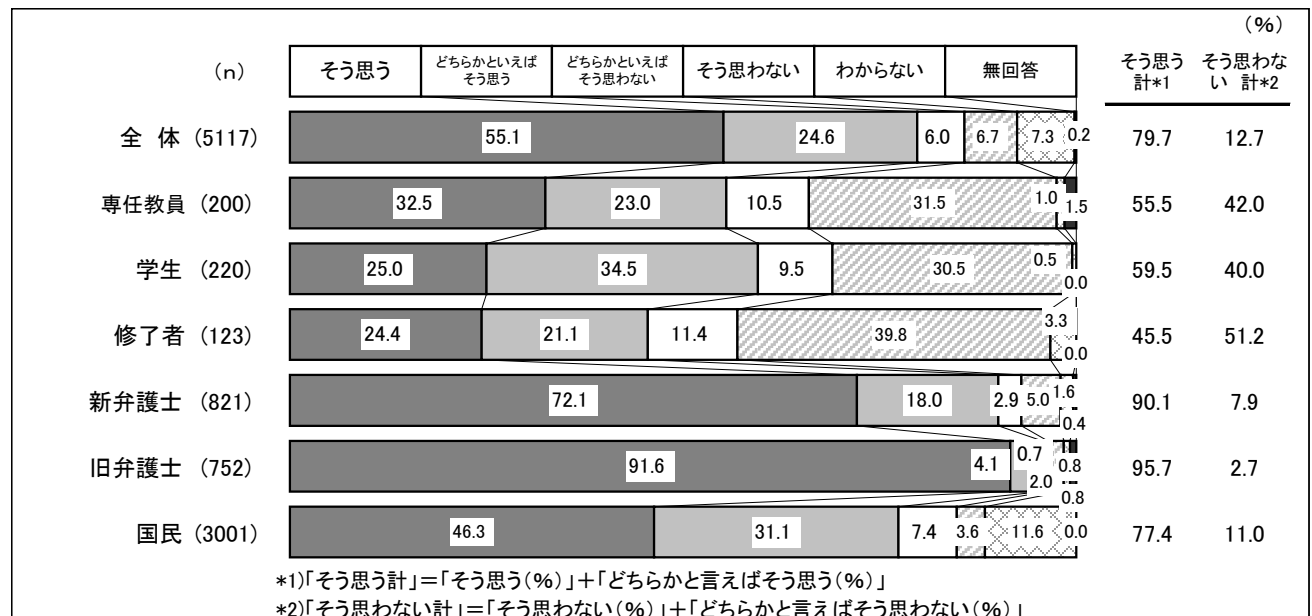
② 資格試験の水準に達しない者が不合格となることについて

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「②司法試験は資格試験であり一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として 3,000 人目標を達成できなくてもやむを得ない」という項目については、修了者を除く全ての属性において過半数を超える者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。

特に旧弁護士（95.7%）、新弁護士（90.1%）、国民（77.4%）で肯定的な回答の割合が高い。

問2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは
どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

② 司法試験は資格試験であり一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として 3,000 人目標を達成できなくてもやむを得ない。



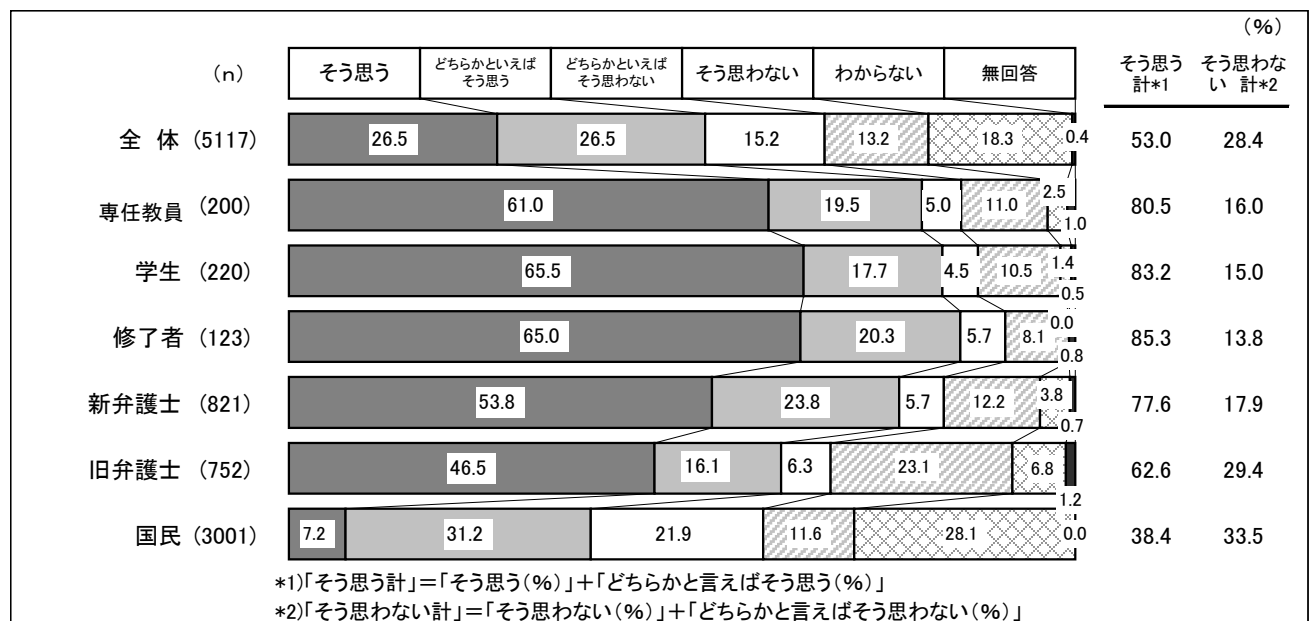
③ 多様な人材を法曹に受け入れるという理念の実現への懸念について

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「③法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかとの懸念が生じている」という項目については、専任教員、学生及び修了者の 8 割を超える者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。新弁護士（77.6%）、旧弁護士（62.6%）も高い割合で、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。

国民については、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 38.4%、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 33.5%、「わからない」と回答した者が 28.1%となっている。

問 2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは
どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

③ 法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかとの懸念が生じている



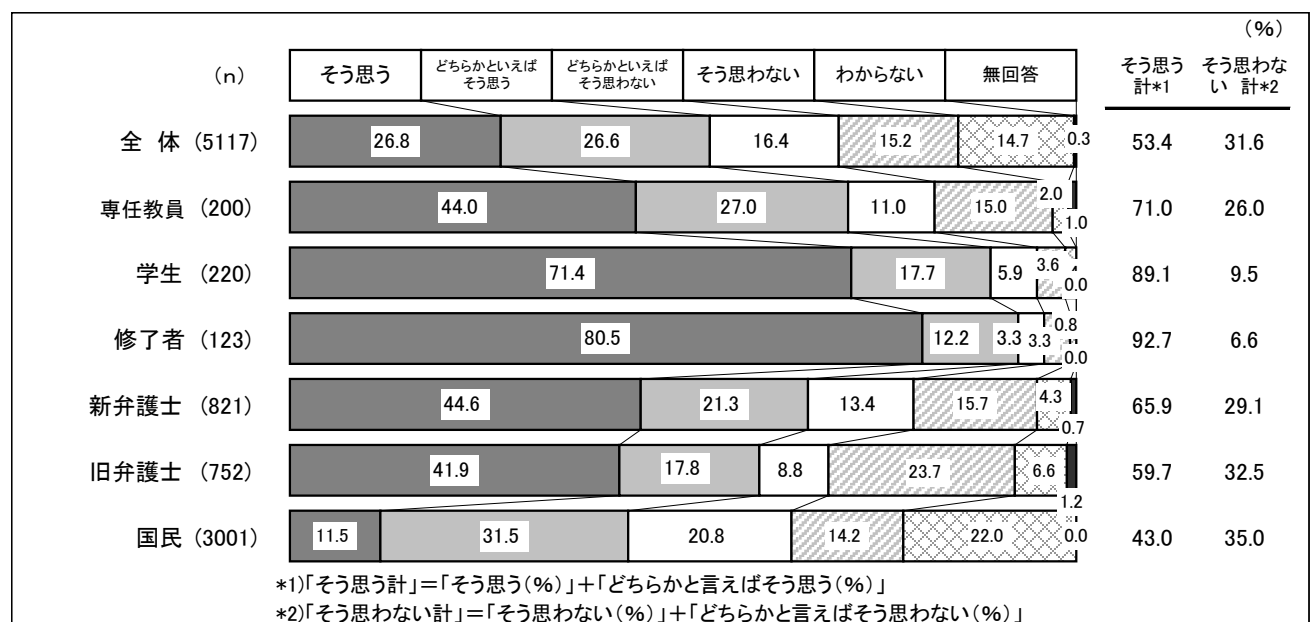
④ 人材活用面での社会的損失の招来について

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「④法科大学院を修了しても司法試験に合格しない者が多数発生し人材活用面での社会的損失を招いている」という項目については、国民を除く全ての属性で過半数の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。特に、修了者で 92.7%、学生で 89.1%、専任教員で 71.0%とその割合が高くなっている。

国民については、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 43.0%、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 35.0%と、肯定的な回答をした者が若干多い。このほか、「わからない」と回答した者が 22.0%となっている。

問 2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは
どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

④ 法科大学院を修了しても司法試験に合格しない者が多数発生し人材活用面での社会的損失を招いている。



⑤ 「上位 3,000 人に入れば合格する」との期待が裏切られることについて

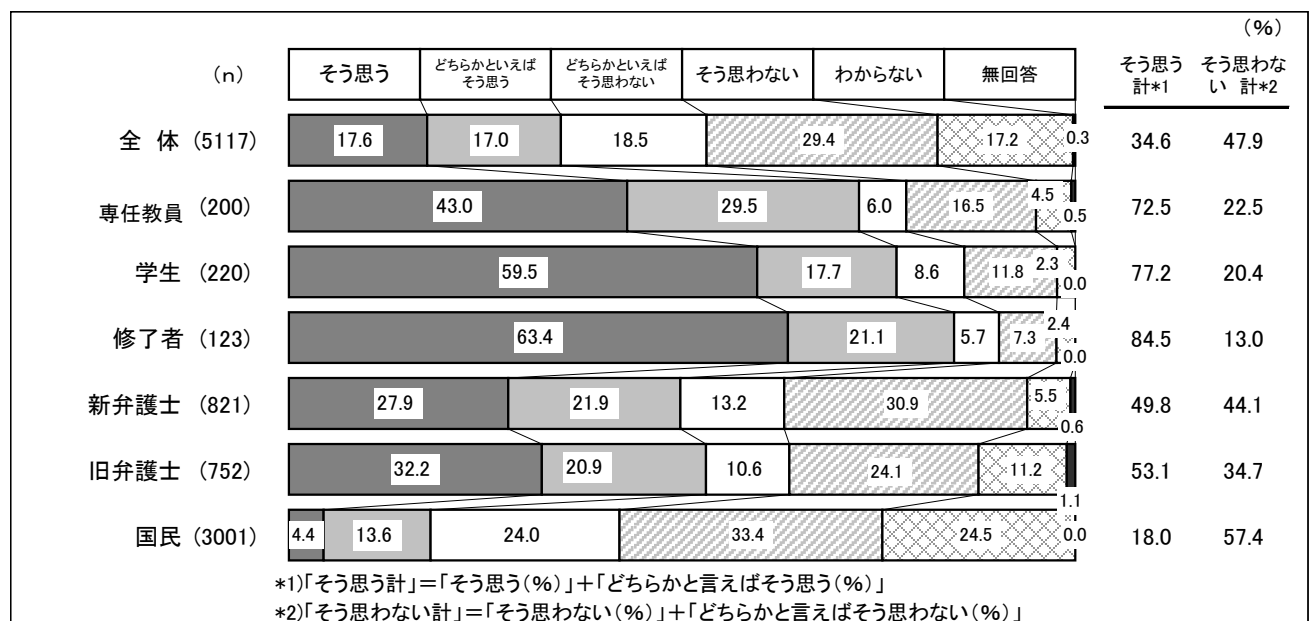
司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「⑤「上位 3,000 人に入れば合格する」と思って法科大学院に入学した者は裏切られたという気持ちになる」という項目については、国民を除くいずれの属性も肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている者の方が多い。

特に修了者（84.5%）、学生（77.2%）、専任教員（72.5%）が高い割合となっている。一方、旧弁護士は 53.1%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をし、過半数を超えているが、新弁護士は肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 49.8%で、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 44.1%と意見が割れている。

国民については、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をした者が 57.4%であり、これは他のどの属性よりも高い割合となっている。

問 2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは どう思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

⑤ 「上位 3,000 人に入れば合格する」と思って法科大学院に入学した者は裏切られたという気持ちになる。



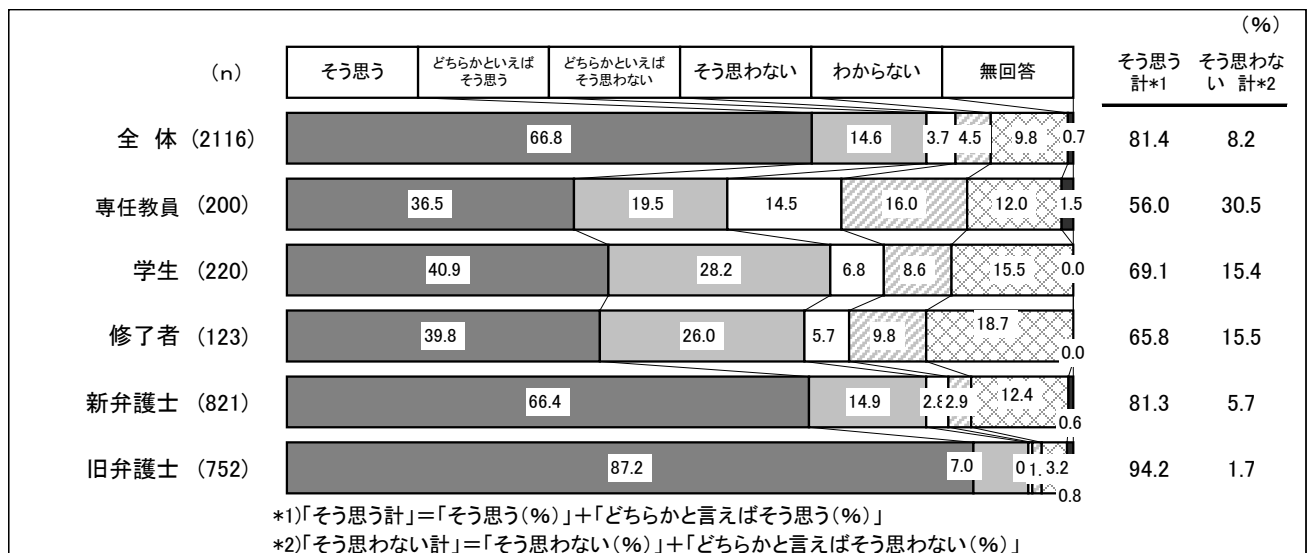
⑥ 法曹需要予測について

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関し、「⑥3,000 人という目標は、欧米の状況を踏まえて算出したとされているが、法曹需要の予測については、諸外国の法曹制度との違い等を踏まえた別の方法があった」という項目については、専門的な内容を含む事項であるので、国民については質問事項とはしなかった。

この結果、国民を除くいずれの属性も過半数の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。特に旧弁護士（94.2%）、新弁護士（81.3%）はその割合が高くなっている。

問 2 司法試験合格者数年間 3,000 人目標は平成 22 年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたは
どう思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

⑥ 3,000 人という目標は、欧米の状況を踏まえて算出したとされているが、法曹需要の予測については、諸外国の法曹制度との違い等を踏まえた別の方法があった。



注) この設問は「国民」に対しては行っていない。

イ 自由記載欄への意見

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成となっていることに関しては、専任教員が 60 人、学生が 80 人、修了者が 50 人、新弁護士が 189 人、旧弁護士が 272 人、国民が 574 人の合計 1,225 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【目標の達成にこだわるよりも、法曹の質の維持・向上を望む（目標が達成されなくても問題はない）（307 件）】

（専任教員：2 件、学生：4 件、修了者：0 件、新弁護士：10 件、旧弁護士：49 件、国民：242 件）

- ・人数論は質の確保及び需要の面から検討すべきである。
- ・質の低い法曹が社会に及ぼす損害を考えたら、3,000 人の数字に拘るべきではない。法科大学院の学生は気の毒だが、低質な法曹を社会に大量に放つ方が、大損害を生じさせる。
- ・3,000 人目標の達成が第一義ではなく、質の良い人材をどうやって育てるかに傾注すべき。

【目標自体に問題がある。目標値を見直すべき。（274 件）】

（専任教員：15 件、学生：9 件、修了者：3 件、新弁護士：77 件、旧弁護士：152 件、国民：18 件）

- ・法曹人口増加論は、既に過去の話になっていると感じる。現在の社会、経済状況に合致した議論をもう一度行うべきである。過去の議論に引きずられるべきでない。
- ・そもそも 3,000 人という数字自体が、マーケティング調査などを経て算出されたものでなく、現状の法曹需要からはかけ離れたものと感じる。人材育成の観点からも、既存の法律事務所が OJT で育成できる人数を超えている。
- ・現在、合格者数が 2,000 人であっても雇用悪化となっている以上、現実問題として合格者 3,000 人という当初目標の達成は困難と思われる。現実に即した政策転換が必要と考える。

【法曹志願者の減少などの原因・現状を危惧する意見（185 件）】

（専任教員：1 件、学生：9 件、修了者：2 件、新弁護士：56 件、旧弁護士：98 件、国民：13 件）

- ・志願者が減少したことにより合格率が低下するのではない。合格率が低いこと、不合格となるリスクや受験回数制限、法科大学院への経済的・時間的コスト、就職難などを考えれば、志願者が減少するのは当然のこと。
- ・法曹の魅力そのものが低下しているため、志願者が減少しているのではないか。
- ・5 年 3 回の受験に失敗すれば、その先の道がないことが、志願者を減少させる理由である。

【目標が達成できなかったのは、法科大学院教育等に問題があるのではないか。（163 件）】

（専任教員：5 件、学生：7 件、修了者：7 件、新弁護士：27 件、旧弁護士：45 件、国民：72 件）

- ・幅広い分野からの人材確保は、法科大学院制度では不可能である。
- ・3,000 人という目標をロースクール制度で達成することに無理がある。合格に必要な教育を施せる力のあるロースクールは一部に限られる。そもそも未修者が 3 年学修し、卒業後 5 年で受かる試験ではない。
- ・法科大学院の指導の質がまだ不足していると感じる。司法試験の質を下げることなく、3 年間

で無理なく最低限の力のある弁護士を増やせる体制を作るべきである。

【計画通り、毎年3,000人合格させるべきであるとする意見（131件）】

（専任教員：26件、学生：15件、修了者：31件、新弁護士：30件、旧弁護士：16件、国民：13件）

- ・3,000人未達成は、受験生に対する裏切りだけでなく、よりよい司法サービスを受けられるはずであった国民に対する裏切りでもある。
- ・国家が数値目標を安易に変更することで個々人の人生設計が大幅に狂うようなことは断じて許されない。
- ・3,000人になれば、弁護士間でのサービス、価格競争が不可避となり、好ましい。

【増加した法曹の受け入れ体制が不十分であり問題（84件）】

（専任教員：9件、学生：7件、修了者：6件、新弁護士：23件、旧弁護士：32件、国民：7件）

- ・法曹三者以外への就職が進んでいないことが問題である。
- ・この制度改革は財界主導で始めたことなので、企業で法曹資格者の受け入れを増やすのが当然。企業のコンプライアンスの面からも不可欠であるはず。
- ・司法修習だけでは実際に仕事をするに十分なスキルは得られず、2～3年間は有能な上司の指導を受けて実際に仕事をしながらスキルを向上させることが必要。弁護士は就職先がなく、即時に独立するような場合はその機会が十分に得られない。

【隣接法律専門職を考慮して3,000人目標を出したのか、疑問（82件）】

（専任教員：4件、学生：2件、修了者：2件、新弁護士：21件、旧弁護士：52件、国民：1件）

- ・欧米の状況と比較して算出した目標人数といっても、各国の制度の違いを考慮せずに、弁護士と翻訳される職業の人数だけで比較しても意味がない。日本の場合には、司法書士等の周辺士業がいるのでこうした士業者も数に入れて検討する必要がある。
- ・行政書士、司法書士をもっと活用すべきであった。そうすれば、弁護士の数だけ増やすのとは別の選択肢があったはずである。

【その他の意見】

- ・司法試験では法知識だけでなく法曹倫理や人間性なども問う形式にすべき（57件）
- ・毎年3,000人合格させるほどの法曹需要はない（需要が顕在化していない）。（54件）
- ・法曹の多様性確保のために、法科大学院修了を受験資格要件から外すべき。（48件）
- ・毎年2,000人程度の合格となるよう、人数調整が行われているのではないか。（37件）
- ・法科大学院修了生、新司法試験合格者の資質に問題がある。（39件）
- ・日本社会は、欧米ほどの法曹人口を必要としない。国民性に合わない。（34件）
- ・目標と現実の乖離、増えすぎた法曹の問題に対する政府・審議会の責任を問う（32件）
- ・一番の犠牲者は受験生ではないか。（29件）
- ・「上位何番目までに入れば、受かる」という発想が問題。（22件）
- ・法曹人口の急激な拡大による様々な問題は、法曹全体への国民の不信感を招く。（19件）
- ・その他（60件）

(3) 司法試験合格者数年間 3,000 人目標が未達成の理由について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

ア 集計結果

① 法科大学院の志願者数が減少していることについて

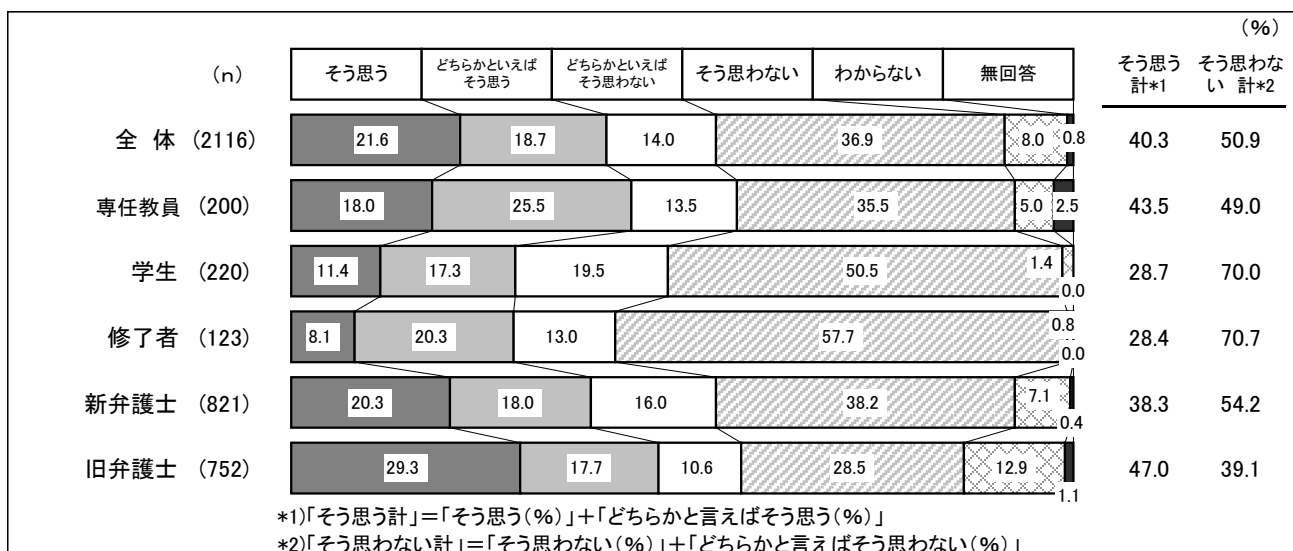
司法試験合格者数年間 3,000 人目標が達成できなかった理由に関し、「①法科大学院の志願者数が減少するなど、優秀な者が法曹を目指さなくなっているから」という項目については、学生、修了者は全体の 7 割程度が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。一方、新弁護士は 54.2%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をし、この反対の回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の 38.3%よりやや多い割合となっている。

一方、専任教員については 49.0%の者が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）であるのに対し、43.5%の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）であり、意見が割れている。

また、旧弁護士は肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 47.0%で、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の 39.1%より高い割合となっている。

問 3 司法試験の年間合格者数 3,000 人目標が達成できなかった理由について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

① 法科大学院の志願者数が減少するなど、優秀な者が法曹を目指さなくなっているから。



② 一部法科大学院の入学者選抜や修了認定における課題や合格率低迷による支障について

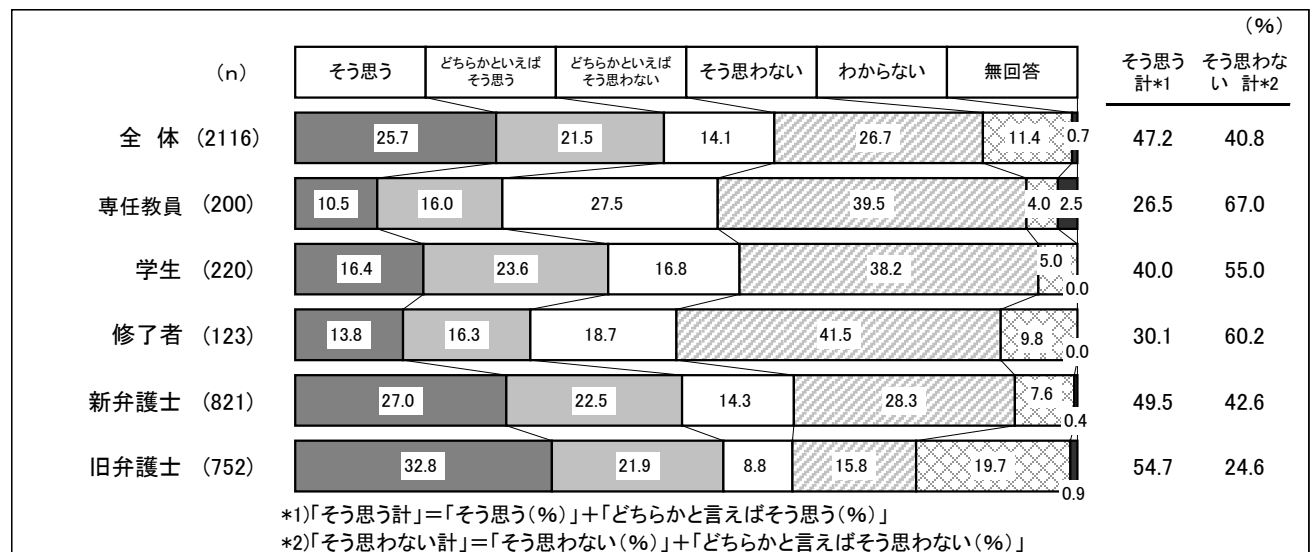
司法試験合格者数年間 3,000 人目標が達成できなかった理由に関し、「②一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分、新司法試験の合格率が低迷、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない等の問題が生じているから」という項目については、専任教員（67.0%）、学生（55.0%）、修了者（60.2%）の過半数の者が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」）をしている。

一方、新弁護士については、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 49.5%、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」）が 42.6%と意見が割れている。

また、旧弁護士については、肯定的な回答が（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）54.7%と過半数を占めている。

問3 司法試験の年間合格者数 3,000 人目標が達成できなかった理由について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

② 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分、新司法試験の合格率が低迷、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない等の問題が生じているから。



③ 新司法試験の内容が法科大学院の教育内容を踏まえてないことについて

司法試験合格者数年間 3,000 人目標が達成できなかった理由に関し、「③新司法試験の内容が法科大学院の教育内容を十分に踏まえたものとなっていないから」という項目については、新弁護士(65.0%)、専任教員(62.0%)で否定的な回答(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」)の割合が高い。

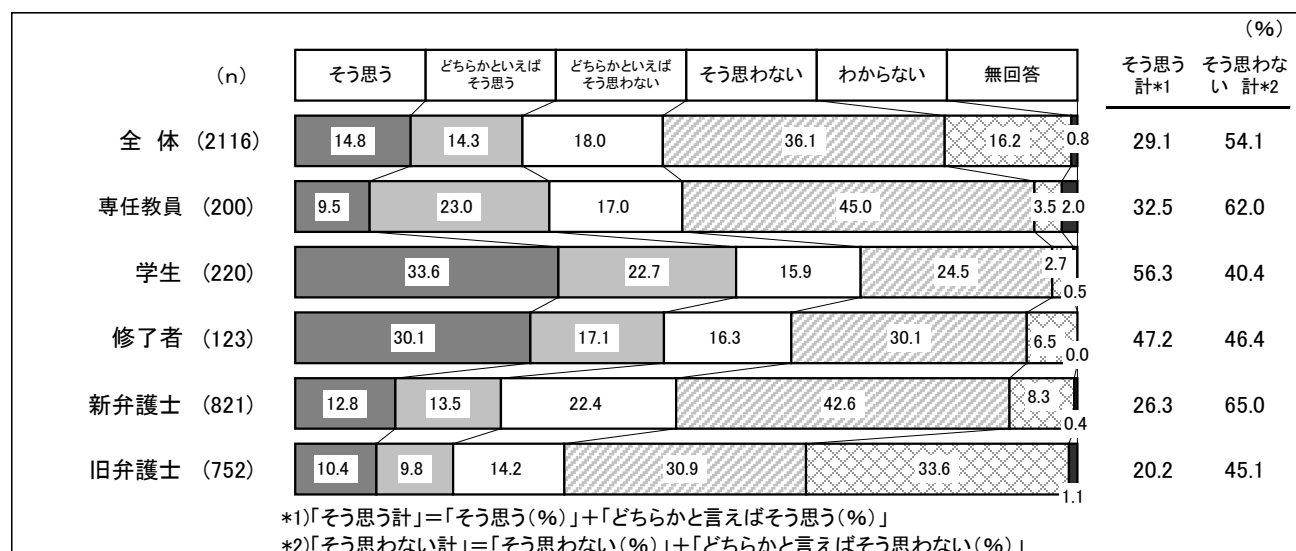
一方、学生については56.3%の者が肯定的な回答(「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」)をし、否定的な回答(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」)より高い割合となっている。

修了者については、肯定的回答が47.2%であるのに対し、否定的回答が46.4%とほぼ半々となっている。

旧弁護士については、否定的回答が45.1%で、肯定的回答(20.2%)より高い値であるが、33.6%の者は「わからない」と回答している。

問3 司法試験の年間合格者数 3,000 人目標が達成できなかった理由について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

③ 新司法試験の内容が法科大学院の教育内容を十分に踏まえたものとなっていないから。



イ 自由記載欄への意見

司法試験の年間合格者数 3,000 人目標が達成できなかった理由に関しては、専任教員が 68 人、学生が 79 人、修了者が 48 人、新弁護士が 216 人、旧弁護士が 254 人、合計 665 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【年間合格者 3,000 人というのがそもそも大きすぎる目標値である (176 件)】

(専任教員：16 件、学生：3 件、修了者：5 件、新弁護士：53 件、旧弁護士 99 件)

- ・3,000 人目標は十分な需要調査・予測に基づいて出されていない、過大な数なのであり、これが達成できないことに何ら問題はない。
- ・合格者の質を下げずに 3,000 人に増やすという元々の計画に無理がある。
- ・いかなる教育によってもそれだけの数の合格者を毎年出すことは不可能である。

【合格者数を毎年 2,000 人程度とする事前の決定があるのではないか (88 件)】

(専任教員：7 件、学生：7 件、修了者：7 件、新弁護士：50 件、旧弁護士 17 件)

- ・3,000 人に達していないのは、法曹人口の急増を少しでも緩和するための政策的な意図が働いたのではないか。
- ・裁判官、検察官、弁護士、司法修習所など、合格者・修習生を受け入れる体制が不十分であるため、これ以上合格者を増やすべきでないという意識が働いているのではないか。

【法科大学院教育に問題があるため目標が達成できない (87 件)】

(専任教員：10 件、学生：7 件、修了者：7 件、新弁護士：23 件、旧弁護士 40 件)

- ・法科大学院の教育内容が、基本科目の比重を低くしているため、十分な基礎知識や法的思考を身に付けられず、新司法試験の受験に適さない。
- ・法科大学院の指導力不足が第一の理由ではないか。法科大学院では実務家を志す学生がほぼ全てであるのに、教える側が実務を知らないことも問題。
- ・適切に教えられる教員数が絶対的に不足している。

【司法試験対策の授業を法科大学院で禁じていることが問題 (78 件)】

(専任教員：2 件、学生：29 件、修了者：12 件、新弁護士：22 件、旧弁護士 13 件)

- ・司法試験の受験対策を禁止しつつ、試験に合格させようとするのは矛盾している。何のための法科大学院なのか、疑問である。
- ・法科大学院の勉強を一生懸命行っても、残念ながら司法試験の合格には直結しない。
- ・法科大学院で厳格な成績評価・修了認定をするほど、司法試験の合格から遠のく。

【法科大学院・司法改革制度の設計に問題がある (77 件)】

(専任教員：4 件、学生：1 件、修了者：3 件、新弁護士：20 件、旧弁護士：49 件)

- ・3 年間で基礎的知識を習得した上、自在に条文・解釈を使いこなす応用力まで求めるのは、無理のある制度設計であると思われる。

- ・法科大学院の教育内容で、司法試験の合格者数が 3,000 人を達成できるという制度設計が誤っている。またこのことについて、一部の法科大学院に責任を求めるのも誤りである。
- ・法曹人口を増やす理念はいいとしても、増やした法曹をどう活用するかというハードの整備が不十分。裁判所・検察庁が 3000 人に対応できるだけの十分な受入れ体制を整えていないことも問題。

【合格者を 3,000 人とすべき社会の需要がない (72 件)】

(専任教員：3 件、学生：0 件、修了者：0 件、新弁護士：37 件、旧弁護士：32 件)

- ・3,000 人目標を達成できなかったというより、3,000 人も合格させ、法曹人口を増やす需要がなかったから達成しなかったという方が正しい。
- ・社会での需要が開発されていないとされるが、社会における弁護士の位置付けに係るマインドセットの変更も必要。

【その他の意見】

- ・経済的負担、不合格となるリスク、たとえ合格しても就職難があることなどから、法曹志願者が減少。その結果、3,000 人合格が達成できない。(70 件)
- ・法科大学院が多すぎる、入学者選抜が厳格ではない、入学者が多すぎるなど、入り口に問題があり、合格できる者を 3,000 人輩出できない。(64 件)
- ・既得権益団体による新規参入阻止の行動が影響している。(53 件)
- ・受験者のレベルが合格する水準に達していないため。(48 件)
- ・司法試験が改革の理念に沿った内容となっていないため、法科大学院教育との相違が発生している結果である。(37 件)
- ・本調査の項目立てが不適切 (原因と結果が逆である／項目が恣意的であるなど)。(31 件)
- ・法曹の魅力が低下し、志願者が減少したことが 3,000 人目標未達成の要因である。(17 件)
- ・現状の 2,000 人でも問題がないので、3,000 人達成できなかったとみる必要がない。(15 件)
- ・質の低い教育しかできない一部の法科大学院の問題である。(14 件)
- ・判事・検事の増加が弁護士ほど多くないことが就職難の問題にも影響し、3,000 人が達成されない。(12 件)
- ・司法試験を法務博士認定資格とし、法務博士は法的素養のある者として社会で認知されれば、そうした者への需要も増え、合格者数を増やすことも可能となるのではないか。(5 件)
- ・その他 (25 件)

(4) 法科大学院創設の効果について

【対象：専任教員、新弁護士、旧弁護士】

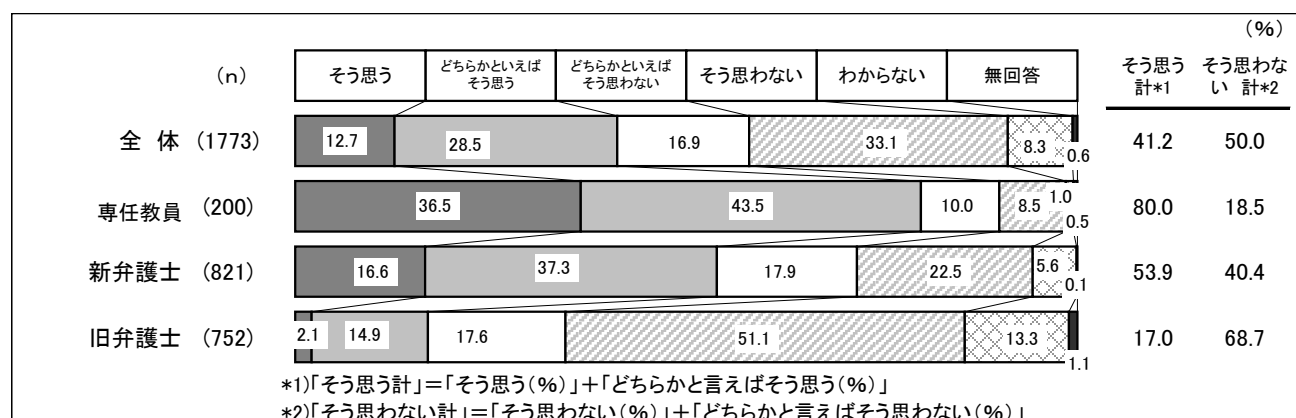
ア 集計結果

① 法曹として必要とされる教育の体系的な実施

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「①法曹として必要とされる教育を体系的に行えるようになった。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 50.0%を占めている。これを属性別にみると、専任教員では 80.0%が、新弁護士でも 53.9%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、旧弁護士では肯定的な回答は 17.0%と低くなっている。

問 4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

① 法曹として必要とされる教育を体系的に行えるようになった。



② 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に輩出

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「②多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に輩出できるようになった。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 53.6%を占めている。これを属性別にみると、専任教員では 64.5%が、新弁護士でも 53.7%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、旧弁護士では肯定的な回答は 19.8%と低くなっている。

問 4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

② 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に輩出できるようになった。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1773)	10.0	30.6	18.0	35.6	5.2	0.6	40.6	53.6
専任教員 (200)	23.5	41.0	19.0	12.0	4.0	0.5	64.5	31.0
新弁護士 (821)	13.6	40.1	18.5	22.5	5.0	0.2	53.7	41.0
旧弁護士 (752)	2.4	17.4	17.3	56.3	5.7	0.9	19.8	73.6

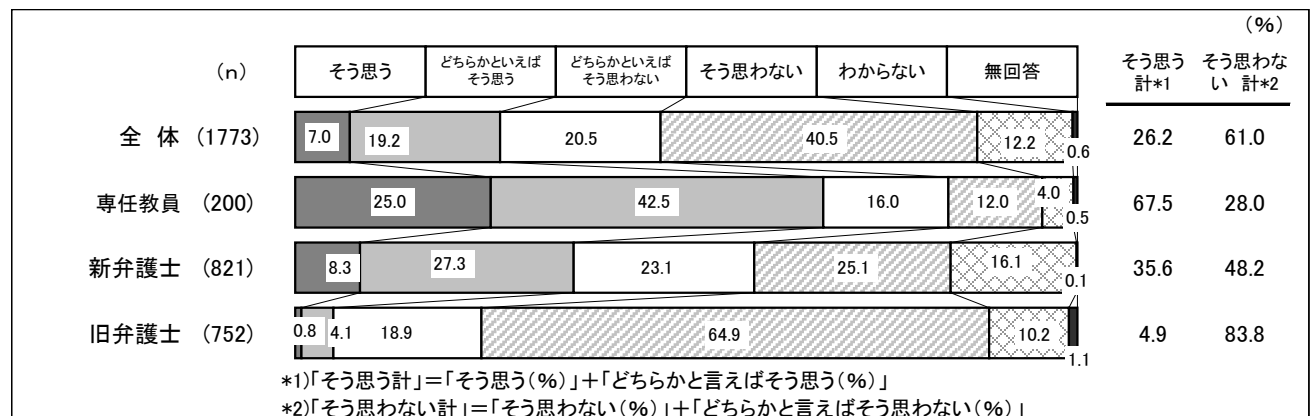
*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

③ 法的分析能力や法的議論の能力を有している者の増加

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「③法曹養成のための体系的な教育により、専門的な法知識はもとより、具体的な法的問題を解決していくための法的分析能力や法的議論の能力を有している者が増加した。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 61.0%を占めている。これを属性別にみると、専任教員では 67.5%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、新弁護士では否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 48.2%、旧弁護士では 83.8%となっており、専任教員と新弁護士及び旧弁護士との間では意識に差がある。

問4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

③ 法曹養成のための体系的な教育により、専門的な法知識はもとより、具体的な法的問題を解決していくための法的分析能力や法的議論の能力を有している者が増加した。



④ 実務に有用な多様な分野の学識、責任感・倫理観を有する者の増加

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「④法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識・関心や、法曹としての責任感・倫理観を有する者が増加した。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 53.6%を占めている。一方、属性別にみると、専任教員、新弁護士ではそれぞれ 58.0%、51.7%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、旧弁護士では否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 77.0%となっており、専任教員及び新弁護士と旧弁護士との間で意識に差がある。

問 4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

- ④ 法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識・関心や、法曹としての責任感・倫理観を有する者が増加した。

(n)	回答内容						合計 (%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1773)	9.2	25.2	17.3	36.3	11.6	0.5	34.4	53.6
専任教員 (200)	21.0	37.0	21.0	12.5	8.0	0.5	58.0	33.5
新弁護士 (821)	13.8	37.4	16.4	20.6	11.7	0.1	51.2	37.0
旧弁護士 (752)	1.1	8.6	17.2	59.8	12.4	0.9	9.7	77.0

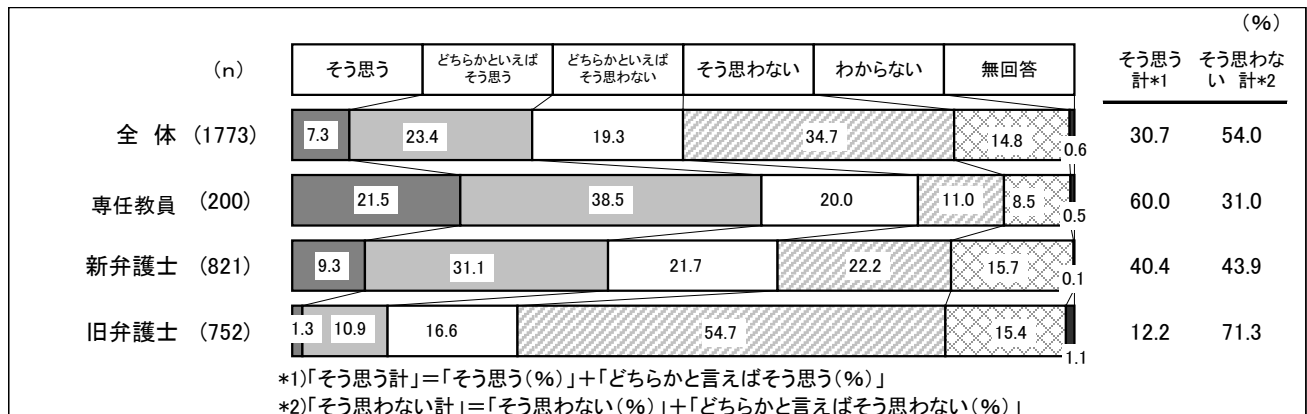
*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

⑤ コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れた法曹の増加

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「⑤双方向・多方向的な授業方法により、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れた法曹が増加した。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が54.0%を占めている。一方、属性別にみると、専任教員では60.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、新弁護士では否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が43.9%、旧弁護士では71.3%となっており、専任教員と新弁護士及び旧弁護士との間で意識に差がある。

問4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

⑤ 双方向・多方向的な授業方法により、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れた法曹が増加した。

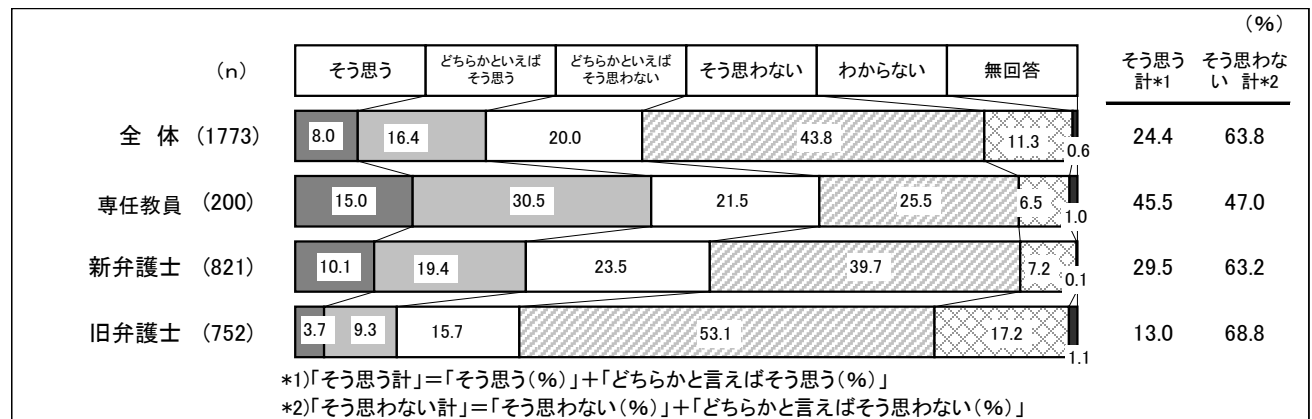


⑥ 受験のためのダブルスクール化や大学離れの是正

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「⑥司法試験を受験するためのダブルスクール化や大学離れの是正につながった。」という項目については、全体としては、否定的な評価（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 63.8% を占めている。これを属性別にみると、専任教員では否定的な回答が 47.0% であるのに対し、新弁護士、旧弁護士では否定的な回答がそれぞれ 63.2%、68.8% となっている。

問4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

⑥ 司法試験を受験するためのダブルスクール化や大学離れの是正につながった。

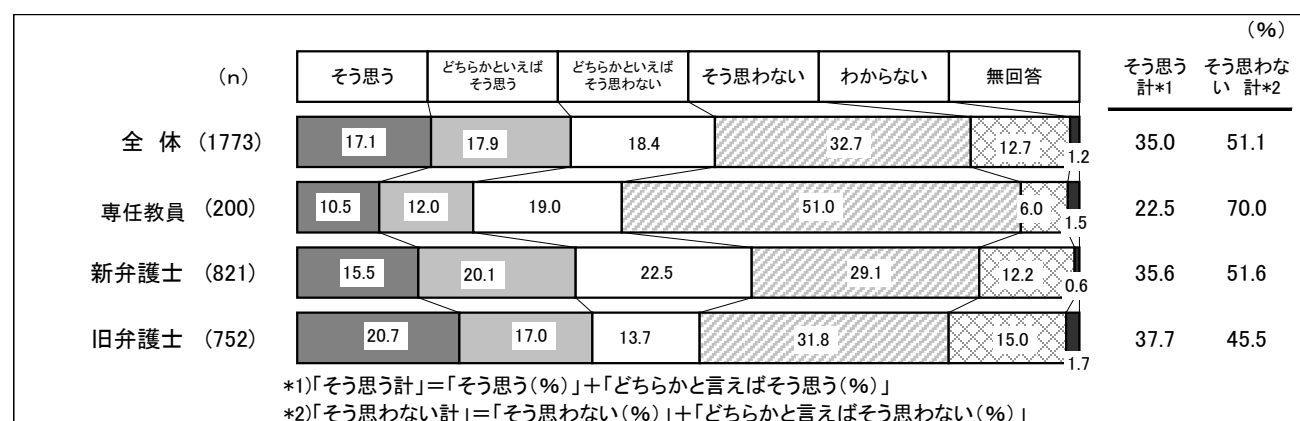


⑦ 従来とあまり変わらないことについて

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関し、「⑦従来とあまり変わらない。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が51.1%を占めている。これを属性別にみると、専任教員では否定的な回答が70.0%であるのに対し、新弁護士、旧弁護士では否定的な回答がそれぞれ51.6%、45.5%となっている。

問4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

⑦ 従来とあまり変わらない。



イ 自由記載欄への意見

新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果に関しては、専任教員が50人、新弁護士が172人、旧弁護士が284人の合計506人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【法科大学院制度に問題（179件）】

（専任教員：14件、新弁護士：50件、旧弁護士：115件）

- ・実務的能力の養成、修習を担うには、3年という時間は短すぎる。現在の3年では、法律面も実務面も習熟不十分である。
- ・法科大学院の創設により司法試験を受験するためには、原則、法科大学院を修了しなければならなくなった。しかし、法科大学院では、露骨に試験対策をすることができないので、学生は法科大学院の勉強と司法試験の勉強をする必要があり、かえって負担になっている。
- ・従来の合格者が何年もかかって身に付けた知識を2、3年で習得するだけでも難しいのに、実務に就いてからでも学べる知識の上澄みだけをカリキュラムに組み込み、更に要件事実論等、従来合格後修習で学んだ内容まで入れているのだから、基本的な知識がどんどん薄くなっている。

【時間と費用が余計にかかるようになった（45件）】

（新弁護士：13件、旧弁護士：32件）

- ・司法試験受験のために多額の学費が必要となり、経済的基盤のない者の受験が困難になった。
- ・時間的、金銭的余裕のある人のみが法曹を目指すようになり、得失を合理的に判断できる人は他の分野を目指すようになった。

【法科大学院創設の効果はあった（45件）】

（専任教員：10件、新弁護士：35件）

- ・知識を吐き出すのではなく、思考力を問う試験となったのはよかったと思う。
- ・法科大学院のおかげで、今までの法学部教育に比べて、法学教育が進化したことは間違いないことである。
- ・法科大学院での教育は、実務で活かされるものが多く、満足している。

【新司法試験制度に問題（37件）】

（専任教員：11件、旧弁護士：31件）

- ・合格者7割が維持できていれば、司法試験に直結しない基礎科目や外国法等への関心を高めることができたかもしれないが、現状では、特に下位校では、このようなゆとりはない。
- ・理念どおりの法科大学院教育を実現するのであれば、法廷活動に特化した旧態依然の司法試験の在り方を見直すべき。
- ・旧制度の方が、社会人が仕事を継続しながら司法試験を受験することが容易であり、多様なバックグラウンドを有する人材を法曹に輩出することに適していたというべき。

【ダブルスクール化は解消されていない（18件）】

（新弁護士：18件）

- ・法科大学院で新司法試験対策をしないため、ダブルスクールは減らない。
- ・法科大学院制度設立の理念自体は素晴らしいものであるが、その運用が結局司法試験重視に傾いてしまっている。そのため、予備校に通う学生は減っていない。

【多様な人材が輩出されていない（17件）】

（新弁護士：17件）

- ・当初は、多様な人材がロースクールに入学してきたように思うが、現在は、法学部生がそのままロースクールに入ってくる例がほとんどのように見受けられ、多様な人材の確保というのは今後どうなっていくのか心配である。
- ・夜間のロースクールは限られており、旧制度の時のように、働きながら勉強することが困難となりつつある。

【その他の意見】

- ・法科大学院の教育に差があり過ぎて一律に評価できない。法科大学院間の教育の差を少なくしない限り制度が破たんする。
- ・法曹養成課程と試験結果の対応を厳密に要求すると、当然受験対策が主眼となってしまう弊害は考慮すべき。
- ・ロースクールの理念は素晴らしいと思うが、理念ばかりで現実に即していない。

(5) 多様性確保の減少(社会人等の割合低下)への認識について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

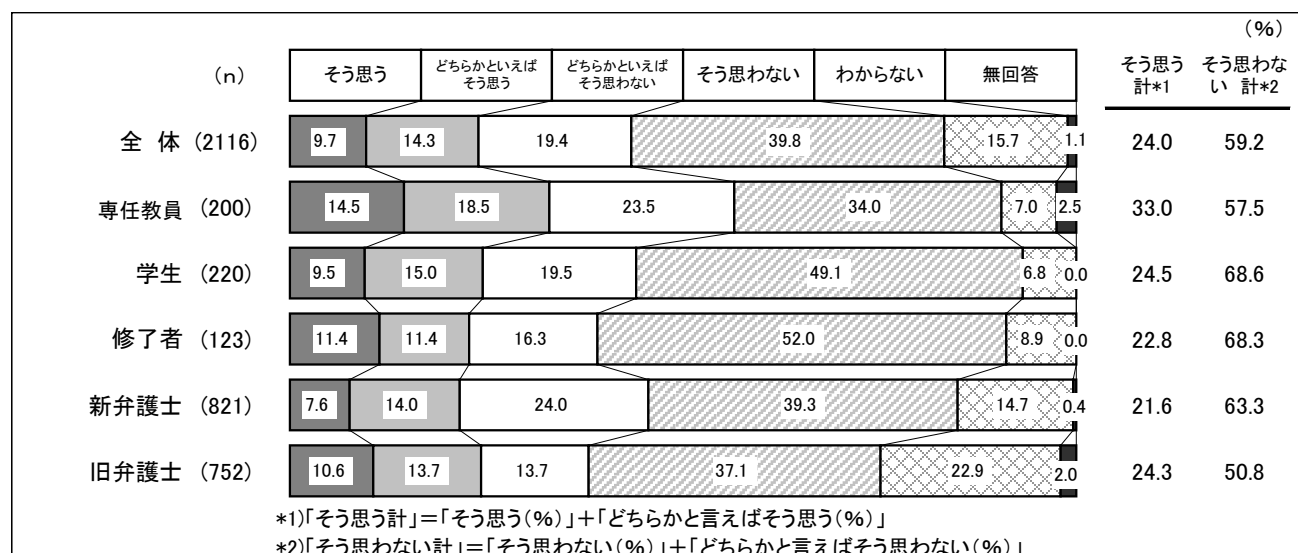
ア 集計結果

① 「入学者の3割以上」との目標は達成しており問題なし

法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることに関し、「①「入学者の3割以上」という目標は達成しており、問題はない。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が59.2%を占めている。これを属性別にみると、否定的な回答が学生、修了生でそれぞれ68.6%、68.3%、最も低い旧弁護士で50.8%となっている。

問6 法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることについて、あなたはどのように思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

① 「入学者の3割以上」という目標は達成しており、問題はない。

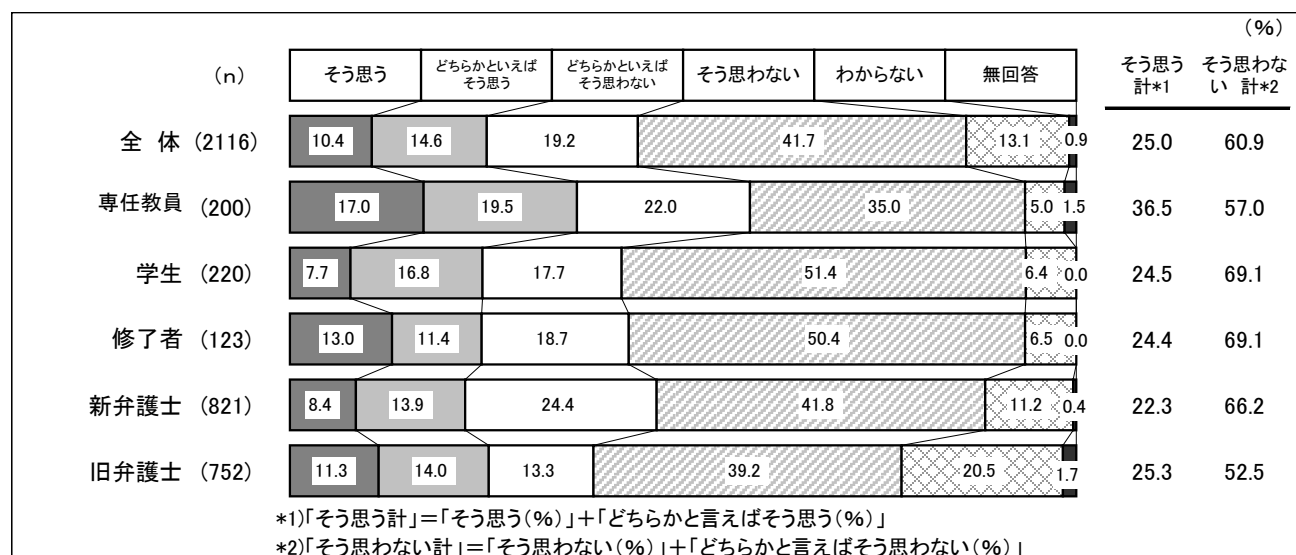


② 法科大学院の志願者数全体が減少した結果であり問題なし

法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることに関し、「②法科大学院の志願者数全体が減少した結果であり、問題はない。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 60.9% を占めている。これを属性別にみると、否定的な回答が学生及び修了生で 69.1%、最も低い旧弁護士で 52.5%となっている。

問6 法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることについて、あなたはどのように思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

② 法科大学院の志願者数全体が減少した結果であり、問題はない。

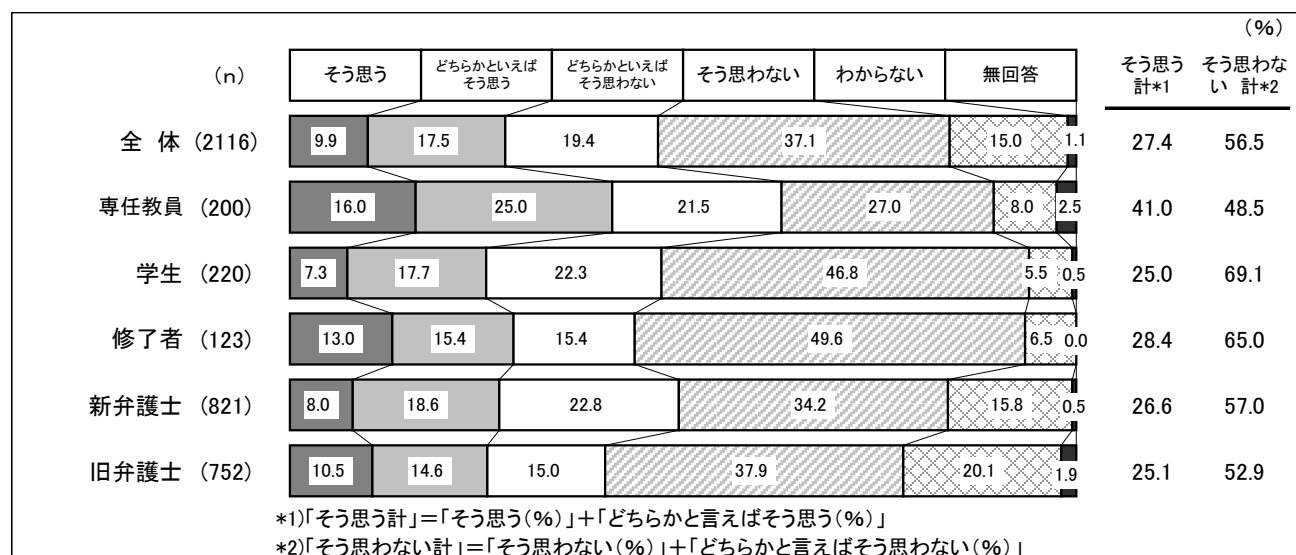


③ 旧司法試験時代に比べれば非法学部出身者等の割合は増加しており問題なし

法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることに関し、「③旧司法試験時代に比べれば、非法学部出身者や社会人の割合は増加しており、問題はない。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が56.5%を占めている。これを属性別にみると、否定的な回答が学生、修了生ではそれぞれ69.1%、65.0%と高いが、一方、専任教員、旧弁護士ではそれぞれ48.5%、52.9%と低くなっている。

問6 法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることについて、あなたはどのように思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

③ 旧司法試験時代に比べれば、非法学部出身者や社会人の割合は増加しており、問題はない。

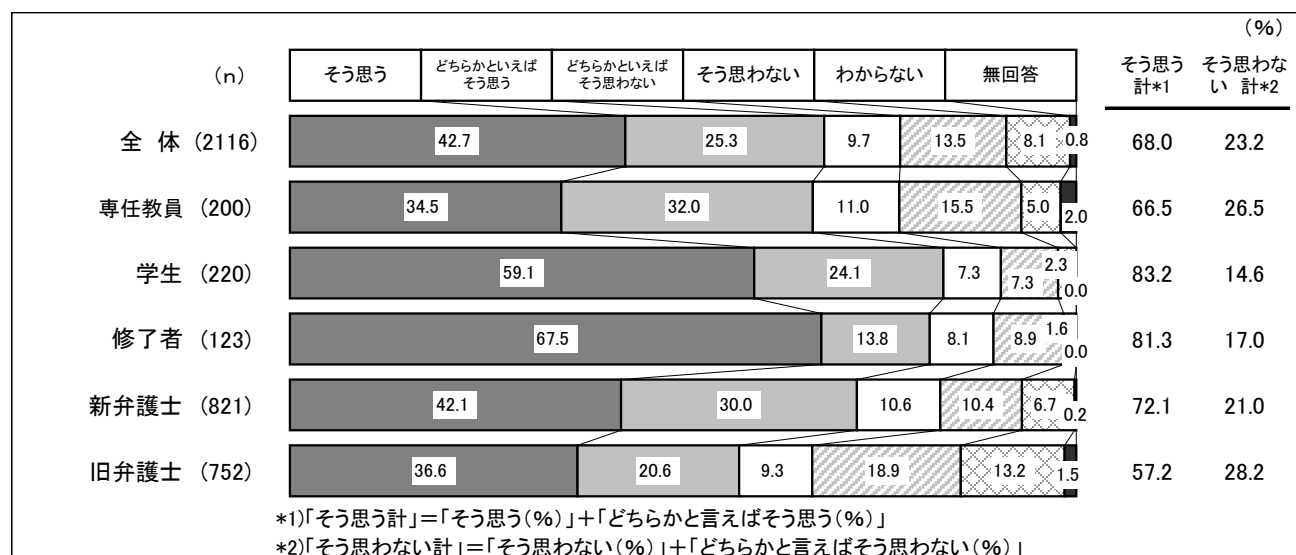


④ 「多様な人材を受け入れる」との理念の実現に懸念

法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることに関し、「④「多様な人材を受け入れる」との理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が68.0%を占めている。これを属性別にみると、肯定的な回答が学生、修了生ではそれぞれ83.2%、81.3%と全体よりは高いが、一方、専任教員、旧弁護士ではそれぞれ66.5%、57.2%と低くなっている。

問6 法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることについて、あなたはどのように思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

④ 「多様な人材を受け入れる」との理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。



イ 自由記載欄への意見

法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることに関しては、専任教員が49人、学生が70人、修了者が43人、新弁護士が139人、旧弁護士が244人の合計545人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【新司法試験の合格率が低いなどリスクが高い（156件）】

（専任教員：14件、学生：13件、修了者：18件、新弁護士：62件、旧弁護士：49件）

- ・非法学部出身者割合の低下は、合格率と密接に関係があると思われる。未修者の合格率は既修者のそれと比べて非常に低く、これが非法学部出身者等の法科大学院に進学に当たっての大きな足かせとなっている。
- ・合格者が減少傾向にあり、さらに法科大学院のカリキュラムを真面目にこなすだけでは司法試験に合格できない以上、社会人が退職というリスクを冒して、この世界に飛び込むことは難しいのではないか。
- ・今のように、司法試験の合格率が低迷し弁護士の就職率が悪ければ、社会人の割合を増加させることは無理です。
- ・現在の法曹関係者の収入・就職状況などを考えると、現在の法曹資格には、法学部以外の人間が、3年間の学費と期間を費やし、試験に落ちるというリスクを冒してまで目指すという魅力はない。
- ・学費、合格率の低下、就職難及び収入低下の問題から、非法学部出身者（特に社会人）は、ロースクールを目指しにくい。

【多様な人材を受け入れる基盤が整備されていないなど制度に問題がある（95件）】

（専任教員：11件、学生：17件、修了者：5件、新弁護士：62件）

- ・社会人等の未修者を受け入れるに際しての受皿が不十分であると感じている。法学部の学士入学制度を活用するなど、準備段階の工夫が足りていない。
- ・純粋未修で3年で法律科目を全てマスターし、司法試験に合格させるということ自体に無理がある。学校の授業についていけず、更に厳しい成績評価で留年し辞める者も多いと聞く。
- ・そもそも、有職社会人が在職のまま学べる法科大学院が少なすぎる。しかも、このような数少ない法科大学院は、司法試験において振るわないのが現実である。
- ・法学部出身者が社会人経験を経ることもないのに、大学からそのまま法科大学院の未修者コースに入学するのは、趣旨にそぐわないと思っている。

【数値目標（3割以上）を設定する必要はない（89件）】

（専任教員：3件、新弁護士：23件、旧弁護士：63件）

- ・目標値が3割に設定されていること自体が、そもそも何らかの客観的な意味を有しているかが疑問である。新司法試験の合格率が想定よりも低いため、非法学部出身者や社会人がリスクをあえてとらない風潮は、何かをすれば直ちに改善できるような簡単なことではないと思う。
- ・そもそも法曹有資格者が、その後多様な知見を身に付ければ足りる。法曹になれるかどうか

からない入学者に多様なバックグラウンドを求め、その分、法的思考力が劣る者でも入学させるのは、実務家養成機関として本末転倒である。

- ・非法学部出身者の数を基準とすること自体の合理性がよくわからない。サービスを受ける側が従来より問題視していたのは、法学部出身者の視野が狭い点であり、この観点からすれば、視野の広い法学部出身者の数を増やすことで解決できるし、その方が解決策が見つかりやすいはず。

【その他の意見】

- ・法学部がある以上、そこが最大の法曹志願者の供給源であることは当然である。
- ・非法学部出身者用の入試を推奨すべきである。
- ・入学者における割合より合格者における割合の方が重要だと思う。
- ・セーフティネットを構築しない限り、来ないのは当然である。
- ・社会人という概念が曖昧で、主婦やアルバイトも社会人に含めるのなら、旧制度の方が余程多様な人材がいたと思う。
- ・社会人や非法学部出身者を訓練するには、法科大学院は中途半端である。法学部あるいは文部科学省と切り離して、ロースクールの基本デザインを見直すべきだ。

(6) 法科大学院志願者減少の理由について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

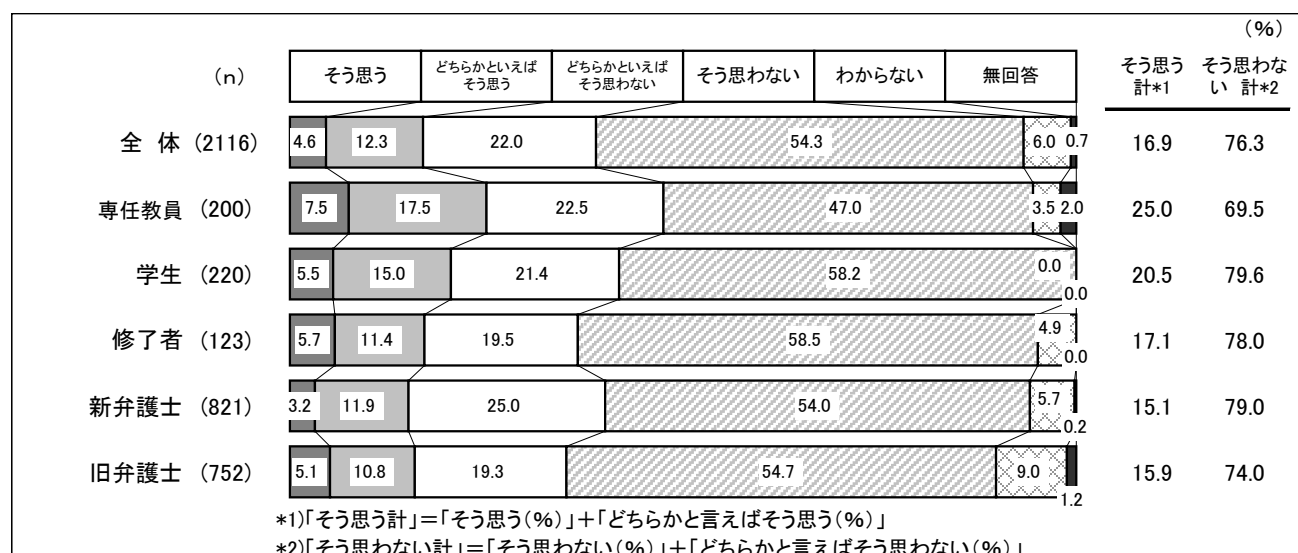
ア 集計結果

① 学生数全体の減少に起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「①学生数が全体として減少しているから」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 76.3%を占めている。これを属性別にみても、否定的な回答が多く、最も高い学生で 79.6%、最も低い専任教員でも 69.5%となっている。

問7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

① 学生数が全体として減少しているから。

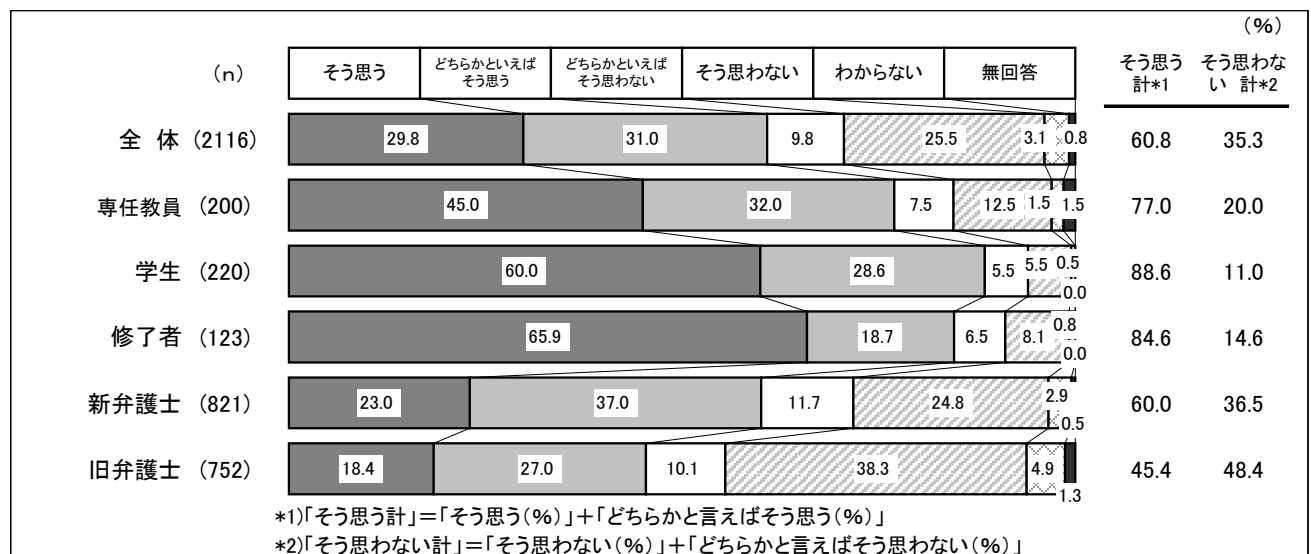


② 合格者数 3,000 人との目標が未達成であることに起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「②「新司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」との目標が達成されていないから」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 60.8%を占めている。これを属性別にみると、肯定的な回答が専任教員、学生、修了生ではそれぞれ 77.0%、88.6%、84.6%と高いが、旧弁護士では 45.4%と低くなっている。

問 7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

② 「新司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」との目標が達成されていないから

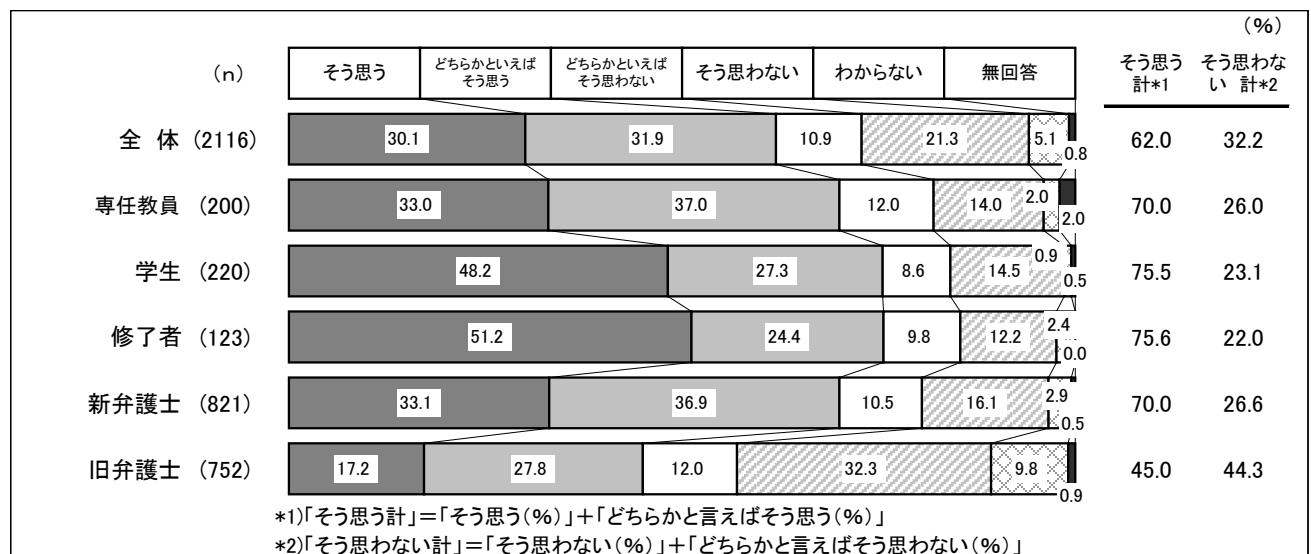


③ 非法学部出身者や社会人の低い合格率に起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「③非法学部出身者や社会人の新司法試験合格率が低いから」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が62.0%を占めている。これを属性別にみると、肯定的な回答が専任教員、学生、修了生、新弁護士ではそれぞれ70.0%、75.5%、75.6%、70.0%と全体と比較して高いが、旧弁護士では45.0%と低くなっている。

問7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するものをお選びください。

③ 非法学部出身者や社会人の新司法試験合格率が低いから

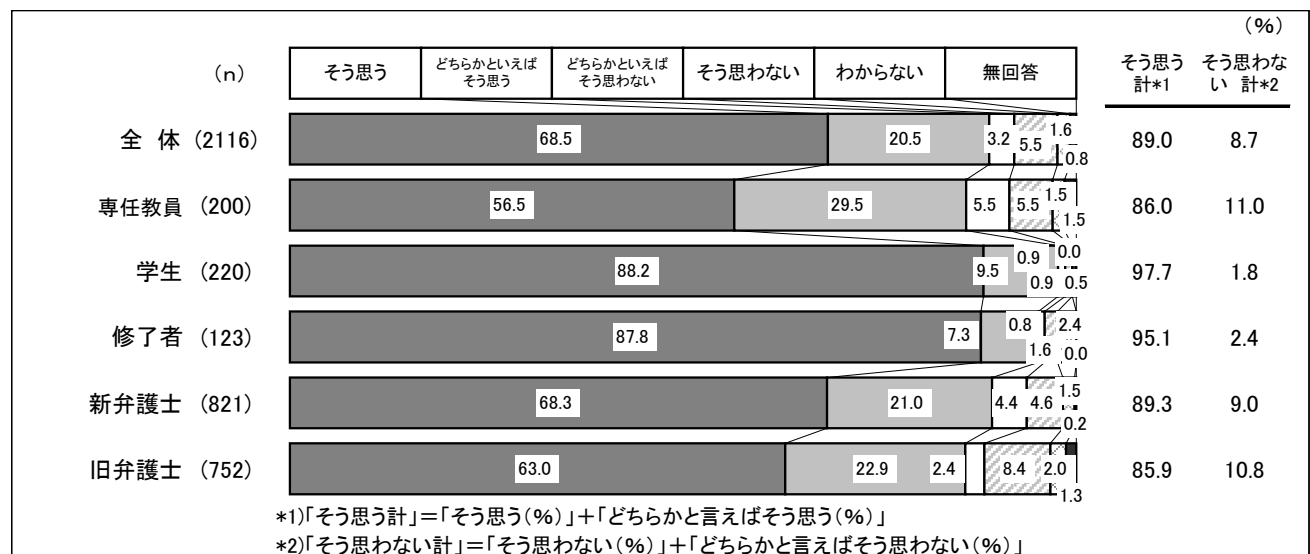


④ 合格の可能性に比し大きすぎる経済的・時間的負担に起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「④新司法試験に合格する可能性に比べ、経済的・時間的負担が大きいから」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 89.0%を占めている。これを属性別にみても、肯定的な回答が学生、修了生、新弁護士ではそれぞれ 97.7%、95.1%、89.3%を占め、専任教員、旧弁護士でもそれぞれ 86.0%、85.9%を占めている。

問7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

④ 新司法試験に合格する可能性に比べ、経済的・時間的負担が大きいから

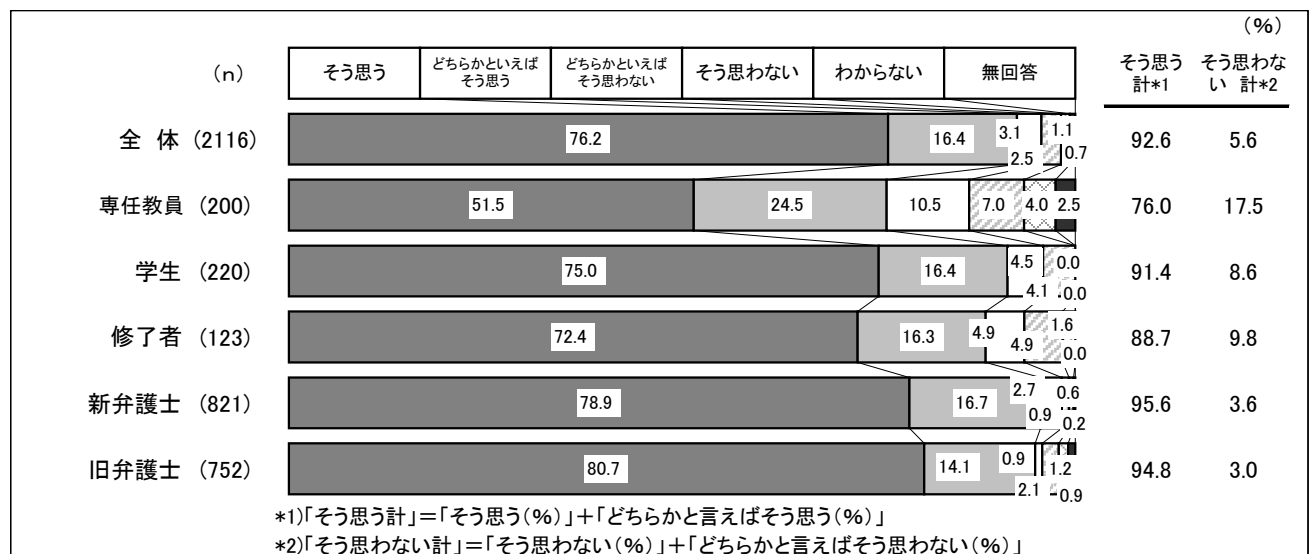


⑤ 就職難や収入が不安定などの懸念に起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「⑤新司法試験に合格しても就職難や安定した収入が確保されないとの懸念が生じているから」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 92.6%を占めている。これを属性別にみると、肯定的な回答が学生、修了生、新弁護士、旧弁護士ではそれぞれ 91.4%、88.7%、95.6%、94.8%を占めているのに対し、専任教員では 76.0%と、他と比較して低くなっている。

問7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

⑤ 新司法試験に合格しても就職難や安定した収入が確保されないとの懸念が生じているから



⑥ 累積合格率と単年度合格率との混同など不正確な情報に起因

法科大学院志願者が減少している理由に関し、「⑥累積合格率は平成 17 年度修了者が約 7 割、18 年度修了者が約 5 割であるが、単年度の合格率（平成 22 年度は 25.4%）と混乱するなど、正確な情報が伝えられていないから」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）がそれぞれ 43.8%、45.7%とほぼ同じ割合である。属性別でみると、専任教員、学生、修了生では肯定的な回答（それぞれ 58.0%、58.2%、56.9%）が否定的な回答（それぞれ 34.0%、35.9%、38.3%）を上回っているのに対し、新弁護士、旧弁護士では逆に否定的な回答（それぞれ 49.2%、49.0%）が肯定的な回答（それぞれ 42.9%、34.7%）を上回っている。

問 7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するものをつ選んでください。

⑥ 「法科大学院修了者の相当程度（例えば約 7～8 割）が新司法試験に合格できるよう努める」ということについて、累積合格率は平成 17 年度修了者が約 7 割、18 年度修了者が約 5 割となっているのに、単年度の合格率（平成 22 年度は 25.4%）と混乱するなど、社会に正確な情報が伝えられていないから

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (2116)	21.7	22.1	16.4	29.3	9.8	0.7	43.8	45.7
専任教員 (200)	25.0	33.0	12.0	22.0	6.0	2.0	58.0	34.0
学 生 (220)	36.4	21.8	12.3	23.6	5.9	0.0	58.2	35.9
修了者 (123)	35.8	21.1	9.8	28.5	4.9	0.0	56.9	38.3
新弁護士 (821)	19.9	23.0	19.6	29.6	7.7	0.2	42.9	49.2
旧弁護士 (752)	16.2	18.5	16.4	32.6	15.2	1.2	34.7	49.0

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

イ 自由記載欄への意見

法科大学院志願者が減少している理由に関しては、専任教員が 41 人、学生が 57 人、修了者が 35 人、新弁護士が 122 人、旧弁護士が 173 人の合計 428 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【コスト、リスク等の負担が大きい (181 件)】

(専任教員：10 件、学生：33 件、修了者：16 件、新弁護士：62 件、旧弁護士 60 件)

- ・法科大学院生志願者の減り方が総学生数の減少率と比べても顕著である。これは合格率の低さや司法修習後の就職難が決定的な理由である。
- ・新司法試験の合格率が低い、司法修習が貸与制に移行する可能性が高い、弁護士の就職難、検察の不祥事など、ここ最近司法について明るいニュースが全然なく、法曹という職業について世間が魅力を感じなくなっている。
- ・大学を卒業してすぐに法科大学院に入学する場合、仮に新司法試験が失敗してもまだ公務員や企業に就職できる可能性はあります。しかし、社会人など年齢がある程度高い人は、低い合格率の下、仮に新司法試験に失敗した場合、他の就業先を見つけることは困難であると思います。そうすると、そのようなリスクをとってまで法科大学院に入学するのを躊躇する結果、入学者数が減っているのではないのでしょうか。
- ・現在の制度は費用がかかり過ぎる割にはリターンが見込めず、優秀な人材が目指す制度とはなっていない。
- ・法曹養成制度の方針自体が不透明で混乱しており、社会人が退職してチャレンジするにはリスクが高すぎる。

【数値目標 (3,000 人合格等) などが達成されていない (30 件)】

(専任教員：9 件、学生：8 件、修了者：4 件、新弁護士：5 件、旧弁護士 4 件)

- ・合格者を 3,000 人程度とすることなど、制度運営者が社会に対して約束したことを守ろうとしない。そのような試験に挑戦しようとする者が減って当たり前。ゴールがはっきりしていれば、旧司法試験のように、それなりにチャレンジする者はいるはずである。
- ・高合格率ゆえに法曹を目指し、そのために会社を退職した社会人も多くいます。その人たちが、いざ受験するときに、合格者数が当初見込みより減少されていることは、裏切られたような状況になっていると思う。
- ・一定の水準に達していないにもかかわらず、数合わせで合格者 3,000 人にするべきではないが、少なくとも 3,000 人合格、7～8 割合格というアナウンスを聞いている者にとっては裏切られたと感じるであろうし、そのような保証がない以上、社会人は家族を路頭に迷わせるかもしれないようなギャンブルができなくなって当然である。

【情報発信に問題 (19 件)】

(専任教員：9 件、学生：1 件、修了者：1 件、新弁護士：4 件、旧弁護士 4 件)

- ・確かに、新司法試験の合格率の低さや法曹人口増による弁護士の就職難などの情報が報道等を通じて喧伝されていることが、志願者減の主たる原因であると思われる。しかし、現実の一部

が誇張されて伝えられている側面もあり、法曹進路の魅力・可能性、司法試験の実情などについて社会に情報を発信していくことが必要であろう。

- ・新司法試験についての情報が一般に認識されていない。また、認識されている情報も不正確であることが多いのではないかと感じる。
- ・法科大学院というハコをつくっただけであり、法治社会の理念や将来的社会像の提示等が不足している。

【その他の意見】

- ・法科大学院の新設に当たって、法学部の入学定員を減らした大学が多い。やはり、新司法試験は、法学部出身者に有利な試験であり、その母集団を減らしたことが、現在の法科大学院入学者減につながっている。
- ・法科大学院の濫立、各法科大学院の過剰な定員による合格率の低さが根本的な原因だと思います。
- ・予備試験が行われるようになったので、ますます志願者は減ると思う。
- ・大学を出た後、さらに費用と時間をかけて法科大学院に通わなければならない制度である以上、単年度合格率が重要なのは当然。卒業後3年目に合格すればよい（累積合格率がよければよい）という議論は間違っている。
- ・2,000人合格の今でも甚だしい就職難が生じている状況をみれば、法科大学院を目指そうと思う人が減るのは当然。法的需要に見合った合格者数（1,000人程度）に是正することが不可欠。

(7) 適性試験の有効性について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士】

ア 集計結果

① 判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るために有効

適性試験が入学志願者の適性を評価する上で有効に機能しているかどうかに関し、「①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るために有効である。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が 55.5%を占めている。これを属性別にみると、否定的な回答が 55.0%から 59.0%を占めている。

問 8 適性試験は入学志願者の適性を評価する上で有効に機能していると思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

① 法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るために有効である。

(n)						(%)		
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (1364)	8.2	25.0	19.1	36.4	10.8	0.4	33.2	55.5
専任教員 (200)	5.0	25.0	20.0	39.0	9.0	2.0	30.0	59.0
学生 (220)	10.9	29.1	17.7	38.2	4.1	0.0	40.0	55.9
修了者 (123)	8.9	28.5	14.6	39.0	8.9	0.0	37.4	53.6
新弁護士 (821)	8.2	23.4	20.0	35.0	13.3	0.2	31.6	55.0

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

② 適性試験と法科大学院の成績に一定の相関があり入学者の適性評価として有効

適性試験が入学志願者の適性を評価する上で有効に機能しているかどうかに関し、「②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。」という項目については、全体としては、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が58.0%を占めている。一方、属性別にみると、否定的な回答が専任教員、学生ではそれぞれ66.5%、67.3%と全体と比較して高いが、新弁護士では53.3%と低くなっている。

問8 適性試験は入学志願者の適性を評価する上で有効に機能していると思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

② 適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1364)	4.8	17.7	20.5	37.5	19.1	0.3	22.5	58.0
専任教員 (200)	3.0	17.5	25.5	41.0	12.0	1.0	20.5	66.5
学 生 (220)	5.9	19.1	24.1	43.2	7.7	0.0	25.0	67.3
修了者 (123)	4.1	18.7	18.7	40.7	17.9	0.0	22.8	59.4
新弁護士 (821)	5.1	17.2	18.6	34.7	24.1	0.2	22.3	53.3

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
*2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

③ 適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められず有効ではないことについて

適性試験が入学志願者の適性を評価する上で有効に機能しているかどうかに関し、「③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。」という項目については、全体としては、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が 57.0%を占めている。これを属性別にみると、肯定的な回答が専任教員、学生ではそれぞれ 66.5%、63.6%と全体と比較して高いが、新弁護士では 52.4%と低くなっている。

問 8 適性試験は入学志願者の適性を評価する上で有効に機能していると思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

③ 適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1364)	33.7	23.3	14.9	9.2	18.5	0.4	57.0	24.1
専任教員 (200)	38.0	28.5	15.0	7.0	10.5	1.0	66.5	22.0
学 生 (220)	35.9	27.7	15.5	13.2	7.7	0.0	63.6	28.7
修了者 (123)	43.1	17.1	17.9	5.7	16.3	0.0	60.2	23.6
新弁護士 (821)	30.6	21.8	14.3	9.3	23.8	0.4	52.4	23.6

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

イ 自由記載欄への意見

適性試験の有効性に関しては、専任教員が 44 人、学生が 48 人、修了者が 31 人、新弁護士が 92 人の合計 215 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【適性試験は不要（廃止すべき）（73 件）】

（専任教員：12 件、学生 15 件、修了者：9 件、新弁護士：37 件）

- ・受験生に余分な負担を強いるだけである。
- ・法曹への適性を測るには、法律科目の試験問題を課するのが最も合理的で確実な方法である。
- ・適性試験には全く意味がないと思う。
- ・法的運用能力など法曹に必要な資質は適性試験では全く測れない。

【法科大学院の成績等との相関性がない（33 件）】

（専任教員：15 件、学生 8 件、修了者 7 件、新弁護士：3 件）

- ・司法試験型の論文試験とは別の観点からの能力を測るとというのが適性試験の意義とされるが、入学後の成績や司法試験合否との相関関係が余りにも低い。
- ・適性試験と司法試験や大学院の試験の成績との相関関係はないと感じています。
- ・全く相関関係がみられない上に、社会人経験者にとって有害であり、参入を阻害する要因の一つであると考ええる。

【適性試験の改善が必要（27 件）】

（専任教員：7 件、学生 5 件、修了者：6 件、新弁護士：9 件）

- ・適性試験を継続するのであれば、その内容をもっと適正で、信頼性のあるものにする必要がある。
- ・適性試験の内容については、どこまでも改善、改善と良問作成の努力が必要だと思います。
- ・事前に対策を行った者が高得点を得やすい試験であり、客観的に能力を評価できる試験とはいえないと感じる。

【法科大学院の成績等との相関性がある（12 件）】

（専任教員：4 件、学生 8 件）

- ・適性試験の成績と法科大学院の成績が完全にリンクするわけではないが、成績上位者に適性試験の成績上位者が多いことは事実である。
- ・適性試験が圧倒的にできない学生は、入学後も論理的思考についていけないように感じる。

【その他の意見】

- ・適性試験に一定の有効性は認めるものの、それを絶対視すべきではない。法曹の資質については、多様な評価方法があっても良いと思われる。
- ・足切りの方法として、一定の有用性はあると思う。
- ・各法科大学院の自主性に任せればよい。国はできるかぎり関与しないようにするべきである。

(8) 新司法試験合格率の低下傾向の理由について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

ア 集計結果

① 一部の法科大学院で入学者選抜の競争性が不十分となっていることに起因

新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあることに関し、「①入学者選抜の競争性が不十分となっている法科大学院が一部にあるから。」という項目については、専任教員、修了者は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）より多い。一方、新弁護士、旧弁護士については、肯定的な回答の割合が否定的な回答の割合を上回っている。また、学生については、肯定的な回答及び否定的な回答がほぼ同じ割合となっている。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

① 入学者選抜の競争性が不十分となっている法科大学院が一部にあるから。

(n)	理由						合計 (%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (2116)	28.8	25.8	12.2	21.0	11.6	0.6	54.6	33.2
専任教員 (200)	15.0	23.5	21.5	34.5	4.0	1.5	38.5	56.0
学生 (220)	16.4	30.5	16.4	32.3	4.5	0.0	46.9	48.7
修了者 (123)	15.4	16.3	20.3	41.5	6.5	0.0	31.7	61.8
新弁護士 (821)	31.7	28.1	11.7	19.9	8.4	0.2	59.8	31.6
旧弁護士 (752)	35.2	23.9	7.7	12.1	19.9	1.1	59.1	19.8

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
*2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

② 一部の法科大学院で厳格な成績評価等を行っていないことに起因

新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあることに関し、「②厳格な成績評価及び修了認定を行っていない法科大学院が一部にあるから。」という項目については、専任教員、学生及び修了者では、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）より多い。また、新弁護士及び旧弁護士については、肯定的な回答の方が否定的な回答を上回っている。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

② 厳格な成績評価及び修了認定を行っていない法科大学院が一部にあるから。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (2116)	27.6	27.1	12.6	19.6	12.5	0.7	54.7	32.2
専任教員 (200)	14.5	28.0	20.5	29.5	6.0	1.5	42.5	50.0
学生 (220)	11.8	28.2	20.5	33.6	5.9	0.0	40.0	54.1
修了者 (123)	14.6	24.4	18.7	36.6	5.7	0.0	39.0	55.3
新弁護士 (821)	29.1	29.7	12.5	19.1	9.3	0.2	58.8	31.6
旧弁護士 (752)	36.0	24.1	7.3	10.5	20.9	1.2	60.1	17.8

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかと言えばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかと言えばそう思わない(%)」

③ 一部の法科大学院で質の高い教員を確保できていないことに起因

新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあることに関し、「③質の高い教員を確保できていない法科大学院が一部にあるから。」という項目については、専任教員のみ、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）より多くなっている。なお、学生、修了者、新弁護士及び旧弁護士については、肯定的な回答の方が否定的な回答を上回っている。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

③ 質の高い教員を確保できていない法科大学院が一部にあるから。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (2116)	32.2	26.2	11.8	16.4	12.6	0.7	58.4	28.2
専任教員 (200)	17.0	19.0	22.5	31.0	8.5	2.0	36.0	53.5
学生 (220)	33.6	31.4	11.4	18.2	5.5	0.0	65.0	29.6
修了者 (123)	28.5	24.4	16.3	26.0	4.9	0.0	52.9	42.3
新弁護士 (821)	33.5	28.4	11.9	15.8	10.0	0.4	61.9	27.7
旧弁護士 (752)	35.1	24.6	8.1	11.2	19.9	1.1	59.7	19.3

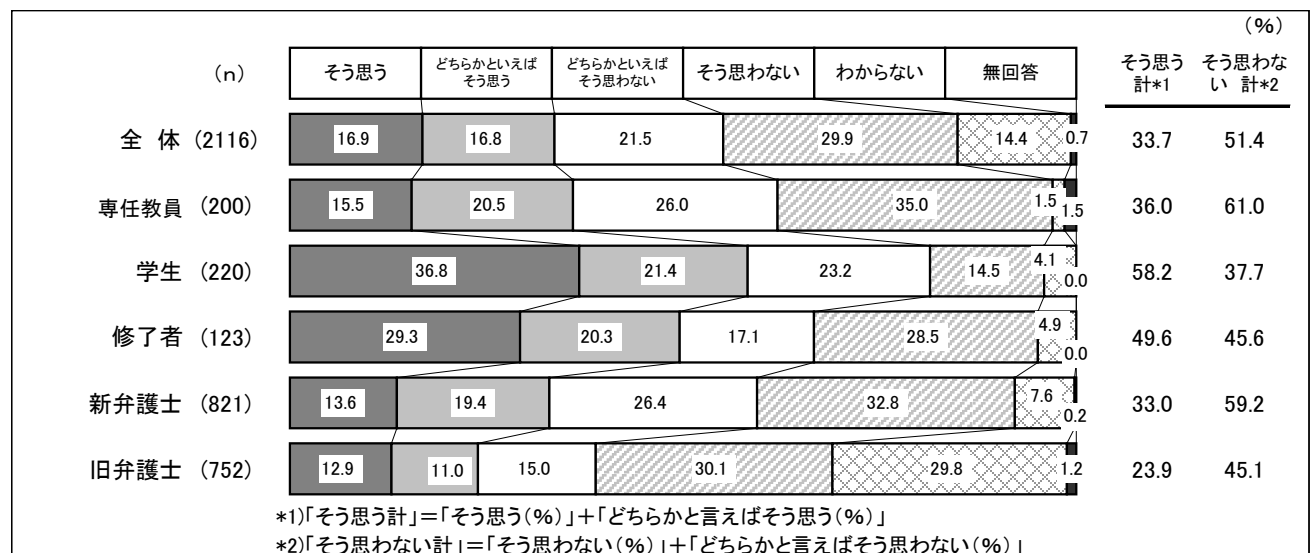
*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかと言えばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかと言えばそう思わない(%)」

④ 新司法試験の内容が法科大学院の教育を踏まえていないことに起因

新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあることに関し、「④新司法試験の内容が法科大学院の教育を十分に踏まえたものとなっていないから。」という項目については、専任教員、新弁護士及び旧弁護士は、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）より多くなっている。一方、学生は肯定的な回答の方が否定的な回答より多くなっている。また、修了者については、肯定的な回答の方が否定的な回答よりやや多くなっている。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

④ 新司法試験の内容が法科大学院の教育を十分に踏まえたものとなっていないから。

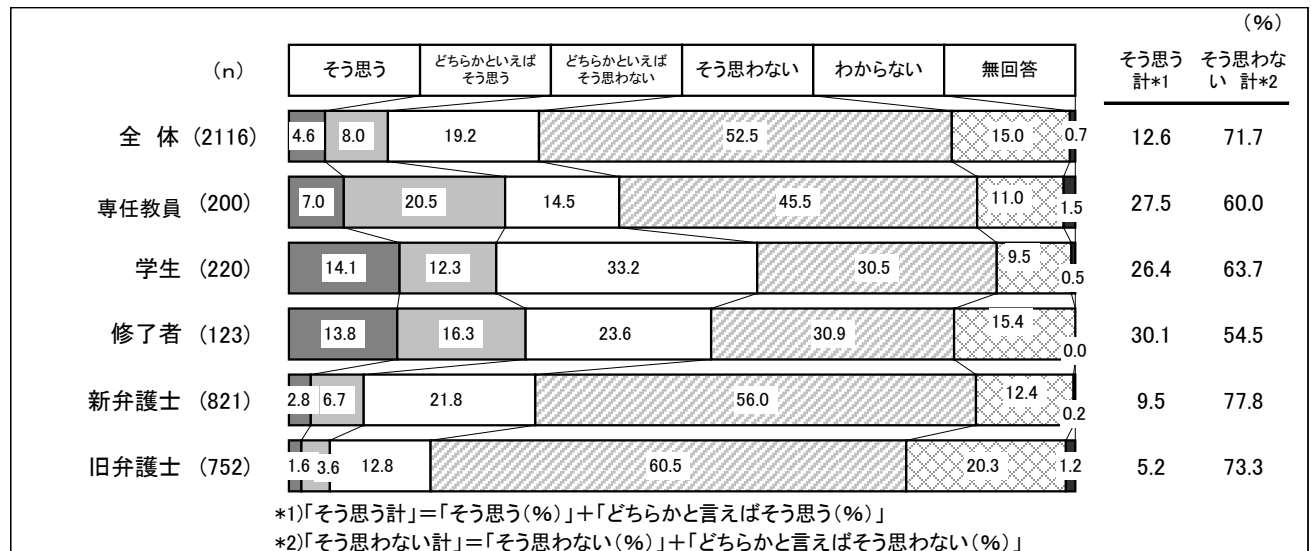


⑤ 新司法試験の合格水準が徐々に高くなっていることに起因

新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあることに関し、「⑤合格者数は増加あるいは横ばい傾向であるものの、合格率が低下しているのは、新司法試験の合格水準が徐々に高くなっているからではないか。」という項目については、専任教員、学生、修了者、新弁護士及び旧弁護士のいずれの属性も否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）より多くなっている。特に、新弁護士及び旧弁護士でその割合は高く、いずれも7割を超えている。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

⑤ 合格者数は増加あるいは横ばい傾向であるものの、合格率が低下しているのは、新司法試験の合格水準が徐々に高くなっているからではないか。



イ 自由記載欄への意見

新司法試験の合格率の低下に関しては、専任教員が 52 人、学生が 59 人、修了者が 47 人、新弁護士が 181 人、旧弁護士が 185 人の合計 524 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【定員が多すぎるから、受験者数が増加しているのに合格者数が一定であるから (225 件)】

(専任教員：23 件、学生：21 件、修了者：27 件、新弁護士：116 件、旧弁護士：38 件)

- ・法科大学院開設時に、当初想定されていた合格者数からみても過大な定員数を認めたことに、制度設計上の問題がある。
- ・法科大学院の定員が多すぎるため、不合格者が滞留している。
- ・受験者は増えており、合格者数は一定であるから。
- ・「受け控え」も行われているため、制度当初の想定と比べ、受験回数制限が十分に機能していないのではないか。

【受験者の質の低下、合格水準に達する者が一定数しかいないから (135 件)】

(専任教員：9 件、学生：2 件、修了者：2 件、新弁護士：28 件、旧弁護士：94 件)

- ・法曹志願者の減少により志願者の質が下がっているため、受験者の質も低下している。
- ・司法試験合格者数の目標人数に固執して、能力の低い者まで合格させるべきではない。
- ・文章による表現能力や法学の基礎的知識の不足など、法曹に必須の能力や知識を十分に身につけていない修了者がみられる。

【法科大学院の教育が司法試験を十分に踏まえたものになっていないから (52 件)】

(専任教員：1 件、学生：19 件、修了者：7 件、新弁護士：14 件、旧弁護士：11 件)

- ・司法試験は、実務家登用試験として概ねふさわしい内容になっているが、法科大学院の教育が司法試験と合っていない。

【教員の質の確保が不十分 (20 件)】

(専任教員：1 件、学生：2 件、修了者：2 件、新弁護士：8 件、旧弁護士：7 件)

- ・法科大学院が教員を確保できるよう、法曹界のバックアップが必要。法科大学院の数が多いため、教員の質の確保が困難になっている。

【その他の意見】

- ・司法試験の見直しが必要。(16 件)
- ・未修者が 3 年で合格レベルに到達することは困難。(11 件)
- ・成績評価、修了認定の厳格化が不十分。(7 件)
- ・大規模校の定員を削減すれば地方の小規模校にも優秀な学生が集まり、大規模校も少人数制が徹底され教育効果が上がる。(2 件)

(9) 受け控え者の増加についての問題意識

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士、国民】

ア 集計結果

① 受験者が選択した結果であり問題なし

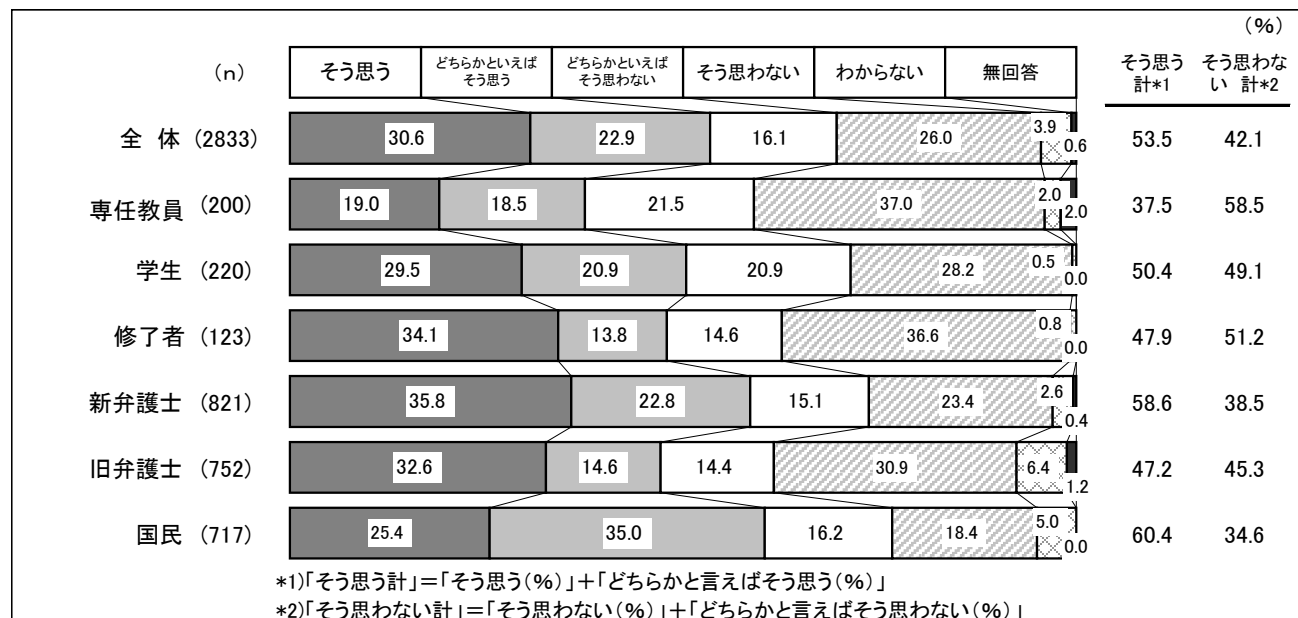
最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきていることに関し、「①受験者が選択した結果であり、問題はない」という項目については、専任教員の 58.5%、修了者の 51.2%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をし、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）よりも多くなっている。

新弁護士の 58.6%、国民の 60.4%は肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）よりも多くなっている。

学生、旧弁護士については、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の割合がやや高くなっているものの、肯定する割合、否定する割合はほぼ同じ割合となっている。

問 10 最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。このことについて、あなたはどう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

① 受験者が選択した結果であり、問題はない。



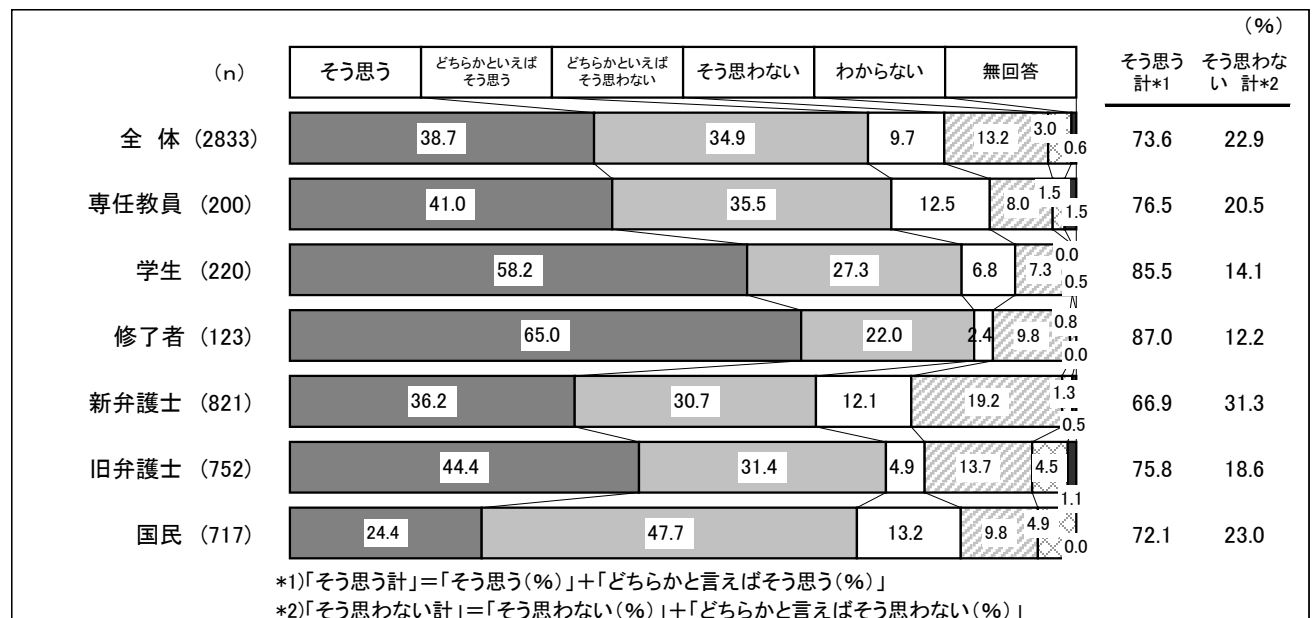
注) 「国民」は125ページの間（法曹養成制度改革が行われたことの認知）で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方を対象とした。

② 5年間に3回までという受験制限の下では慎重になるのもやむを得ず

最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきていることに関し、「②法科大学院修了後5年間に3回までという受験制限の下では慎重にならざるを得ず、やむを得ない」という項目については、全ての属性において、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）を大きく上回っている。特に学生で85.5%、修了者で87.0%とその割合が高くなっている。

問10 最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。このことについて、あなたはどう思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

② 法科大学院修了後5年間に3回までという受験制限の下では慎重にならざるを得ず、やむを得ない



注) 「国民」は125ページの間（法曹養成制度改革が行われたことの認知）で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。

③ 法科大学院を修了後、直ちに合格する自信が持てない者の増加は問題

最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきていることに関し、「③法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である」という項目については、専任教員の67.0%、学生の79.6%、修了生の71.6%、新弁護士の58.9%、旧弁護士の61.2%、国民の71.6%が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）をしており、新弁護士を除くすべての属性の6割以上が、法科大学院を修了後、直ちに合格する自信が持てない者の増加は問題であるとしている。

問10 最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。このことについて、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

③ 法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である

(n)	回答内容						合計 (%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (2833)	36.8	3.5	28.6	12.6	17.9	3.5	65.4	30.5
専任教員 (200)	31.0	1.0	36.0	13.0	18.0	1.0	67.0	31.0
学生 (220)	53.2	0.5	26.4	7.3	12.7	0.0	79.6	20.0
修了者 (123)	48.0	3.3	23.6	10.6	14.6	0.0	71.6	25.2
新弁護士 (821)	35.4	2.6	23.5	15.0	23.1	0.4	58.9	38.1
旧弁護士 (752)	37.4	1.1	23.8	10.6	21.8	5.3	61.2	32.4
国民 (717)	32.5	4.5	39.1	13.9	10.0	0.0	71.6	23.9

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかと言えばそう思う(%)」
*2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかと言えばそう思わない(%)」

注) 「国民」は125ページの間（法曹養成制度改革が行われたことの認知）で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。

イ 自由記載欄への意見

受け控え者の増加に関しては、専任教員が 43 人、学生が 51 人、修了者が 35 人、新弁護士が 129 人、旧弁護士が 135 人、国民が 187 人の合計 580 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【受験回数制限は撤廃・緩和すべきである（154 件）】

（専任教員：12 件、学生：14 件、修了者：17 件、新弁護士：30 件、旧弁護士：48 件、国民：33 件）

- ・ 5 年に 3 回という受験資格の制限が、志願者減少の原因となっている。
- ・ 社会人が働きながら勉強時間を確保することは難しく、受験機会の制限があること自体が、司法試験から社会人を閉め出す結果となっている。
- ・ 現在の低い合格率を前提とするならば、受験回数制限は撤廃すべきである。
- ・ 法科大学院制度が創設されて、在学期間が長くなった上に、受験資格喪失者もでるとなると、人的ロスが大き過ぎる。
- ・ 受け控えをする者の多くが未修者であり、受験資格喪失制度が、非法学部出身者や社会人の志願者の減少を招いている。
- ・ 合格者数 3,000 人が達成されていないにもかかわらず、受験回数制限が存続していることは不合理である。

【法科大学院の授業と司法試験の内容が合っていない（44 件）】

（専任教員：3 件、学生：16 件、修了者：6 件、新弁護士：15 件、旧弁護士：4 件）

- ・ 法科大学院の教育内容と司法試験の内容が合っていない。
- ・ 司法試験も試験である以上、アウトプットの訓練が必要だが、在学中は授業や課題で忙しく、試験のための対策をする時間が無い。
- ・ 法科大学院修了レベルと試験の合格レベルの水準が異なる。
- ・ 法科大学院の教育には、試験合格後に必要なものも多い。

【その他の意見】

- ・ 成績評価・修了認定の厳格化が不十分。（24 件）
- ・ 未修者が 3 年間で合格水準に達することは制度上困難である。（14 件）
- ・ 司法試験の合格率の低い法科大学院に対しては、国費の投入を削減すべきである。（8 件）
- ・ 受け控えの理由が、他の進路を選択したためであれば問題は無い。（6 件）
- ・ 受け控えは本人の選択であり問題は無い。（22 件）

(10) 予備校とのダブルスクール化や大学離れ是正について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士】

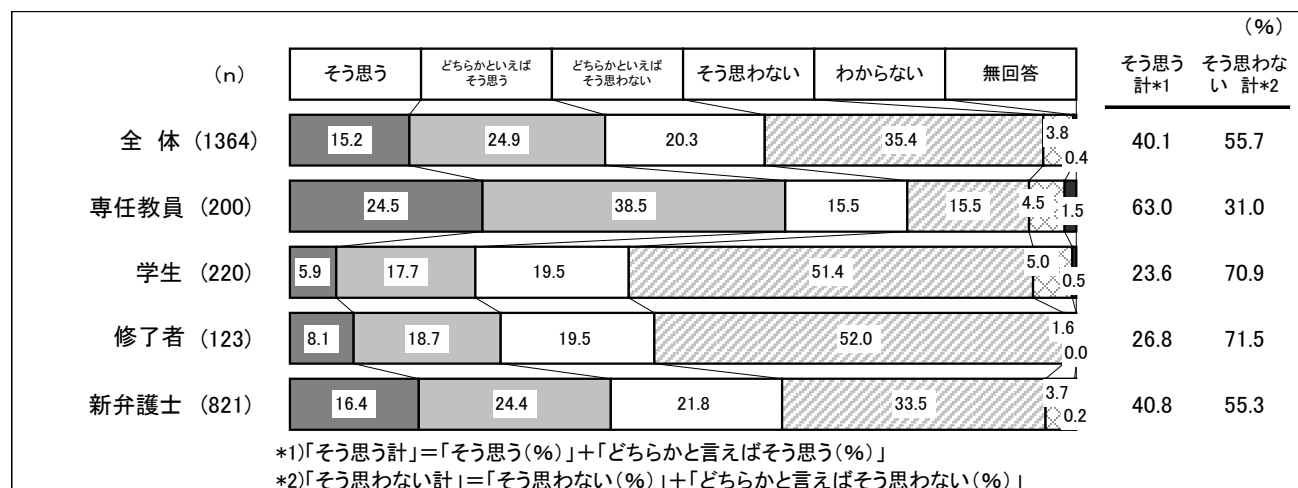
ア 集計結果

① 法科大学院教育のみで合格でき、ダブルスクール化の是正が進行

旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだかどうかに関し、「①法科大学院でしっかり勉強すれば、新司法試験に合格できるだけの実力を身につけられるようになった（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）」という項目については、専任教員のみ肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の割合が 63.0%であり、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）より多くなっている。一方、学生、修了者については、7割の者が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、新弁護士についても、否定的な回答が 55.3%と肯定的な回答の 40.8%より多くなっている。

問 11 あなたは、旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

① 法科大学院でしっかり勉強すれば、新司法試験に合格できるだけの実力を身につけられるようになった（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）。

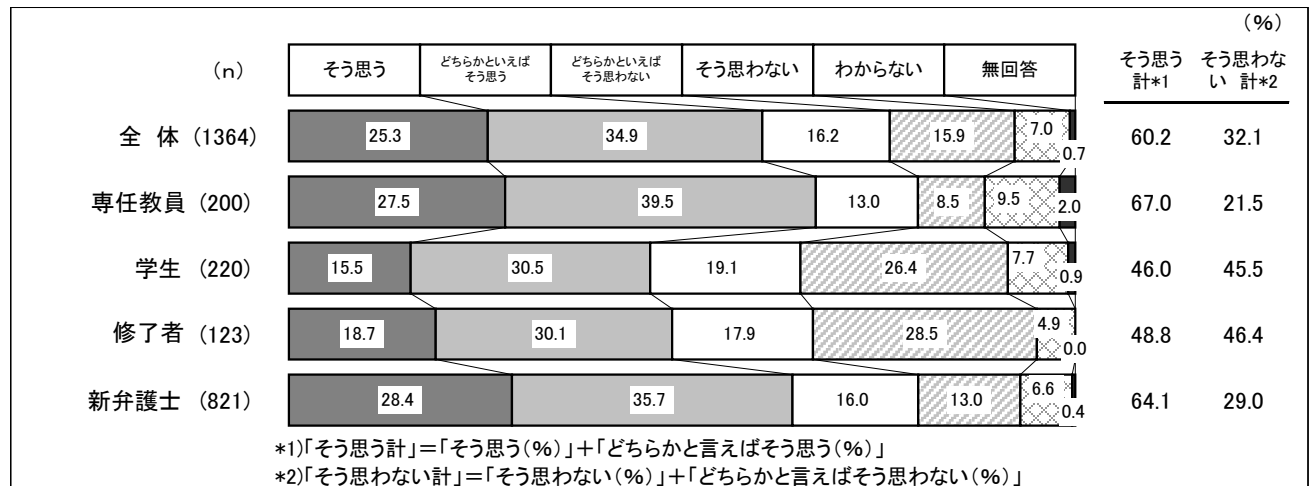


② 受験予備校の利用は模擬試験程度

旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだかどうかに関し、「②司法試験受験予備校の利用は模擬試験程度としている者が多い（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）」という項目については、専任教員の67.0%、新弁護士の64.1%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）となっている。また、学生及び修了者については、肯定的な回答と否定的な回答はほぼ同じ割合である。

問11 あなたは、旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

② 司法試験受験予備校の利用は模擬試験程度としている者が多い（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）。

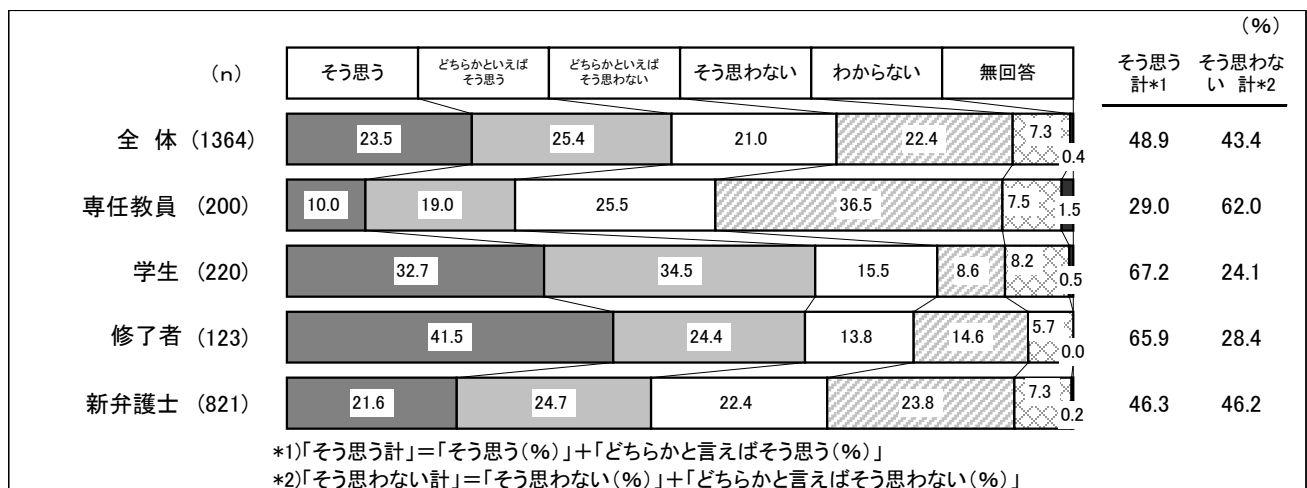


③ ダブルスクール化や大学離れの是正は進まず

旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだかどうかに関し、「③短答式試験や論文式試験に合格するためには、司法試験受験予備校を利用したほうが効果的である（ダブルスクール化や大学離れの是正は進んでいない）」という項目については、専任教員の62.0%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。一方、学生の67.2%、修了者の65.9%は、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。新弁護士については、肯定的な回答、否定的な回答がほぼ同じ割合になっている。

問 11 あなたは、旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

③ 短答式試験や論文式試験に合格するためには、司法試験受験予備校を利用したほうが効果的である（ダブルスクール化や大学離れの是正は進んでいない）。



イ 自由記載欄への意見

予備校とのダブルスクール化や大学離れ是正に関しては、専任教員が 44 人、学生が 62 人、修了者が 38 人、新弁護士が 158 人の合計 302 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【法科大学院において受験指導が禁じられているため、答案練習等のために予備校を利用する（51 件）】

（専任教員：2 件、学生：13 件、修了者：14 件、新弁護士：22 件）

- ・司法試験に試験対策は必須だが、法科大学院では試験対策はできない。
- ・実力を把握するため模擬試験等を利用。

【法科大学院よりも予備校の方が試験に合格するには有用である（38 件）】

（学生：13 件、修了者：4 件、新弁護士：21 件）

- ・初学者が基礎的な知識を身につけるのに予備校は有効。
- ・短答試験の対策は法科大学院ではできない。

【在学中は予備校に通う時間的・経済的余裕が無いため予備校離れが進んだ（27 件）】

（専任教員：1 件、学生：10 件、修了者：3 件、新弁護士：13 件）

- ・法科大学院に通うことは金銭的・時間的負担が大きいため、予備校に通う余裕が無い者が増加している。
- ・在学中は予備校に通う余裕が無いため、終了後に予備校に通い出す者も多い。

【法科大学院によって予備校の利用状況に差が生じている（26 件）】

（専任教員：6 件、学生：6 件、修了者：2 件、新弁護士：14 件）

- ・合格率上位校と下位校では利用状況が異なり、下位校の方が予備校に頼らざるを得ない傾向がある。
- ・合格率上位校では、学生の自主ゼミが有効に機能している。
- ・質の高い授業を行っている法科大学院では、予備校の利用は少ない。

【その他の意見】

- ・教員の質の確保が必要。（10 件）
- ・法科大学院でも文書作成の指導をすべきである。（9 件）
- ・予備校よりも法科大学院の授業の方が有意義、授業中心で合格できる。（9 件）
- ・予備校が司法試験に十分に対応できていない。（7 件）
- ・法科大学院に入学前・修了後の予備校の利用が増加。（4 件）
- ・地域によって予備校の利用状況は異なる。（2 件）

(11) 受験資格を喪失した者の支援策等について

【対象：専任教員、新弁護士、旧弁護士、国民】

ア 集計結果

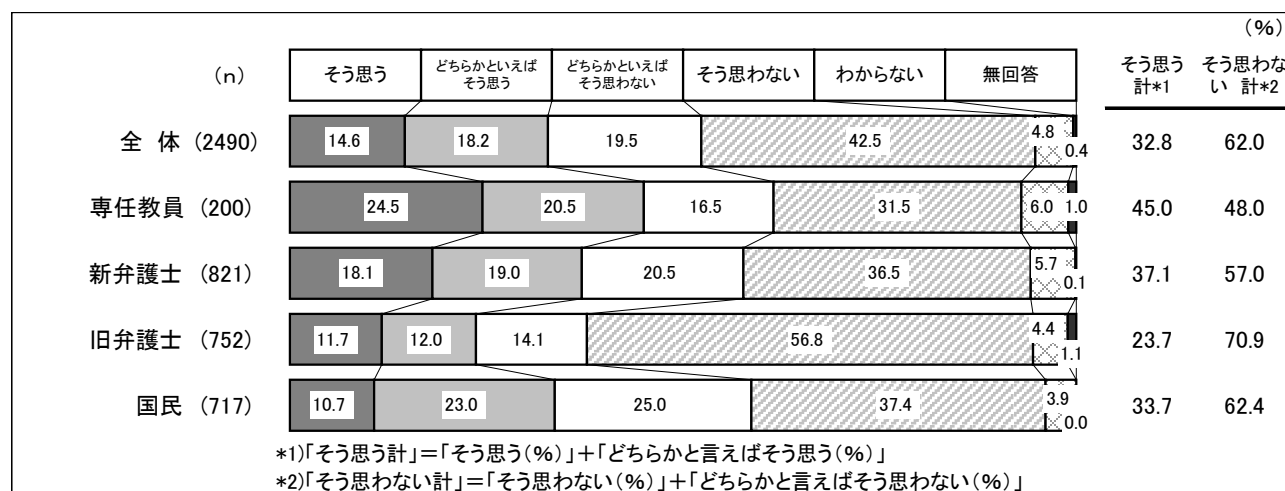
① 受験資格喪失者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずべき

5年間に3回までという制限の下、受験資格を喪失した者が1,700人余りとなっていることに
関し、「①法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を
支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである」という項目については、全体の6割
を超える者が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

また、属性別にみると、新弁護士、旧弁護士及び国民で否定的な回答（「そう思わない」、「ど
ちらかといえばそう思わない」）が過半数となっているが、専任教員のみが肯定的な回答（「そう思
う」、「どちらかといえばそう思う」）と否定的な回答（「そう思わない」「どちらかといえ
ばそう思わない」）が、ほぼ同じ割合となっている。

問 12 受験者の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に
3回までという新司法試験の受験資格制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。
こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者
がいます。このことについて、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

① 法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府
が特段の措置を講ずるべきである。



注) 「国民」は125ページの間（法曹養成制度改革が行われたことの認知）で『1.知っている』『2.おおむね知っ
ている』いずれかを選択した方のみを対象とした。

② 政府が特段の支援策を講ずる必要なし

5年間に3回までという制限の下、受験資格を喪失した者が1,700人余りとなっていることに関し、「②大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない」という項目については、全体のおおむね6割の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。

また、属性別にみると、新弁護士、旧弁護士及び国民で肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が過半数となっているが、専任教員のみが肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）と否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）がほぼ同じ割合となっている。

問12 受験者の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に3回までという新司法試験の受験資格制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者がいます。このことについて、あなたはどのように思いますか。下記項目について、該当するもの一つを選んでください。

② 大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全体 (2490)	38.1	22.0	15.9	18.4	5.1	0.5	60.1	34.3
専任教員 (200)	26.5	18.5	18.5	29.5	6.0	1.0	45.0	48.0
新弁護士 (821)	34.0	21.0	16.6	22.0	6.2	0.2	55.0	38.6
旧弁護士 (752)	51.6	16.0	11.0	16.1	4.3	1.1	67.6	27.1
国民 (717)	31.8	30.5	19.7	13.4	4.6	0.0	62.3	33.1

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

注) 「国民」は125ページの間（法曹養成制度改革が行われたことの認知）で『1.知っている』『2.おおむね知っている』いずれかを選択した方のみを対象とした。

イ 自由記載欄への意見

受験資格を喪失した者の支援策等に関しては、専任教員が 45 人、新弁護士が 160 人、旧弁護士が 206 人、国民が 180 人の合計 591 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【受験回数制限を撤廃又は緩和すべきである、受験回数制限について再検討すべきである (202 件)】

(専任教員 21 件、新弁護士 55 件、旧弁護士 79 件、国民 47 件)

- ・受験回数制限を撤廃又は緩和すべきである。(195 件)
- ・5 年間に 3 回という期間及び回数に合理的根拠が無い。
- ・あきらめの時点は個々人が決める者であり、国が介入するべきものではない。
- ・志願者にとってあまりにも酷である。
- ・当初言われていた合格率と異なるため、受験回数制限も見直すべきである。
- ・受験回数制限について再検討すべきである (7 件)

【特段の措置を講ずる必要は無い (150 件)】

(専任教員 5 件、新弁護士 44 件、旧弁護士 48 件、国民 53 件)

- ・自己責任である。
- ・司法試験を目指していた者だけが特別扱いされる必要は無い。
- ・個人の選択の問題であり政府が踏み込むべき問題ではない。

【法科大学院修了者の企業や官公庁への採用の促進を図る (政府主導でないとするものを含む。) 40 件】

(専任教員 6 件、新弁護士 22 件、旧弁護士 9 件、国民 3 件)

- ・受験資格喪失者の中には有能な者も多く、それらの者が社会で活躍できないのは社会的損失であると思う。
- ・政府がすべきかどうかはともかく、人材の有効活用のために、司法試験不合格者の進路を広げる対策が必要である。

【(具体策は示さないが、) 何らかの措置を講ずるべきである (32 件)】

(専任教員 3 件、新弁護士 10 件、旧弁護士 9 件、国民 10 件)

- ・他の試験と異なり、法曹の道だけを目指すために、多大な費用と時間をかけて入学しているので、他の国家資格と同じく放置していいとは思わない。
- ・本来は、資格試験の不合格者に手当をする必要はない。しかし、受験回数制限という制度があるため、一定の支援は必要かもしれない。

【制度設計の問題である、制度を廃止し旧制度に戻すべきである (32 件)】

(専任教員 1 件、新弁護士 2 件、旧弁護士 13 件、国民 16 件)

- ・政府が抱える問題とは思わないが、こういう事態を避けるよう制度設計を改めるべきである。
- ・旧司法試験に戻した方がよい。

【政府、関係者又は法科大学院の責任を求める意見（32件）】

（専任教員4件、新弁護士13件、旧弁護士15件、国民0件）

- ・制度設計に誤りがあったと思う。
- ・今日の事態は根本的には当時の需要予測の誤りが原因となっている。

【法科大学院の定員を削減すべきである、法科大学院での入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図るべきである（22件）】

（専任教員1件、旧弁護士7件、新弁護士7件、国民7件）

- ・法科大学院の定員を削減すべきである。（4件）
- ・法科大学院の定員数の多さは、このような社会的な損失を生み出しているということを認識しなければならないと思う。
- ・法科大学院での入学選抜、成績評価、修了認定の厳格化を図るべきである。（18件）
- ・法科大学院入学者選抜を厳格に行うことで、合格率を上げるべきである。
- ・法科大学院での学修のみで合格力を身に付けさせることが本来の姿である。受験資格喪失者を救済することよりも、法科大学院を本来の姿にすることの方が正しい対処法のように思う。

【法科大学院を廃止、又は統廃合すべきである（17件）】

（専任教員1件、新弁護士3件、旧弁護士12件、国民1件）

- ・法科大学院制度を廃止するか、存置するにしても統廃合のペースを大幅に速めるといった方が現実的ではないか。
- ・法科大学院の整理も必要だと思う。

【その他の意見（133件）】

（専任教員7件、新弁護士35件、旧弁護士43件、国民48件）】

- ・再度目指す修了者には、特例措置を講ずる。（9件）
- ・法科大学院への再入学は認めるべきではない。（7件）
- ・法科大学院修了者への他資格の免除を講ずる。（7件）
- ・どのような改善策がよいか分からない。（6件）
- ・受験回数制限は否定しない。（6件）
- ・特段の措置で解決できる問題ではない。（5件）
- ・今後の入学者に対しては特段の措置を講ずる必要はないが、制度発足当初の不合格者には措置を講ずるべきである。（4件）
- ・不合格者への救済措置ではなく、不合格者を減らす対策を講ずるべきである。（4件）
- ・司法試験合格率の改善を図る。（3件）
- ・司法試験予備試験の充実を図るべきである。（3件）
- ・その他（79件）

(12) 新司法試験と法科大学院教育の連携確保状況について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

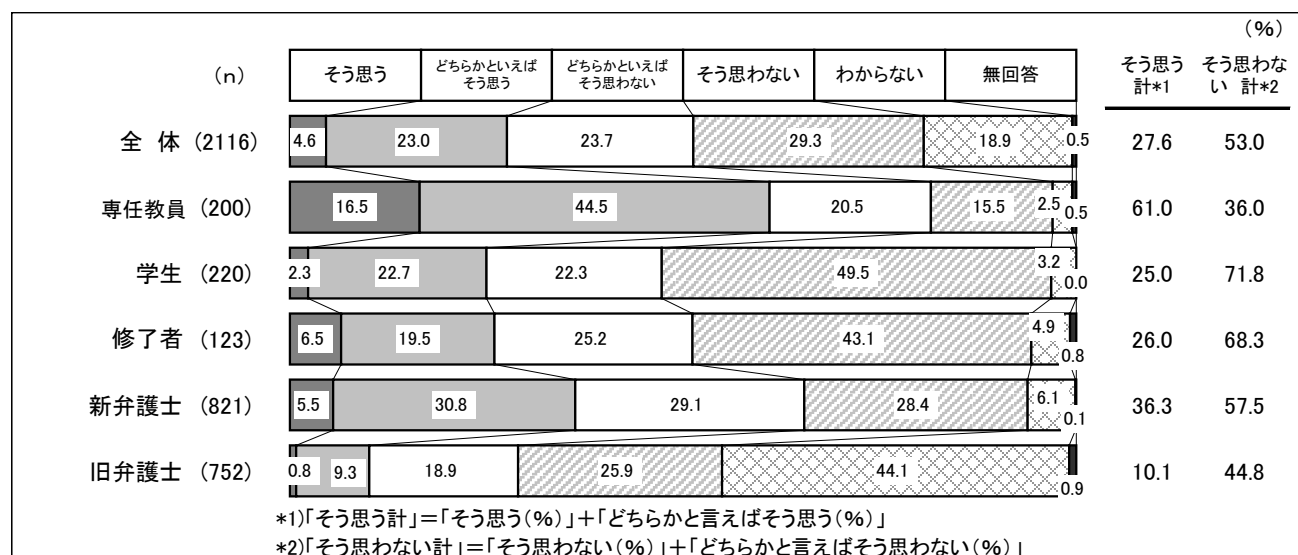
ア 集計結果

① 新司法試験と法科大学院教育との連携は確保

新司法試験と法科大学院教育との連携の確保状況に関し、「①新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保が図られている」という項目については、専任教員は 61.0%の者が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしているのに対し、学生の 71.8%、修了者の 68.3%、新弁護士の 57.5%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、旧弁護士については、否定的な回答が 44.8%、わからないとする回答が 44.1%、肯定的な回答が 10.1%となっている。

問 13 あなたは、新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

① 新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保が図られている。

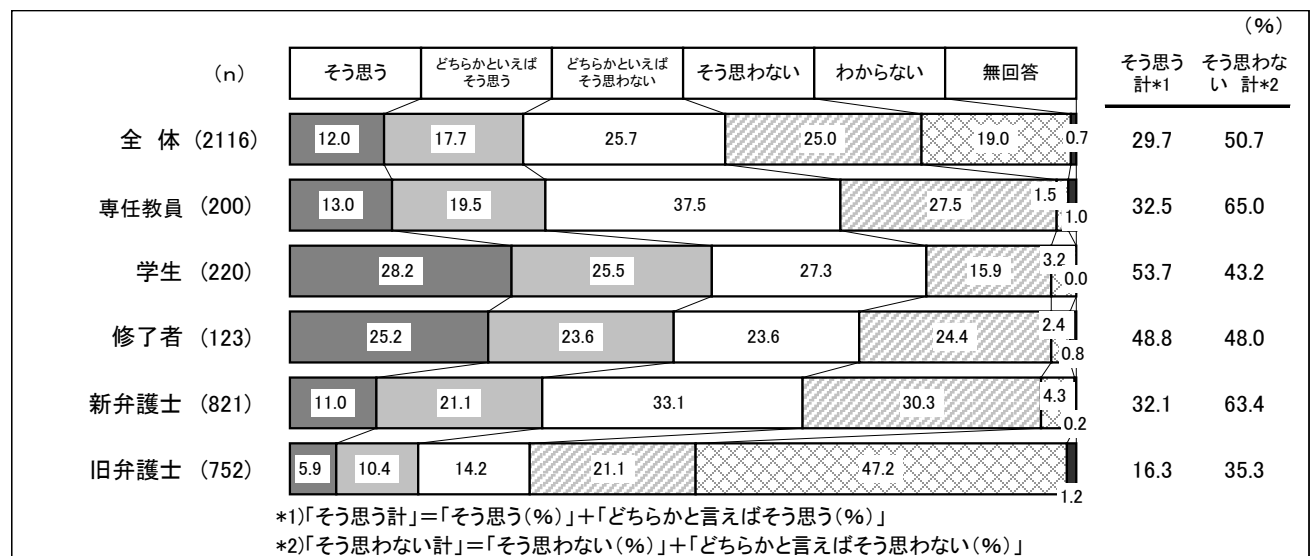


② 新司法試験は過度に細かく、法科大学院の教育だけでは不十分

新司法試験と法科大学院教育との連携の確保状況に関し、「②新司法試験は過度に細かな知識を問う内容となっており、法科大学院の教育だけでは十分に対応できない」という項目については、専任教員の 65.0%、新弁護士の 63.4%は否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしているのに対し、学生は 53.7%の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしている。旧弁護士については、「わからない」とする者が 47.2%、否定的な回答が 35.3%、肯定的な回答が 16.3%となっている。

問 13 あなたは、新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

② 新司法試験は過度に細かな知識を問う内容となっており、法科大学院の教育だけでは十分に対応できない。

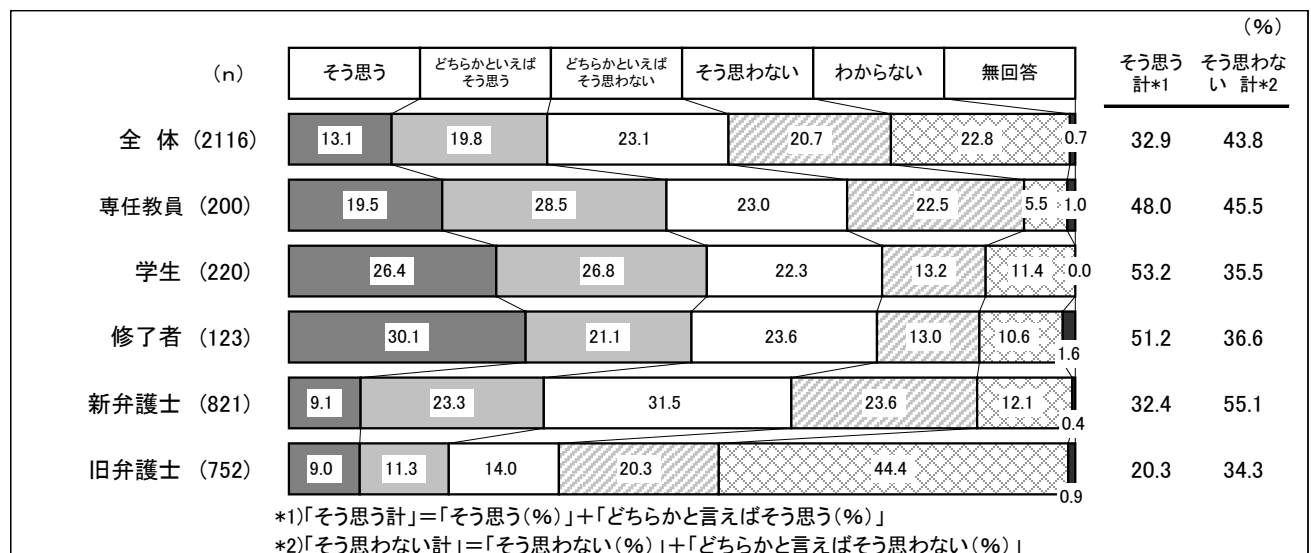


③ 新司法試験の内容は、多様な法曹を養成するとの制度改革の理念に合致しない懸念

新司法試験と法科大学院教育との連携の確保状況に関し、「③新司法試験の内容は、法廷実務家だけでなく多様な法曹を養成するとの制度改革の理念に沿ったものとなっていないとの懸念が生じている」という項目については、専任教員は肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が48.0%、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が45.5%とほぼ同じ割合となっている。学生の53.2%、修了者の51.2%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をし、新弁護士は55.1%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。旧弁護士は「わからない」とする者が44.4%、否定的な回答が34.3%、肯定的な回答が20.3%となっている。

問13 あなたは、新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

③ 新司法試験の内容は、法廷実務家だけでなく多様な法曹を養成するとの制度改革の理念に沿ったものとなっていないとの懸念が生じている。

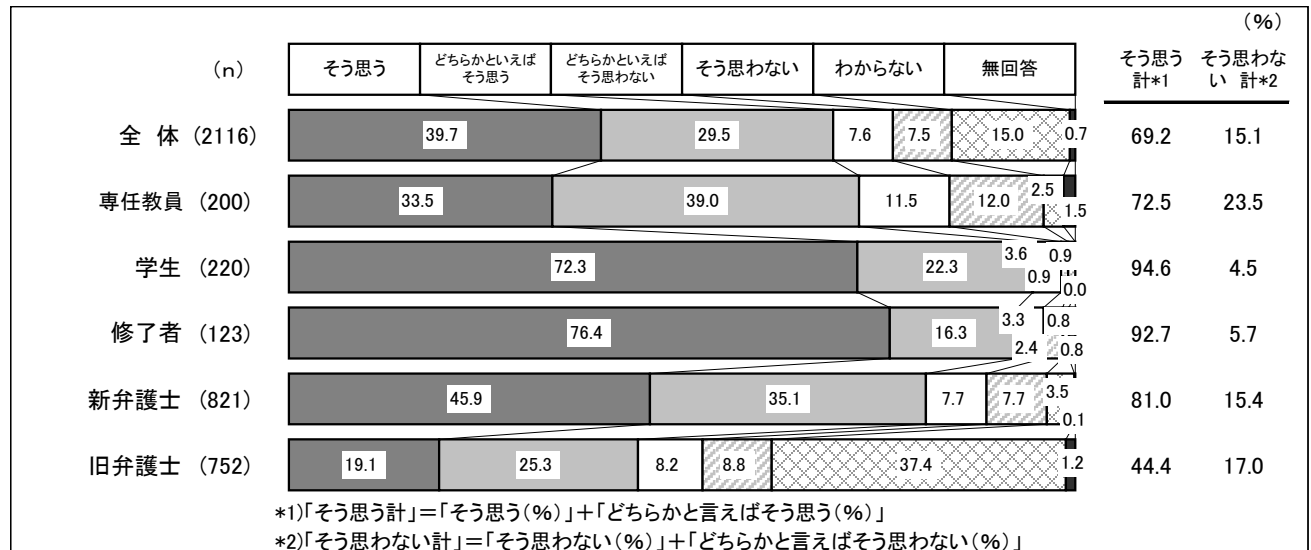


④ 法科大学院では教えない受験技術的な要素も必要

新司法試験と法科大学院教育との連携の確保状況に関し、「④法科大学院では教えない、制限時間内に効率的に回答するための受験技術的な要素も必要となっている」という項目については、いずれの属性においても、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の方が、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）よりも多くなっている。具体的には、学生で 94.6%、修了者で 92.7%、新弁護士で 81.0%、専任教員で 72.5%といずれも高い割合となっている。一方、旧弁護士については、肯定的な回答が 44.4%、わからないとする意見が 37.4%、否定的な回答が 15.4%となっている。

問 13 あなたは、新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

④ 法科大学院では教えない、制限時間内に効率的に回答するための受験技術的な要素も必要となっている。



イ 自由記載欄への意見

新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況に関しては、専任教員が 39 人、学生が 47 人、修了者が 33 人、新弁護士が 126 人、旧弁護士が 123 人の合計 368 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【新司法試験の問題、実施方法等が不適切（43 件）】

- ・点を取る答案とするためには、テクニック的なものが必要となる問題がある。
- ・試験時間に比べ問題の量が多い。
- ・問題の質について科目間に差があり、公平性に疑問がある。
- ・短答式については、既修者と未修者との差がつきやすく、検討が必要である。

【新司法試験の問題内容は適切（15 件）】

- ・実務を意識した練られた内容となっている。
- ・基礎的な力の応用力が試されており、よくできた問題である。

【法科大学院の教育、教員等に問題（44 件）】

- ・法科大学院では新司法試験と関係の無い法律も単位を取るため履修する必要があり、リンクしていない。
- ・従来の法学部の授業の焼き直し程度の授業が多い。
- ・未だに実務を無視した研究者の授業が多い。

【法科大学院において、受験技術的な要素を教えるべきである（64 件）】

- ・制限時間内に効率的に回答する能力は、受験技術というよりは法曹実務家に必須のもの。
- ・法科大学院で論述についての技術的要素を教えてもらうことで、初めて新司法試験との連携がとられる。
- ・合格率が低迷している現在、試験を意識した教育はある程度必要である。

(13) 合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保について

【対象：専任教員、学生、修了者、新弁護士、旧弁護士】

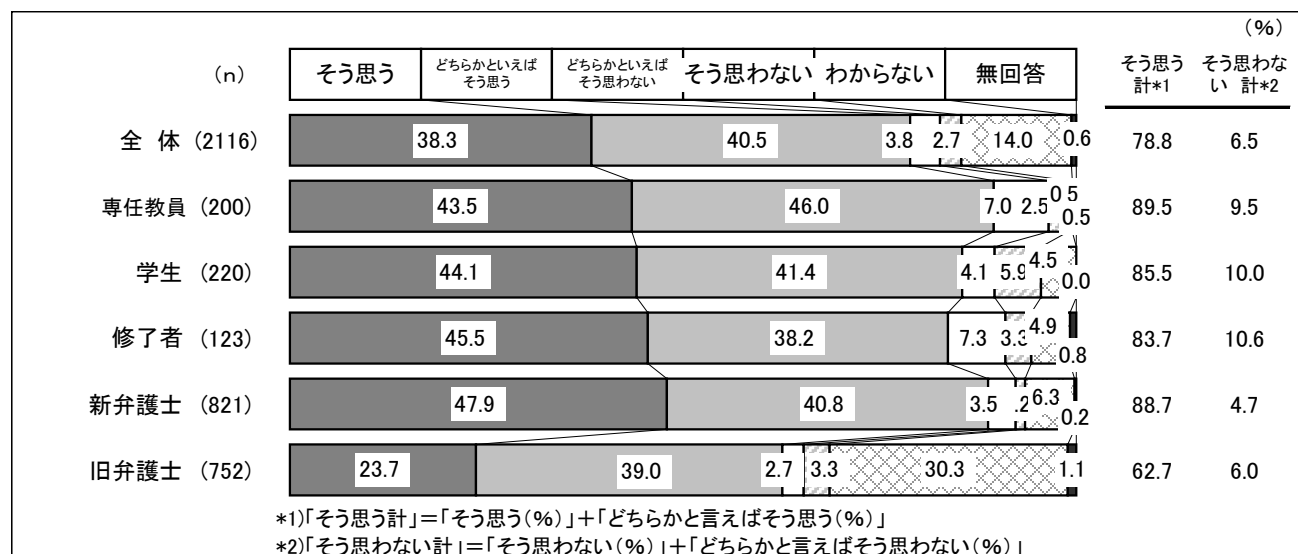
ア 集計結果

① 出題趣旨や採点実感等など、旧司に比べ関係情報の公表あり

新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況に関し、「①論文式試験の出題の趣旨や考査委員による採点実感等に関する意見が公表されるなど、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われている」という項目については、いずれの属性においても、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の方が、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）よりも多くなっている。具体的には、専任教員で89.5%、学生で85.5%、修了者で83.7%、新弁護士で88.7%、旧弁護士ではやや少なく62.7%が肯定的な回答となっている。

問 14 あなたは、新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

① 論文式試験の出題の趣旨や考査委員による採点実感等に関する意見が公表されるなど、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われている。



② 合格基準や合格者の決定プロセスが不明確で情報提供が不十分

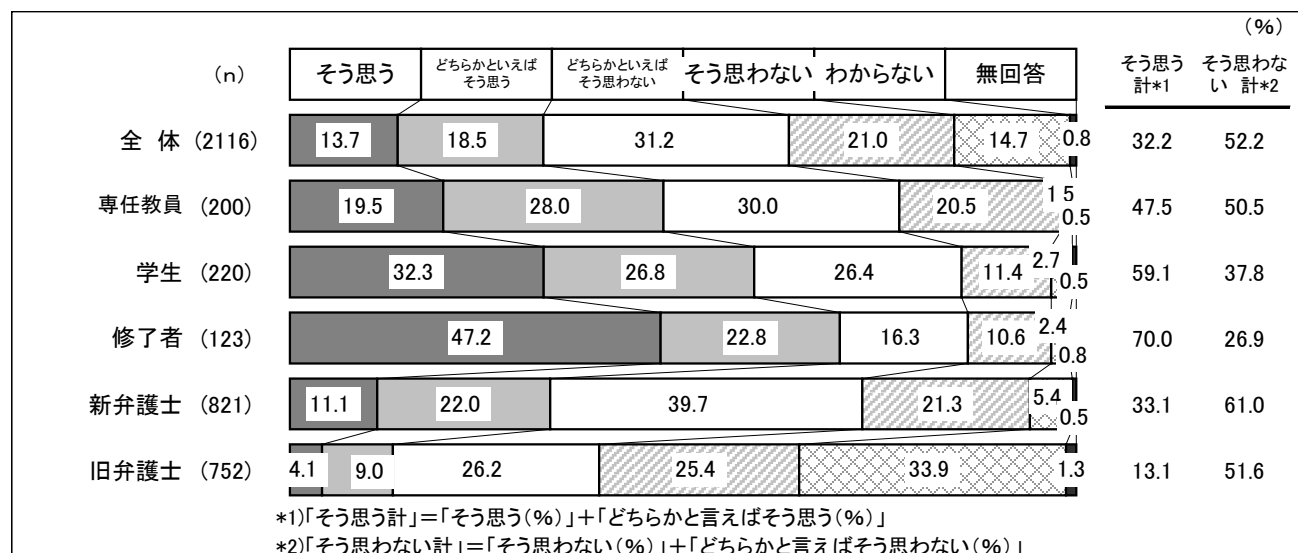
新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況に関し、「②合格基準や合格者の決定プロセスが不明確で受験者等への情報提供が十分ではない」という項目については、各属性で意見が分かれています。

専任教員、新弁護士及び旧弁護士については、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が多くなっている。

一方、学生の 59.1%、修了者の 70.0%は、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）となっている。

問 14 あなたは、新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

② 合格基準や合格者の決定プロセスが不明確で受験者等への情報提供が十分ではない。



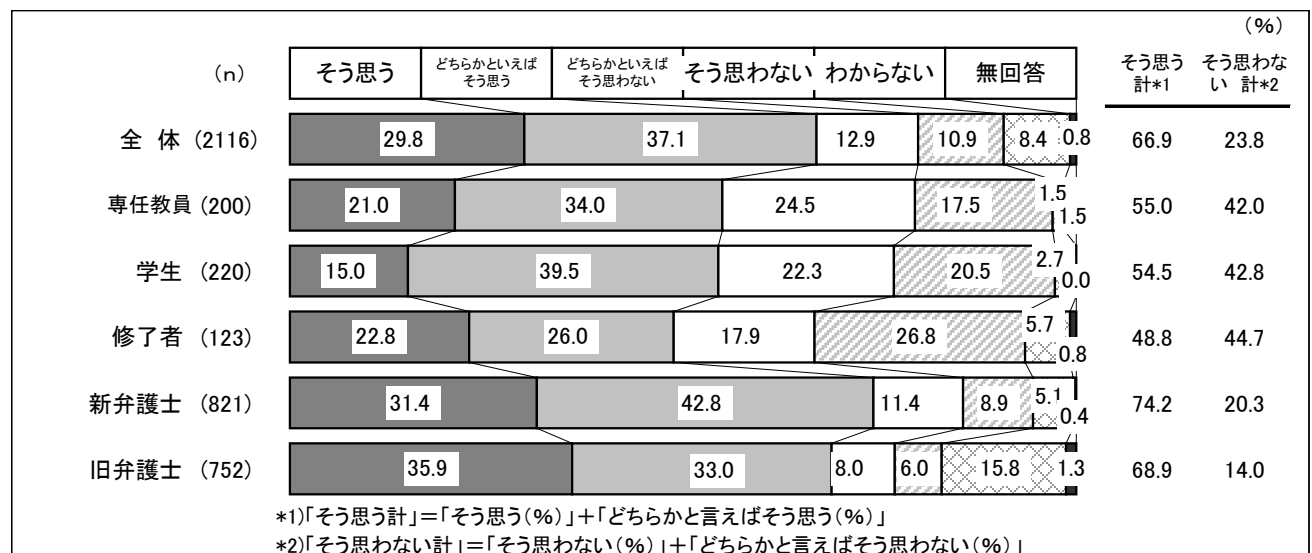
③ 一義的に合格基準を示すことは可能ではない

新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況に関し、「③合格基準を示せ」という意見もあるが、一義的に合格基準を示すことが可能とは思えない」という項目については、専任教員、学生及び修了者の法科大学院関係者は、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）の方が、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）よりやや多いものの、両者の割合は同程度となっている。

一方、新弁護士は74.2%、旧弁護士は68.9%が肯定的な回答となっている。

問 14 あなたは、新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

③ 合格基準を示せという意見もあるが、一義的に合格基準を示すことが可能とは思えない。



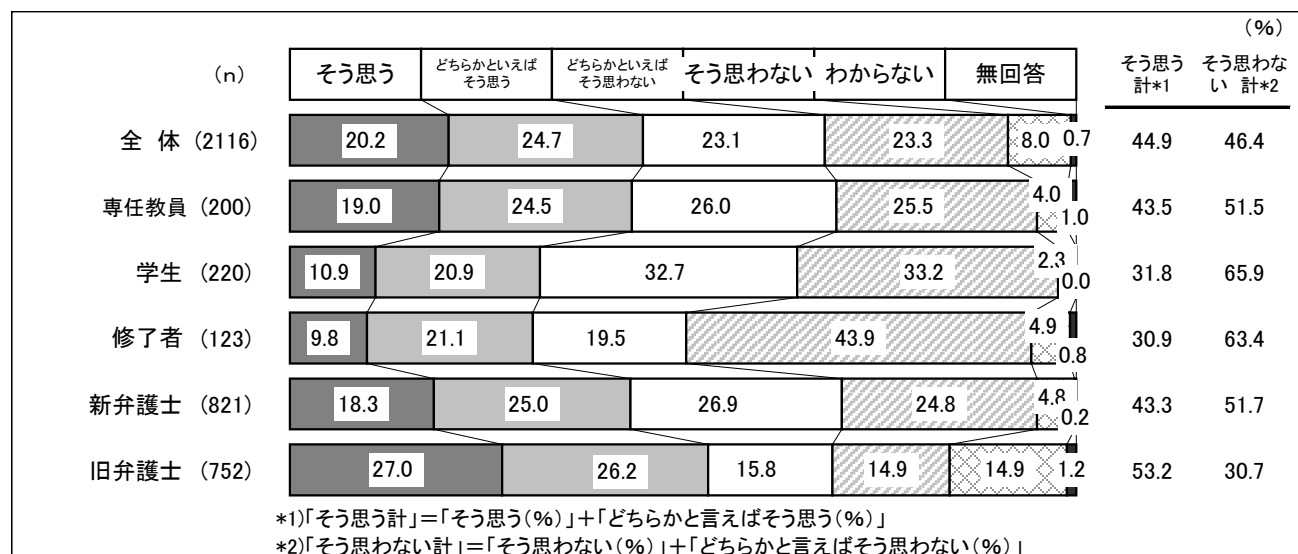
④ 模範回答の公表は間違っただ情報を与え不適當

新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況に関し、「④法の解釈が様々ありとおり司法試験に唯一の正解は存在しないので、模範回答の公表は間違っただ情報を与えることとなり適當ではない」という項目については、専任教員、学生、修了者及び新弁護士については、否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）の方が、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）より多い。ただし、専任教員及び新弁護士については、肯定的な回答は否定的な回答よりやや多い程度である。

一方、旧弁護士については、肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）は53.2%で、否定的な回答の30.7%より多い。

問 14 あなたは、新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況について、どう思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

- ④ 法の解釈が様々ありとおり司法試験に唯一の正解は存在しないので、模範回答の公表は間違っただ情報を与えることとなり適當ではない。



イ 自由記載欄への意見

新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況に関しては、専任教員が 37 人、学生が 37 人、修了者が 32 人、新弁護士が 82 人、旧弁護士が 65 人の合計 253 人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【論文式試験科目ごとの得点を開示してほしい（15 件）】

- ・民事系、公法系といった「系」ごとではなく、科目ごとの得点、平均点、得点分布を開示すべきである。
- ・得点の通知が「公法系」という形でしか行われず、憲法と行政法それぞれの点数が分からない。
- ・科目ごとの点数が分からないと対策をとりづらい。

【論文式試験の模範答案や答案例を示すべき（54 件）】

- ・法の解釈が様々であるとすれば、複数の答案例を挙げればよい。
- ・同じ問題でも教員によって説明が違い、とまどいを覚えるため、模範解答を示してほしい。
- ・受験生が参考にする上位答案集や受験雑誌の解説は、内容に誤りがあったり極端な学説をとっているものもあるが、模範答案が示されれば、学習に役立つ。
- ・法律家としての柔軟な発想を涵養するためには、むしろ複数の参考答案例を提示することは有意義である。
- ・採点基準を公開し、各科目 5 通り程度の模範答案例を提示すれば、「唯一の正解」を示すことにはならず、試験の透明性を高めることになる。

【論文式試験の模範解答や答案例は示すべきではない（17 件）】

- ・模範答案の公表は、それをまねて暗記しようとする者が現れることを防ぐためにも安易に行うべきではない。
- ・司法試験の解答は一つではないのに、特定の見解に沿った合格者だけが輩出されることにつながる。
- ・学生のマニュアル志向に一層の拍車をかけるので、断じて避けるべきである。
- ・画一的な模範答案が存在するような試験では、多様な人材の選抜という目的は果たせない。

【その他の意見】

- ・採点基準や実際の答案が何点つけられたのかというモデルを示してほしい。
- ・論文式試験の問題について、どのような論述が求められ、どの程度の配点が行われるのかについて具体的に公開する必要がある。
- ・各設問について、どのような答案が評価されるのか、逆にどのような点が減点対象なのか公表すべきである。
- ・なぜ合格ラインがその点数になるのか明確に説明すべきである。
- ・採点については疑問な部分が多く、2,000 番前後の合否の違いは、法曹としての力量の差によるものなのか疑問。

- ・採点基準よりも、合格者数の根拠を示さなければ明確性は保てない。
- ・合格者「数」決定のプロセスは不透明である。

(14) 法科大学院教育の司法修習との連携確保状況について

【対象：専任教員、新弁護士、旧弁護士】

ア 集計結果

① 連携は確保（法科大学院に対して法曹三者から教材提供等）

法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況に関し、「①法科大学院に対し、法曹三者（最高裁判所、法務省、弁護士会）から実務基礎教育のポイントの提示や教材の提供等が行われるなど、連携が確保されている」という項目について、専任教員及び新弁護士のそれぞれ 57.5%、53.5%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 31.0%、40.7%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、旧弁護士の 20.9%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、40.7%（新弁護士と同水準）が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、「わからない」とした者が 37.4%と調査対象の中で最も多くなっている。

問 15 あなたは、法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

① 法科大学院に対し、法曹三者（最高裁判所、法務省、弁護士会）から実務基礎教育のポイントの提示や教材の提供等が行われるなど、連携が確保されている。

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1773)	8.2	31.9	23.1	16.5	19.7	0.6	40.1	39.6
専任教員 (200)	19.0	38.5	19.0	12.0	10.5	1.0	57.5	31.0
新弁護士 (821)	9.9	43.6	24.0	16.7	5.7	0.1	53.5	40.7
旧弁護士 (752)	3.5	17.4	23.1	17.6	37.4	1.1	20.9	40.7

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

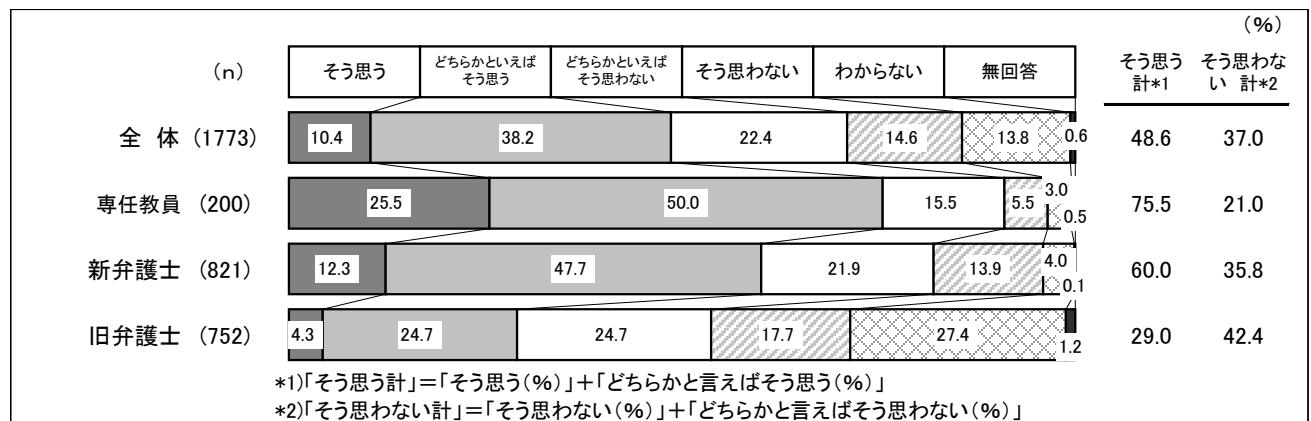
② 実務家教員（裁判官、検察官、弁護士の授業）の数が増加し、連携が確保

法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況に関し、「②法科大学院において、裁判官、検察官及び弁護士が実務家教員として授業を行っており、その人数も増えており、連携が確保されている」という項目について、専任教員及び新弁護士のそれぞれ 75.5%、60.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 21.0%、35.8%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、旧弁護士の 29.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、42.4%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、「わからない」とした者が 27.4%と調査対象の中で最も多くなっている。

問 15 あなたは、法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

② 法科大学院において、裁判官、検察官及び弁護士が実務家教員として授業を行っており、その人数も増えており、連携が確保されている。



③ 法科大学院修了者の水準に差があり、連携が確保されておらず

法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況に関し、「③各法科大学院での法律実務教育の内容に差があるため、司法修習に必要な水準に達していない法科大学院修了者がおり、連携が確保されていない」という項目について、新弁護士及び旧弁護士のそれぞれ 68.5%、59.2% が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 17.5%、9.4% が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、専任教員の 38.5% が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、40.5% が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

また、旧弁護士において、「わからない」とした者が 30.3% と調査対象の中で最も多くなっている。

問 15 あなたは、法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況について、どう思いますか。下記項目について、該当するものを一つ選んでください。

③ 各法科大学院での法律実務教育の内容に差があるため、司法修習に必要な水準に達していない法科大学院修了者がおり、連携が確保されていない

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わな い 計*2
全 体 (1773)	27.9	33.2	11.4	5.2	21.4	0.7	61.1	16.6
専任教員 (200)	12.0	26.5	25.0	15.5	20.0	1.0	38.5	40.5
新弁護士 (821)	31.7	36.8	13.0	4.5	13.6	0.4	68.5	17.5
旧弁護士 (752)	28.1	31.1	6.1	3.3	30.3	1.1	59.2	9.4

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

イ 自由記載欄への意見

「(14) 法科大学院教育の司法修習との連携確保状況について」及び「(15) 連携実効性向上のための必要な事項」の自由記載事項については、現在の連携の確保状況と連携の充実のために今後必要となる取組みに係る事項が混同して記載されていたため、設問ごとに自由記載事項を分けて整理することはせず、「(15) 連携実効性向上のための必要な事項」の項目でまとめて自由記載事項を整理することとした。

(15) 連携の実効性向上のための必要な事項

【対象：専任教員、新弁護士、旧弁護士】

ア 集計結果

① 法科大学院における法律実務教育と司法修習との役割分担の明確化

法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするために必要な事項に関し、「①法科大学院における法律実務教育と司法修習との役割分担の明確化」という項目について、専任教員及び新弁護士のそれぞれ 78.5%、72.8%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 15.5%、20.3%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、旧弁護士の 29.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、42.4%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、「わからない」とした者が 27.4%と調査対象の中で最も多くなっている。

問 16 あなたは、今後、法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするためには、何が必要だと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

① 法科大学院における法律実務教育と司法修習との役割分担の明確化

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わな い 計*2
全体 (1773)	39.0		30.8	10.2	8.4	10.7	69.8	18.6
専任教員 (200)	40.0		38.5	9.0	6.5	4.5	78.5	15.5
新弁護士 (821)	42.5		30.3	12.7	7.6	6.6	72.8	20.3
旧弁護士 (752)	35.0		29.3	7.8	9.8	16.9	64.3	17.6

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかと言えばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかと言えばそう思わない(%)」

② 法科大学院の法曹三者との情報や意見の交換の充実

法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするために必要な事項に関し、「②法科大学院の法曹三者との情報や意見の交換の充実」という項目について、専任教員及び新弁護士それぞれ 83.0%、81.7%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 12.0%、12.5%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、旧弁護士の 60.9%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、21.5%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、「わからない」とした者が 16.1%と調査対象の中で最も多くなっている。

問 16 あなたは、今後、法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするためには、何が必要だと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

② 法科大学院の法曹三者との情報や意見の交換の充実

(n)							(%)	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2
全 体 (1773)	34.5	38.5	8.4	7.8	9.8	0.9	73.0	16.2
専任教員 (200)	35.0	48.0	6.5	5.5	4.0	1.0	83.0	12.0
新弁護士 (821)	41.3	40.4	7.6	4.9	5.5	0.4	81.7	12.5
旧弁護士 (752)	27.0	33.9	9.8	11.7	16.1	1.5	60.9	21.5

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

③ 法科大学院が法曹三者から受ける教員の派遣や教材等の提供の充実

法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするために必要な事項に関し、「③法科大学院が法曹三者から受ける教員の派遣や教材等の提供の充実」という項目について、専任教員及び新弁護士それぞれ 77.5%、83.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、それぞれ 19.0%、11.9%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。

一方、旧弁護士の 60.6%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）をしており、21.3%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また、「わからない」とした者が 16.6%と調査対象の中で最も多くなっている。

問 16 あなたは、今後、法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするためには、何が必要だと思いますか。それぞれ該当するもの一つを選んでください。

③ 法科大学院が法曹三者から受ける教員の派遣や教材等の提供の充実

(n)	回答内容						合計 (%)		
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う 計*1	そう思わ ない 計*2	
全体 (1773)	36.9		35.9	8.5	8.2	9.4	1.0	72.8	16.7
専任教員 (200)	35.0		42.5	12.0	7.0	3.0	0.5	77.5	19.0
新弁護士 (821)	46.8		36.2	6.9	5.0	4.4	0.7	83.0	11.9
旧弁護士 (752)	26.7		33.9	9.3	12.0	16.6	1.5	60.6	21.3

*1)「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2)「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

イ 自由記載欄への意見

法科大学院における教育の司法修習との連携確保状況及び連携の実効性向上のために必要な事項に関しては、専任教員が41人、新弁護士が150人、旧弁護士が178人の合計369人が意見を寄せている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、次のとおりになる。

【法科大学院における実務教育について（131件）】

（専任教員20件、新弁護士52件、旧弁護士59件）

- ・法科大学院で実務基礎教育がほとんどなされていないのに、司法修習期間が短いため、弁護士の業務に支障が出ている。そもそも、未修者にとっては、法律の基礎がまだできていない段階で、実務教育をされてもそれどころではないというのが現実である。
- ・司法試験という試験がある以上、試験に出ない実務教育を法科大学院で教えても実効性がない。本格的な実務教育は、従来どおり合格後の司法修習でやるべき。
- ・法科大学院により連携の確保の程度は様々であり、実務教育の内容に大差がありすぎる。司法修習に入ると、顕著に違いが現れるので司法修習に必要な水準に達していない修了者には気の毒な面がある。
- ・連携が進められているが、司法試験合格優先の傾向が強まるにつれて実務基礎教育を軽視する傾向も見られており、十分とは言えない。
- ・要件事実や書面作成の授業など、司法試験合格後にやればよいことを必修にしているが、余り意味があるとは思えない。そんなことより、幅広い法律を扱うほうが、どのような専門性を身につけるかなどの指針になるし、将来実務家になったときに役に立つ。
- ・受験指導となることをおそれるあまり、法科大学院では文章作成能力や起案能力が養われない。その点に司法修習とのズレもある。そもそも法律家とは文章作成のプロであるべきなのだから、法科大学院の教育内容を改善すべきである。
- ・司法研修所の教官に就任することが予定されているような裁判官・検察官が派遣されている法科大学院と、それ以外の実務家が派遣されている法科大学院では、教育内容に差異がある可能性があります。司法研修所の教育内容のうち、何をどれくらい法科大学院で教えるのかについて、統一したカリキュラムを用意されるのが望ましいと思います。

【法科大学院の教員について（114件）】

（専任教員16件、新弁護士57件、旧弁護士41件）

- ・法科大学院間に教育内容の差はあるにせよ、各大学にまんべんなく実務家教員が配置されている点は、従来と比べて大変よい。
- ・一部の法科大学院にしか、現役の裁判官、検察官が実務家教員として派遣されていないというのは大きな問題であると思う。また、新司法試験の出題者が教員である法科大学院とそうでない法科大学院では、教育内容に違いが出る可能性がある。
- ・どうしてもかつての司法修習と比較してしまうが、すべての法科大学院に研修所教官と同レベルの教授陣が揃っているとは思えない。

- ・実務のことは実務家でないと正確には教えられない。レベルを確保した上で実務家教員の増員が望ましい。
- ・予算の問題だと思うが、裁判官を増員した上で、どの法科大学院にも、刑事民事両方の裁判官を派遣できる体制にしてほしい。
- ・連携をさらに充実し実行が上がるようにするために必要なことは、法科大学院の運営に実務家が比較的大きな権限をもって関与できるようにすることと、実務家の関与に対して適切な報酬が支払われるようにすることです。
- ・そもそも、司法試験に合格したこともない学者教員に、司法修習を受ける前の、司法試験合格者のレベルが分かるはずがない。したがって、法科大学院において学者教員が相当数いる以上、実務家教員の意見を大幅に取り入れれない限り、実務との連携は極めて困難と言わざるを得ない。
- ・研究者教員に対し、司法修習の内容についてより理解してもらうことが必要であると思われる。
- ・法科大学院の運営等の方針において、実務家教員の意見が反映されていない点が多々見受けられ、その意味では連携が確保されているとは言い難い。

【司法修習について（83件）】

（専任教員6件、新弁護士33件、旧弁護士44件）

- ・ロースクールでの勉強内容に鑑みれば、修習期間が1年というのは短すぎる。ロースクールでは、実務的な事実認定などほとんど習っていないにもかかわらず、習ったことを前提として、修習初期にも事実認定を教えない。
- ・法科大学院で、実務的能力を獲得する教育などというのは、そもそも無理。それより司法修習を、期間的にももっと充実させるべき。
- ・旧司法試験時代の前期修習が存在しないことが、裁判実務の最低限のレベルの維持確保の阻害要因となっている気がする。前期修習を復活するか、もしくは前期修習の内容を法科大学院の教育内容に統一的に盛り込むことが必要だと思うし、それが一番の連携ではないかと思う。
- ・法科大学院制度を残すのであれば、実務教育をより多くし、司法修習を不要とするか限りなく減少するべきである。現在の法科大学院は、実務教育をないがしろにしていると思われる。そのせいで、司法試験合格者は、実務的な感覚を全く身に付けないまま、修習生になっている。
- ・法科大学院に実務教育を過度に期待せず、修習期間を延長して（少なくとも1年半）、OJTを拡充すべきである。その前提として、司法試験の合否判定を受験者の実務知識量ではなく知的水準如何に置くべきである。

【法科大学院へのノウハウ提供について（5件）】

（専任教員1件、新弁護士3件、旧弁護士1件）

- ・司法研修所の情報提供は、学校間にも偏りがあり、公平とは言えない。
- ・実務家教員の授業は概ね役に立つものであり、非常に有益である。もっと充実させてもらいたい。裁判記録やそれを基にした資料をさらに充実すべきである。
- ・民事弁護の手引き等司法修習で使用されているテキストを法科大学院で使用すべきである。

【法曹養成制度に係る共通認識について（8件）】

（専任教員2件、新弁護士4件、旧弁護士2件）

- ・裁判官、弁護士と授業の内容について意見交換する期間は増えており、よい刺激となっている。しかし、法科大学院との「連携」、理論と実務の「架橋」という概念について、はたして共通認識が形成されているかに関しては疑問を感ずる。
- ・司法修習（特に弁護士実務修習）側が旧試験時代からの頭の切り替えができていない。
- ・ロースクールは、ロースクール教育に関係のない実務家等に対し、もっと、ロースクールで何をしているのかを発信して相互理解を図るべきである。

【法科大学院教育と司法修習の役割分担について（25件）】

（専任教員4件、新弁護士16件、旧弁護士5件）

- ・法科大学院の教育内容と司法修習の内容とが、段階的、連続的ではなく、役割分担がなされているとも言えないため、教育の内容が連携しているとは言えない。
- ・「法曹養成機関としての法科大学院」という存在意義からは法曹三者との連携の強化・充実は当然と思われる。もっとも、「不合格」となり「法曹とならない」多数の在学者に対し、実務法曹教育を持ち出すこととの意義も問われる必要があると思われる。法科大学院は、法曹のみならず、公務員・企業人、社会活動家の人材供給源と位置付けて、汎用性・普遍性のある法学教育に注力し、実務法曹教育については、合格者に対する司法研修所での教育拡充へと役割分担した方が効率的と考える。
- ・司法試験で必要な事項、修習で必要な事項、実務で必要な事項がそれぞれ異なるため、十分な連携が図られているとは言い難い。

【その他の意見（164件）】

（専任教員25件、新弁護士98件、旧弁護士41件）

- ・法科大学院を廃止し、従来の制度に戻すことが最も効率的・合理的である。
- ・法科大学院制度は廃止すべき。少なくとも、その修了を司法試験受験資格とすべきではない。
- ・法科大学院の数が多すぎるので、統廃合を進め、実務家教員のマンパワーを集中運用すべき。
- ・合格者の人数を1,000人以内に絞れば、必然的にレベルの高い人、レベルの高い法科大学院だけが残る、連携などそれほど心配しなくても、自ずと十分に力のある者を確保できるようになると思う。

(16) 法科大学院を修了するために要する経費の負担感

【対象：学生、修了者】

学生及び修了者に、法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じているか尋ねたところ、学生の91.8%、修了者の96.0%が「重く感じている」「どちらかといえば重く感じている」としている。

問 17 あなたは、法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じていますか。該当するものを一つ選んでください。

(n)	負担感						合計 (%)	
	重く感じている	どちらかといえば重く感じている	どちらともいえない	どちらかといえば重くないと感じている	重くないと感じている	無回答	そう思う計*1	そう思わない計*2
全体 (343)	80.5	12.8	3.5	1.7	0.9	0.6	93.3	5.2
学生 (220)	78.2	13.6	4.1	2.7	0.9	0.5	91.8	6.8
修了者 (123)	84.6	11.4	2.4	0.8	0.0	0.8	96.0	2.4

*1「そう思う計」＝「そう思う(%)」+「どちらかといえばそう思う(%)」
 *2「そう思わない計」＝「そう思わない(%)」+「どちらかといえばそう思わない(%)」

(17) 法科大学院を修了するための経費の妥当性等に関する認識

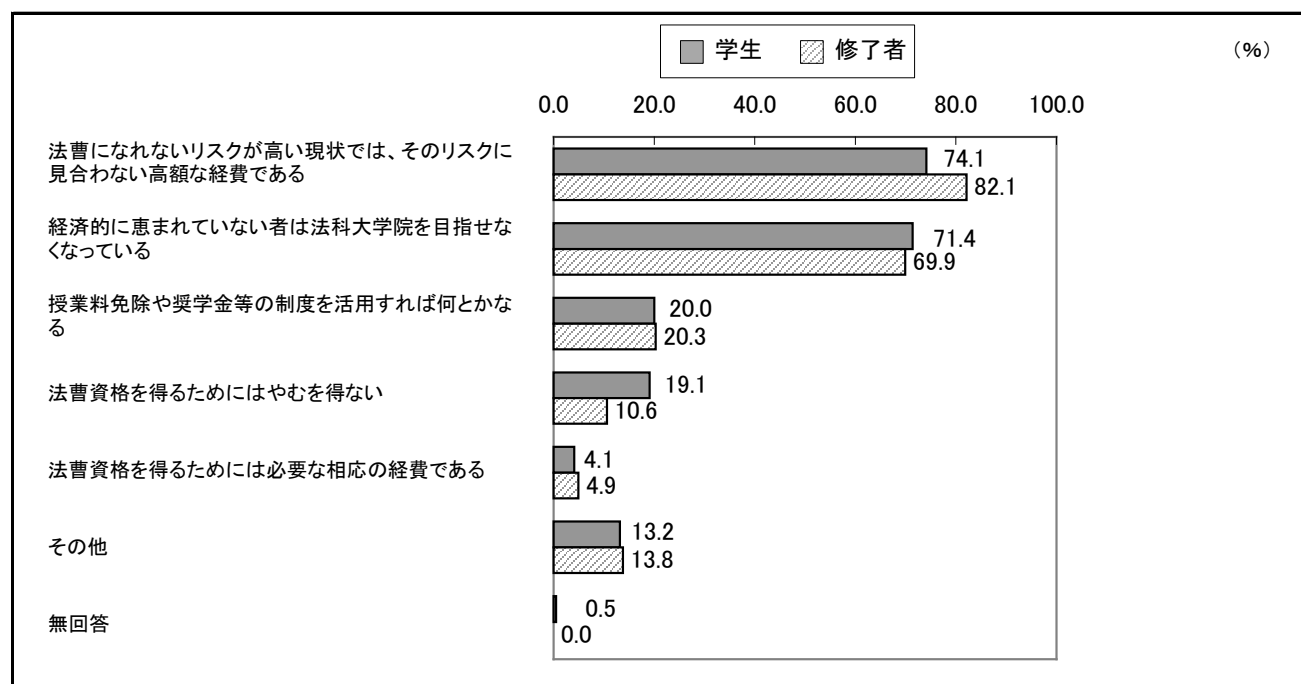
【対象：学生、修了者】

学生及び修了者に、法科大学院を修了するためには相当の経費を要するという点についての意見を尋ねたところ、「法曹になれないリスクが高い現状ではそのリスクに見合わない高額な経費である」とする項目を学生の74.1%、修了者の82.1%が選択している。また、「経済的に恵まれない者は法科大学院を目指せなくなっている」とする項目は学生の71.4%、修了者の69.9%が選択している。

一方、「法曹資格を得るためには必要な相応の経費である」とする項目については、いずれも5%未満の者しか選択していない。

その他の回答としては、「裕福でない者には不利な制度となっている」、「多様な人材の確保の支障となっている」、「学生の支援制度が不十分である」、「奨学金という借金を背負って、低い合格率、低い就職率であることが納得いかない」、「学費が高すぎる。(授業内容に見合わない。予備校の方がまだ納得がいく。)」などとする意見であった。

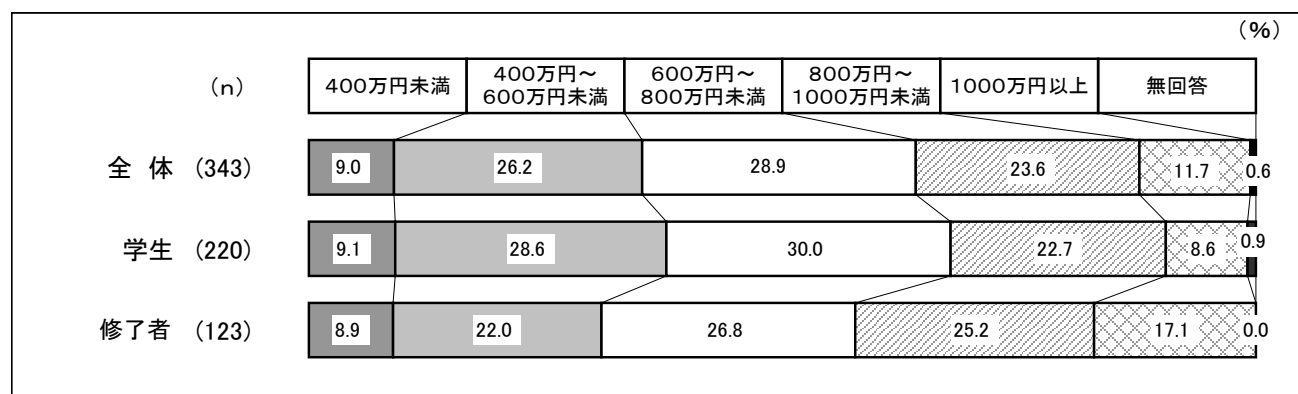
問 18 あなたは法科大学院を修了するためには相当の経費を要するという点について、どのようなご意見をお持ちですか。該当するものをすべて選んでください。



(18) 支出経費の総額

学生及び修了者に、法科大学院を修了するために、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要するかについて尋ねたところ、最も多いのは学生、修了者とも 600 万円以上 800 万円未満の者であった。

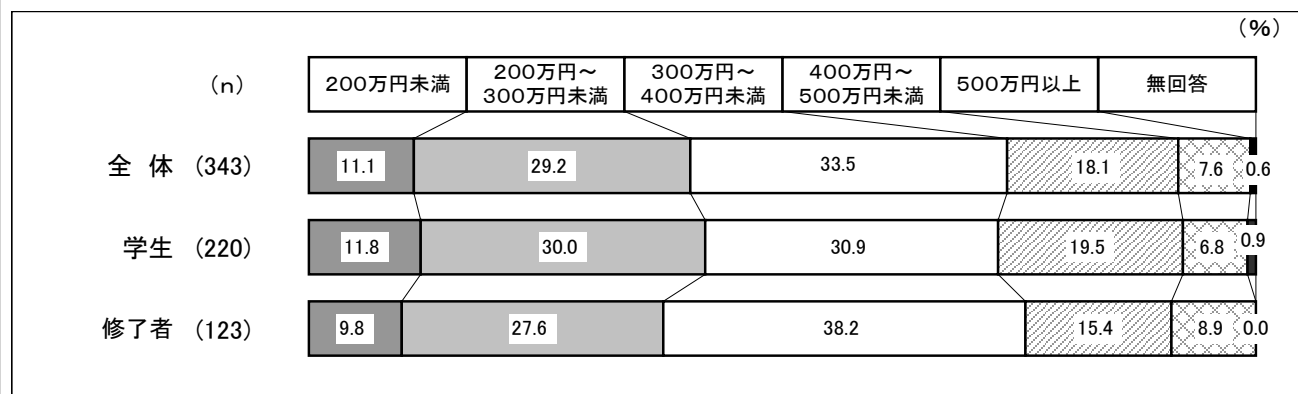
問 19 法科大学院に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか。該当するものを一つ選んでください。学生の方は見込額でお答えください（以下同じ）



(19) 法科大学院に納入する費用について

学生及び修了者に、法科大学院を修了するために、法科大学院に納入する費用について尋ねたところ、最も多いのは 300 万円以上 400 万円未満とする回答であり、次で 200 万円以上 300 万円未満であった。

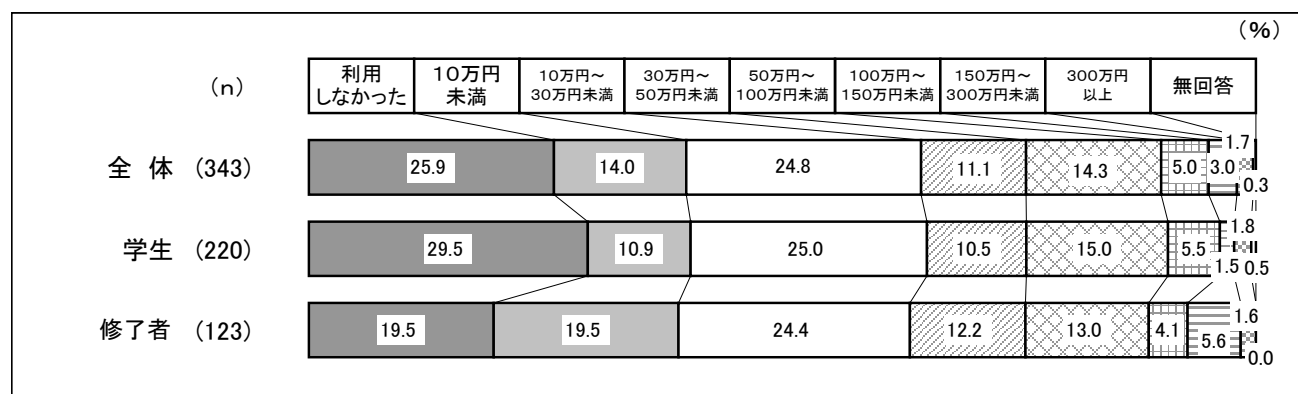
問 19-2 問 19 で答えた費用のうち、入学金、授業料、施設整備費、教材費等の法科大学院に納入する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(20) 受験予備校を利用するために要する費用について

学生及び修了者に、受験予備校を利用するために要する費用について尋ねたところ、学生については利用しなかったとする回答が29.5%で最も多く、次いで10万円以上30万円未満の25.0%であった。修了者については、最も多い回答は10万円以上30万円未満の24.4%、次いで利用しなかったとする者、10万円未満とする者が同率で19.5%となっている。

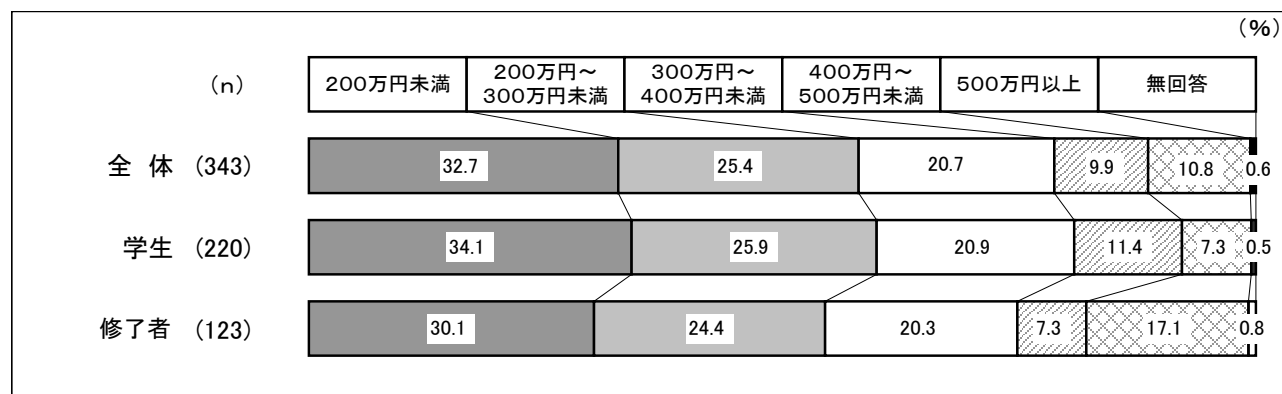
問 19-3 問 19 で答えた費用のうち、受験予備校を利用するために要する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(21) 生活費について

学生及び修了者に、法科大学院に入学してから修了するまでの生活費について尋ねたところ、学生及び修了者とも200万円未満とする回答が最も多い割合となっている。

問 19-4 問 19 で答えた費用のうち、生活費はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

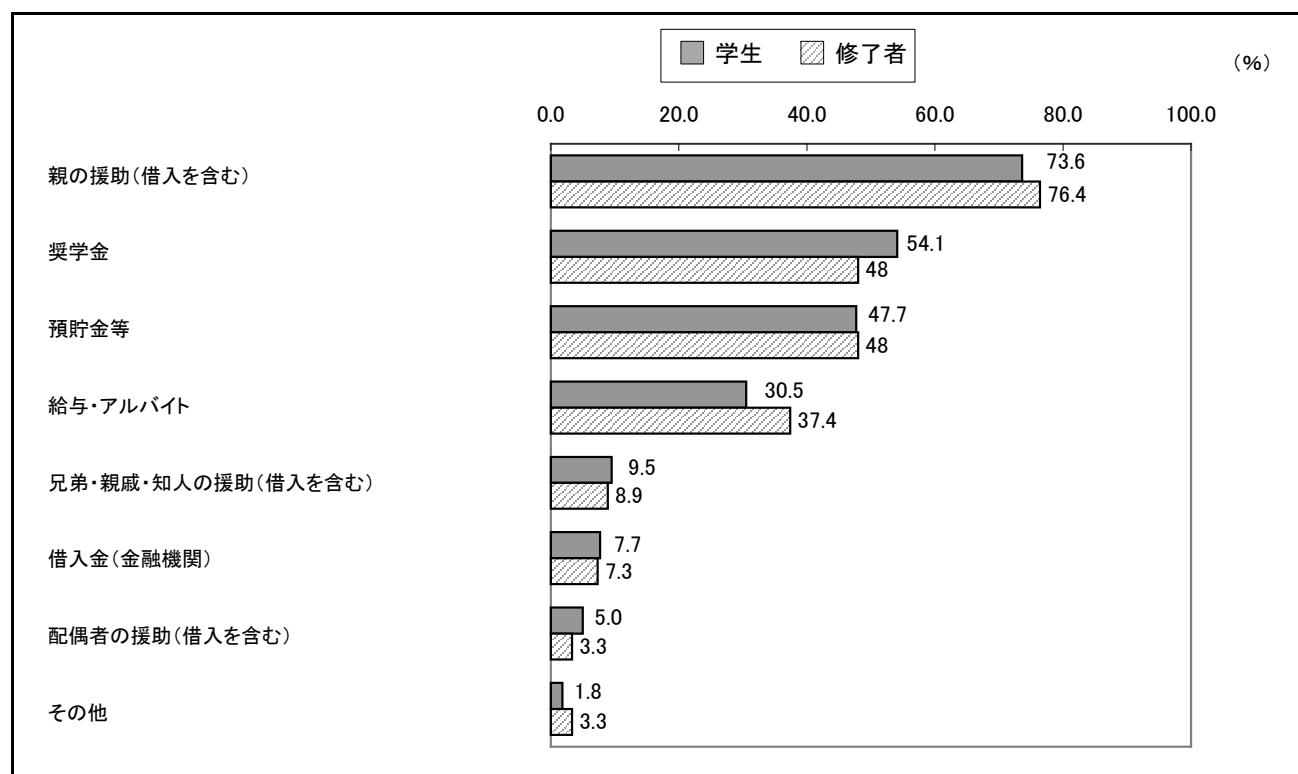


(22) 法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払い方法について

学生及び修了者に、法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によるかを尋ねたところ、学生及び修了者とも4人に3人程度が親からの援助（借入を含む）としている。また、奨学金についても半数程度が利用しているとしている。

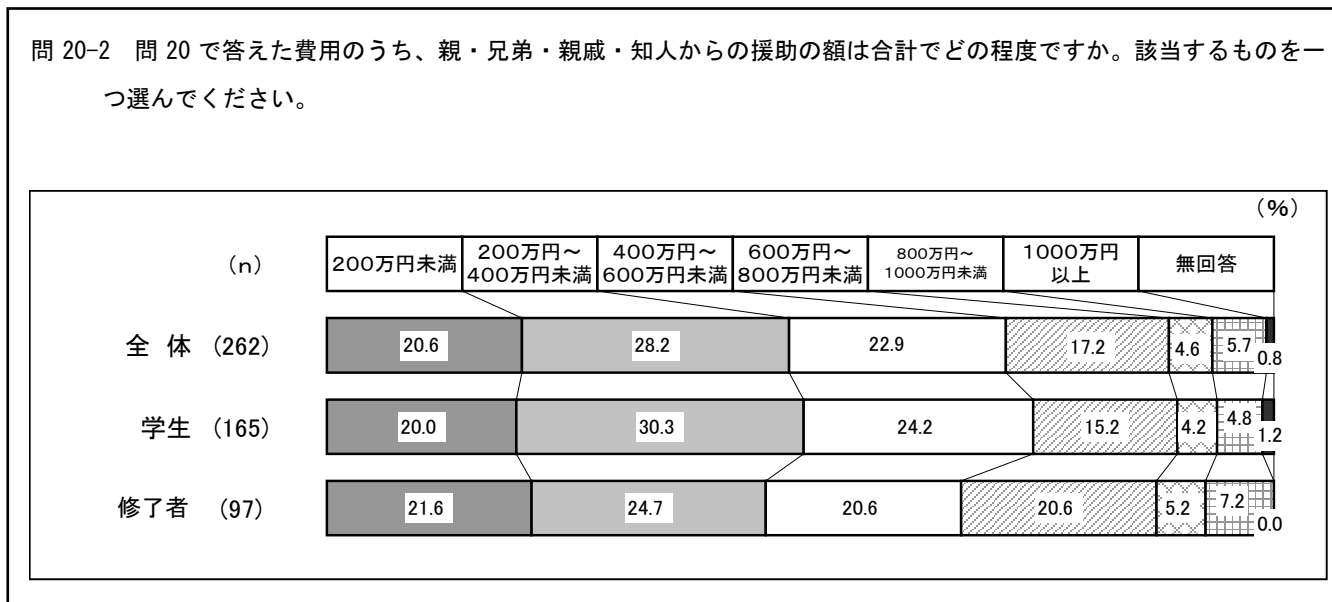
その他の回答は、「授業料免除となっている」や「資産運用」などであった。

問 20 法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか。該当するものをすべて選んでください。



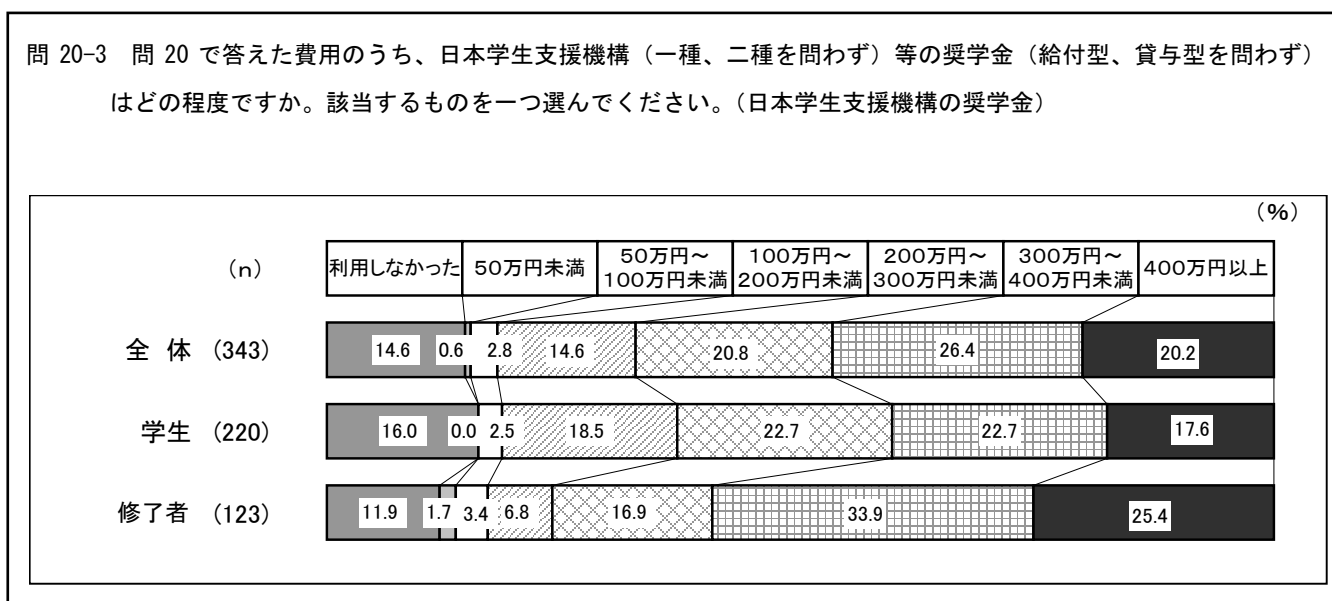
(23) 親・兄弟・親戚・知人からの援助の合計金額について

学生及び修了者に、費用の支払いのうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助によるものの合計額を尋ねたところ、学生及び修了者とも最も多いのが 200 万円以上 400 万円未満となっている。



(24) 日本学生支援機構（一種、二種を問わず）等の奨学金の総額について

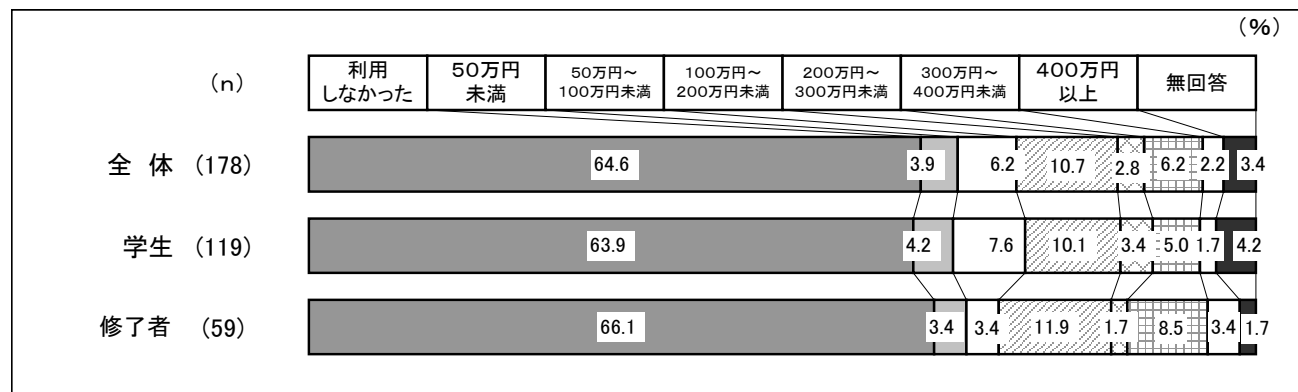
学生及び修了者に、費用の支払いのうち、日本学生支援機構（一種、二種を問わず）等の奨学金（給付型、貸与型を問わず）による額はどの程度であるかを尋ねたところ、学生及び修了者とも 300 万円以上 400 万円未満とする回答が最も多い。学生は同率で 100 万円以上 200 万円未満との回答もある。



(25) 日本学生支援機構以外の奨学金の総額について

学生及び修了者に、費用の支払いのうち、日本学生支援機構以外の奨学金による額はどの程度であるかを尋ねたところ、利用しなかったとする回答が6割以上となっている。

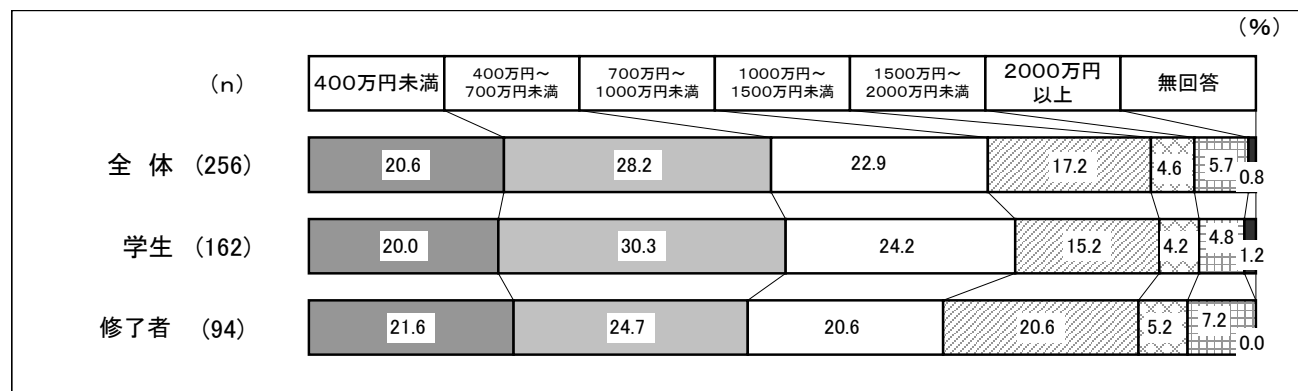
問 20-4 日本学生支援機構以外の奨学金はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



(26) 親の援助を受けている場合の親の年収について

学生及び修了者が、費用の支払いに際して親の援助を受けている場合、親の年収（ご両親の分を合計して）はどの程度であるかを尋ねたところ、400万円以上700万円未満とする回答が最も多くなっている。

問 20-5 親の援助を受けている場合、親の年収（ご両親の分を合計して）はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。



3 単純集計結果

(1) 法科大学院創設による法学部・法学系大学院への影響について

【対象：専任教員】

ア 集計結果

法科大学院創設による法学部・法学系大学院への影響に関しては、「特段の影響はない。」という項目について、68.0%が肯定的な回答（「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」）をしている。

「優秀な学生が法学系大学院を目指さなくなってきており、研究者の養成に支障をきたすおそれが生じている。」という項目については、66.5%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）をしている。

「法学部と法科大学院の連携が図られ、法曹になるために必要な授業等を計画的に行えるようになった。」との項目については、63.5%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」）をしている。

一方、「法学部の学生にとって、卒業後の進路選択（就職、法科大学院進学、法学系大学院等への進学等）を早めに意識し、必要な勉強をする意識が醸成されてきている。」という項目についても、55.0%が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）をしている。

問5 あなたは、法科大学院の創設により法学部や法学系大学院の教育にどのような影響が出ていると思いますか。それぞれ該当するものを一つ選んでください。

- ① 特段の影響はない。
- ② 法学部と法科大学院の連携が図られ、法曹になるために必要な授業等を計画的に行える又は受けられるようになった。
- ③ 法学部の学生にとって、卒業後の進路選択（就職、法科大学院進学、法学系大学院等への進学等）を早めに意識し、必要な勉強をする意識が醸成されてきている。
- ④ 法科大学院における実務を踏まえた教育研究が法学部や法学系大学院にも還元され、良い波及効果をもたらしている。
- ⑤ 法学部の教員の量・質面での減少により、教育面での教員の負担の増大や教育・授業の質が低下した。
- ⑥ 法学系大学院の教員の量・質面での減少により、教育面での教員の負担の増大や教育・授業の質が低下した。
- ⑦ 優秀な学生が法学系大学院を目指さなくなってきており、研究者の養成に支障をきたすおそれが生じている。

	回答内容						計	
	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答	そう思う計	そう思わない計
①	11.5	13.0	19.5	48.5	5.5	2.0	24.5	68.0
②	6.5	23.0	29.0	34.5	5.0	2.0	29.5	63.5
③	14.0	41.0	15.5	18.0	8.5	3.0	55.0	33.5
④	10.5	27.0	24.5	25.5	10.5	2.0	37.5	50.0
⑤	21.0	24.5	18.5	16.5	17.5	2.0	45.5	35.0
⑥	20.5	18.5	24.0	20.0	15.0	2.0	39.0	44.0
⑦	42.0	24.5	10.0	11.0	10.5	2.0	66.5	21.0

総数(n=200)

*1) 「そう思う計」 = 「そう思う (%)」 + 「どちらかと言えばそう思う (%)」

*2) 「そう思わない計」 = 「そう思わない (%)」 + 「どちらかと言えばそう思わない (%)」

イ 自由記載欄への意見

法科大学院創設による法学部・法学系大学院への影響については、専任教員の48人から意見が寄せられている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【研究者養成への影響（11件）】

- ・研究者養成制度が事実上崩壊している。
- ・徐々に法科大学院出身者の研究者が増加してきており、従来型の研究者よりも実務感覚に優れた人材が多く輩出されたという意味ではプラス面を見逃すことはできない。しかし、従来型の研究者が担ってきた比較法的研究の基盤がぜい弱になりつつあり、これは深刻な課題だと思われる。
- ・研究者養成への対策は急務である。法科大学院設置により、法学部は法学系教養学部の位置付けとなり、学生の基礎力の涵養は十分に果たせていない。

【法学部等との連携（9件）】

- ・大学により違いはあるものの、一般的に言って、法科大学院と法学部とに教育面での連携、法科大学院での教育の成果の法学部教育への還元はうまくいっていない。
- ・教育面では、大学法学部と法科大学院の連携はとれていない。

【法科大学院の教員の負担（9件）】

- ・法学部に比べて法科大学院の研究者教員は教育面での負担が大きく、研究・留学ができないことから、法科大学院に法学部から研究者教員が移らないために、教育・研究歴の浅い若手研究者が法科大学院に着任する現象が生じている。

【その他】

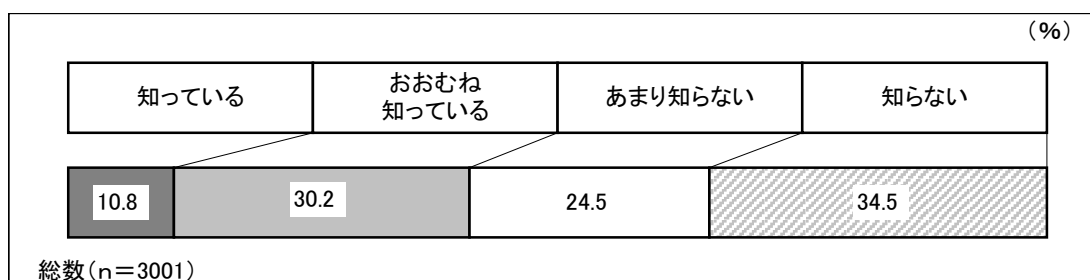
- ・中小の大学が法学部と法科大学院を独立した組織として運営することには無理がある。法律学の教員が法科大学院に移籍し、多忙なため学部を兼務できないので、学部の教育が空洞化している。
- ・法学教育は、専門教育として法科大学院に集中させて、法学部は廃止すべきである。
- ・法学部や法学系大学院で行われるべき教育・研究、現在の司法試験合格させるために必要な知識とでは求めるものの質が違いすぎる。

(2) 政府の法曹人口拡大方針の認知について

【対象：国民】

「政府の法曹人口の増加の方針の認知」について尋ねると、「知らない」が 34.5%、「あまり知らない」が 24.5%の合計 59.0%である。一方、「知っている」が 10.8%、「おおむね知っている」が 30.2%の合計 41.0%であり、「知らない」と回答した者の方が「知っている」と回答した者よりも多くなっている。

問1 政府の法曹人口の増加の方針をご存知ですか。該当するもの一つ選んでください。



(3) 法曹人口の増加による社会生活への影響

【対象：国民】

ア 集計結果

「法曹人口が増えたことによる社会生活への影響」に関しては、「⑦弁護士は都市部に集中しているという状況は変わっていない」という項目については、71.3%の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）をしており、最も多い。

「⑥法曹人口が増えても、以前と比べて特に変化を感じられない」とする項目についても、58.1%の者が肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」）をし、高い割合となっている。

一方、「①身近なところに弁護士がいるようになり、法的問題の相談がしやすくなった」という項目については、52.2%が否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）をしている。また「②弁護士会や地方公共団体等の法律相談窓口の増加・利用時間の拡充等が図られ、利用しやすくなった」という項目についても、48.3%が否定的な回答をしている。

いずれの項目に対しても「わからない」と回答する者が一定程度おり、その割合は、14.2%～33.7%となっている。

問2 すべての方に伺います。あなたは、近年、弁護士などの法曹人口が増えたことによる社会生活への影響について、どのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

- ① 身近なところに弁護士がいるようになり、法的問題の相談がしやすくなった。
- ② 弁護士会や地方公共団体等の法律相談窓口の増加・利用時間の拡充等が図られ、利用しやすくなった。
- ③ 国民が弁護士を選べるようになった。
- ④ 弁護士の競争が生じてサービスの向上や費用の低廉化が進んだ。
- ⑤ 企業や公的機関で働く弁護士が増え、複雑・専門化する法的問題に適切に対処できるようになった。
- ⑥ 以前と比べて特に変化を感じられない。
- ⑦ 弁護士は都市部に集中しているという状況は変わっていない。
- ⑧ 新たな法曹養成制度の下で生み出された法曹の質が低下しており、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。

	回答内容				割合 (%)		
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	そう思う 計	そう思わ ない計
①	3.0	22.6	20.6	31.6	22.2	25.6	52.2
②	2.8	23.3	21.4	26.9	25.7	26.1	48.3
③	4.7	25.8	23.1	20.1	26.3	30.5	43.2
④	4.1	21.7	22.6	21.4	30.2	25.8	44.0
⑤	2.2	21.8	23.9	18.4	33.7	24.0	42.3
⑥	28.2	29.9	18.5	9.3	14.2	58.1	27.8
⑦	27.7	43.6	7.8	2.7	18.2	71.3	10.5
⑧	10.9	29.4	20.1	6.4	33.3	40.3	26.5

総数(n=3001)

*1) 「そう思う計」 = 「そう思う (%)」 + 「どちらかと言えばそう思う (%)」

*2) 「そう思わない計」 = 「そう思わない (%)」 + 「どちらかと言えばそう思わない (%)」

イ 自由記載欄への意見

法曹人口の増加による社会生活への影響については、国民の754人から意見が寄せられている。意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【弁護士は信頼できない（147件）】

- ・現在、ある案件で控訴中だが、正義感が欠如し自己利益を優先する、いわゆる「悪徳弁護士」が増加しており、安心して相談できないと感じる。
- ・勝っても負けても仕事が有れば良いと思われる弁護士が見受けられる。
- ・企業のための弁護士業務に偏り、一般国民の側に立った弁護士や窓口は少ないと感じる。

【弁護士は敷居が高い（123件）】

- ・弁護士は、一般人からは何かとつきにくい感じがある。いわゆる、特殊なエリート意識が感じられる。
- ・弁護士は上から目線で感じの悪い人が多い。

【弁護士に依頼する機会がない、あるいは、そうした機会がなかったため、現状、需要動向は分からない（関心がないとする者も含む）（106件）】

- ・身近に法曹関連のお世話になったことも無く、今後、なることも想定しにくいので、実感が湧かない。
- ・弁護士などとは全く接触する機会がないので、現状がどうなっているのかわからない。別世界のもののように感じる。

【弁護士のメディアへの露出や、広告が増え（71件）、かえって信頼感が薄れた（うち22件）】

- ・法曹人口の増加と関係あるかどうかはわからないが、ここ数年で弁護士事務所のTVコマーシャルが急に増え、かえって胡散臭く感じるようになった。
- ・TVに出てくる人ばかりが目立ったり、TVにCMが流れたり、昔から思っていた「弁護士」の良い意味での権威が無くなってきてしまっていると思う

【費用が高いイメージがある。（47件）】

- ・費用が高いと思うので、大抵の問題は自分で解決しようと思う。
- ・無料相談を活用したことがあるが、親身になってくれないような気がした。やはり高い弁護士料を払わないといけないような気がする。
- ・弁護士費用なども高額ではないかと思ひ、まだまだ弱者にとっては利用しにくいと感じる。

【法曹人口の量的拡大より、質の維持・向上が重要（44件）】

- ・本質的な質の向上が図られず、数の充実のみに目線がいつているのではないか。
- ・レベルを下げて採用を増やす事は絶対あってはならないので、レベル向上を条件に増やしている事を望むばかり。

【ニュースで就職難等を聞いている。(43件)】

- ・弁護士が増えすぎて就職できない弁護士が増えていると聞く。
- ・報道などから、折角弁護士の資格を持って、仕事がないという矛盾を生んでいると思う。
- ・弁護士の就職難、収入低下も聞き、生活苦から不正の徒も増えるのではないかと危惧する。

【弁護士はもっと増やすべき 40件】

- ・さらに増やし、経費が安くなればよい。
- ・裁判が迅速化されるために、もっと弁護士、裁判官、検察官を増やすべき。

【弁護士は身近にいない。(37件)】

- ・私の住んでいる地域では隣接市に行かなければ、弁護士事務所が無い。不便で、以前と何ら変化がない。インターネットで弁護士事務所を探すのは簡単だが、不安がある。
- ・日常生活において必要性を感じないし、地方部では変化がないと思うため、弁護士の増加の効果と問われても、なんのことかといった感じがする。

【実際に利用したが、費用が高い (34件)】

- ・以前お世話に成ったとき、世間一般の常識では考えられない高額な料金を支払った経験がある。
- ・弁護士料がなぜあんなに高いかわからない。後になって請求書を見てびっくりする。とても気軽に相談できないと感じた。明確な料金体系を作って明示するべきである。

【適切な弁護士を選び方がわからず、不安だ (31件)】

- ・弁護士を必要とする事態に直面しても、どこの誰に相談したら良いのか、弁護士にも当たりハズレがあるので中々難しい。
- ・法的な知識の薄い一般的庶民にとって、問題を抱えた時、こんな簡単なことを弁護士に聞いてよいのか、このことに回答を得るにはどれくらいの報酬を要求されるだろうかなど分からず、気軽に相談できない。
- ・市民がどのように活用するかが分かっていないのではないかと。もっと広報活動が必要だと思う。

【その他の意見】

- ・日本にはそれほど弁護士は必要ない。訴訟社会は日本になじまない (22件)
- ・弁護士は身近になった (14件)
- ・弁護士を増やす必要があるのか、疑問 (12件)
- ・裕福な者しか法曹になれない制度になったのは、問題 (10件)
- ・身近になったようには感じられない (8件)
- ・裁判の迅速化を望む (5件)
- ・専門性の明示をすべき (3件)
- ・法曹は庶民感覚がなく、社会性が低いように思える。(2件)
- ・その他 (78件)

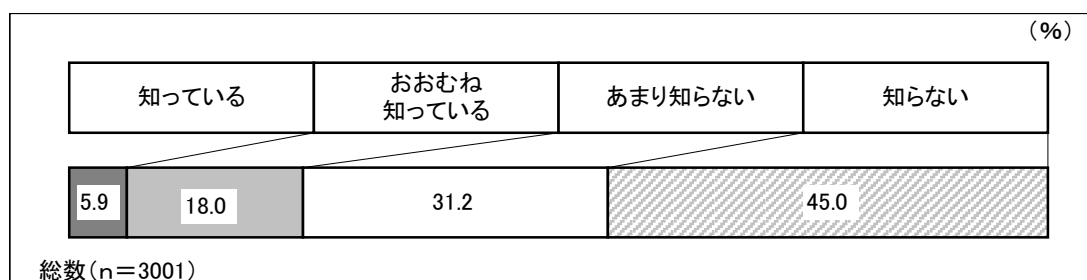
(4) 法曹養成制度改革が行われたことの認知について

【対象：国民】

「政府の法曹人口の増加の方針の認知」について尋ねると、「知らない」が45.0%で最も多く「あまり知らない」が31.2%で、これらの非認知合計は76.2%である。

「知っている」と「おおむね知っている」は合わせて23.9%である。

問5 法曹養成制度改革が行われたことをご存知ですか。該当するもの一つを選んでください。



(5) 新たな法曹養成制度の導入による効果又は問題について

【対象：国民】

ア 集計結果

「新たな法曹養成制度の導入による効果又は問題」について尋ねると、「④弁護士に必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている」との項目に関して肯定的な回答（「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」）が60.8%で最も多く、次いで「③多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。」が57.7%となっている。

否定的な回答（「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」）が多いのは、「①新たな法曹養成制度が目指した「質・量ともに豊かな法曹の養成」が進んでいる。」が65.8%、「②社会人等としての経験を積んだ者など多様な経験、能力を要する法曹が育っており、一定の成果を挙げている。」が55.1%となっている。

問6 あなたは、新たな法曹養成制度の導入により、どのような効果又は問題が生じていると思いますか。①～④についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

- ① 新たな法曹養成制度が目指した「質・量ともに豊かな法曹の養成」が進んでいる。
- ② 社会人等としての経験を積んだ者など多様な経験、能力を要する法曹が育っており、一定の成果を挙げている。
- ③ 法科大学院の志願者及び非法学部出身者・社会人の割合が減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。
- ④ 弁護士に必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。

						（%）	
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない	そう思う 計	そう思わ ない 計
①	2.8	20.2	36.1	29.7	11.2	23.0	65.8
②	2.2	29.7	33.1	22.0	13.0	31.9	55.1
③	13.2	44.5	21.2	7.4	13.7	57.7	28.6
④	21.2	39.6	19.7	7.3	12.3	60.8	26.9

総数(n=717)

*1) 「そう思う計」 = 「そう思う (%)」 + 「どちらかといえばそう思う (%)」
 *2) 「そう思わない計」 = 「そう思わない (%)」 + 「どちらかといえばそう思わない (%)」

イ 自由記載欄への意見

新たな法曹養成制度の導入による効果又は問題については、国民の 172 人から意見が寄せられている。

意見の内容を詳細な項目に分けると、以下のとおりになる。

【法科大学院に関すること (27 件)】

- ・法科大学院の授業程度で質が上がるとは考えられない。実際に入ってみてそう思った。
- ・多額の費用をかけて法科大学院に入っても弁護士になれないのであれば費用対効果的に魅力はないし、お金がなくても時間がある人が弁護士になる機会が少なくなっている。
- ・法科愛学院に学ぶ複数の人間を知っているが、誰もが苦学を強いられており、それに比して司法試験の合格が思うように得られていない気がする。

【新司法試験に関すること (29 件)】

- ・卒業後 5 年間で 3 回受験のしぼりは不要である。卒業資格をもって何度でも受けられるようにすべき。
- ・法律事務経験を必要としない試験制度に疑問を感じる。
- ・国のニーズと司法試験を受けて弁護士資格を得ようとする人のニーズにミスマッチがあるのではないか。

【弁護士（法曹人口の拡大を含む。）に関すること (56 件)】

- ・法律には長けているが一般常識の欠如した弁護士が多数生み出され、国民の権利保障に支障をきたしている現状に目を向けるべき。
- ・法曹界の質の低下は甚だしい。
- ・借金整理や過払い請求で客を食い物にする弁護士が増えているが弁護士会の自浄能力が不足している。
- ・弁護士は住民にとっていまだに敷居が高い存在である。

【その他の意見】

- ・学力と実際の能力とは別のものだと思う。
- ・修業年限が長いと、その間の生活を保障する何らかの手当てが必要ではないか。
- ・少数でも働きながら法科大学院で学び、弁護士になる人が現れつつあるようなので、現政策を継続してもらいたい。

4 その他の意見

この他、全体的に意見があるかを尋ねたところ、専任教員が 86 人、学生が 113 人、修了者が 68 人、新弁護士が 276 人、旧弁護士が 375 人、国民が 1,204 人の合計 2,122 人が意見を寄せている。意見は他の回答箇所と重複するため、詳細については割愛する。

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革 に関する意識調査

調査票



総務省

法科大学院の専任教員、本年度修了見込みの法科大学院生（学生）、
法科大学院修了者（修了者）、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士

調査の目的とご協力をお願い

総務省行政評価局では、これまで法務省や文部科学省等が進めてきた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策」について、どのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないかなどの観点から、政策の所管府省とは異なる第三者的立場で、政策の総合性を確保するための評価（法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価）を実施しています。

本意識調査は、この政策評価の一環として、法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革の効果などに関する法曹養成制度関係者（①法科大学院の専任教員、②本年度修了見込みの法科大学院生、③法科大学院修了者（研究生等）、④新司法試験を経た弁護士、⑤旧司法試験を経た弁護士）の意識を調査するものです（なお、質問内容は対象者によって一部異なります。）。

本調査の目的をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査の期間は、平成23年10月26日（水）までですので、それまでの間にご回答ください。

<記入上のお願い>

- ◆ 本調査票は、上記の目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ お伺いしたい事項は、①法曹人口の拡大の効果、②法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の創設の効果などについてのご認識、ご意見等です。
- ◆ 回答方法は、□をつけて回答肢を示している質問では、各設問中のあてはまる回答肢の□にレ点を付してください。また、回答肢以外のご認識等があれば、各設問の最後の自由記載欄にご記入ください。
- ◆ 本調査票は、平成23年10月1日（土）現在でご回答ください。

【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局（法務・外務・文部科学担当室）

担当：山之内、中野

電話：03-5253-5450 e-mail：kans2044@soumu.go.jp

1 法曹人口の拡大について

平成 13 年 6 月、司法制度改革審議会は、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え合わせると、法曹人口の大幅な増加が急務であると指摘しました。

これを踏まえ、政府は、平成 14 年 3 月の閣議決定「司法制度改革推進計画」で「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況を見定めながら平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを旨とする」との方針を掲げ、法曹人口の増加を図ってきました。

その結果、平成 22 年 4 月 1 日現在の法曹人口は 33,401 人（弁護士 28,828 人、裁判官 2,805 人、検察官 1,768 人）となり、10 年前に比べ 12,136 人増加しています。増加人数の内訳は、弁護士 11,121 人、裁判官 592 人、検察官 423 人です。

ただし、平成 22 年の司法試験の合格者数は 2,133 人で、政府の 3,000 人目標を達成するには至っていません。また、関係方面から、法科大学院志願者が大幅に減少しており、司法制度改革で言われている法曹人口の増加に影響を与えるのではないかと懸念が示されています。

このような法曹人口が増加したことの効果等について、あなたの実感を伺います。

問 1 法曹人口が増加したことによる効果又は問題点について、あなたはどのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。また、①～⑧以外の事項があれば、本問の最後の自由記載欄にご記入ください（問 2 以下も同様です。）。【対象：法科大学院の専任教員、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①司法制度を支える体制が充実（弁護士人口の地域的偏在の是正、弁護士会や地方公共団体、日本司法支援センター（法テラス）等の法律相談窓口の整備、国選弁護人契約を結ぶ弁護人数の増加等）し、国民が弁護士に法的問題の相談がしやすくなるなど、国民の法的サービスへのアクセスが拡充した。	1□	2□	3□	4□	5□
①-2 国民が弁護士を選べるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
②高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹の養成及び確保が進むとともに、企業や公的機関等で働く弁護士が増加するなどの弁護士の活動領域の拡大が進み、質的に多様化・高度化する我が国社会の法的需要に適切に対処できるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
②-2 特に、経済・金融の国際化の進展や人	1□	2□	3□	4□	5□

権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等に適切に対処できるようになった。					
②-3 特に、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争に適切に対処できるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
③潜在していた我が国社会の法的需要の発掘が進んできた。	1□	2□	3□	4□	5□
④裁判が迅速に行われるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤検察官が増えたことで刑事司法が円滑に運用されるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
⑥新人弁護士の雇用環境が悪化（いわゆる「就職難」が発生）している。	1□	2□	3□	4□	5□
⑦実務家として必要な経験・能力を十分修得できていない弁護士が大量に生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。	1□	2□	3□	4□	5□
⑧弁護士1人当たりの仕事量（事件数）が減少し年間収入が低下している。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問2 司法試験合格者数年間3,000人目標は平成22年には未達成となっていますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。次の①～⑥についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法曹人口は現在の法曹に対する需要に見合ったものとなっており、特段の問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
②司法試験は資格試験であり一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として3,000人目標を達成できなくてもやむを得ない。	1□	2□	3□	4□	5□
③法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。	1□	2□	3□	4□	5□
④法科大学院を修了しても司法試験に合格しない者が多数発生し人材活用面での社	1□	2□	3□	4□	5□

会的損失を招いている。					
⑤「上位 3,000 人に入れば合格する」と思って法科大学院に入学した者は裏切られたという気持ちになる。	1□	2□	3□	4□	5□
⑥3,000 人という目標は、欧米の状況を踏まえて算出したとされているが、法曹需要の予測については、諸外国の法曹制度との違い等を踏まえた別の方法があった。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問 3 司法試験の年間合格者数 3,000 人目標が達成できなかった理由について、どう思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院の志願者数が減少するなど、優秀な者が法曹を目指さなくなっているから。	1□	2□	3□	4□	5□
②一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分、新司法試験の合格率が低迷、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない等の問題が生じているから。	1□	2□	3□	4□	5□
③新司法試験の内容が法科大学院の教育内容を十分に踏まえたものとなっていないから。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

2 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度について

政府は、平成 14 年 3 月の閣議決定「司法制度改革推進計画」で「法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた新

たな法曹養成制度を整備する」とし、法科大学院制度の創設、新たな司法試験及び司法修習の実施等を進めてきました。

このような法曹養成制度の改革の効果等について、あなたの実感を伺います。

(1) 法科大学院

ア 法科大学院創設の効果等

政府は、司法試験における競争の激化による、受験者の受験技術優先の傾向や、学生のダブルスクール化などの現行制度の問題点を克服し、司法（法曹）が21世紀の社会において期待される役割を果たすための人的基盤を確立するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成度を新たに整備すべきとの司法制度改革審議会意見を踏まえ、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の整備を進めています。

このような法曹養成制度が導入されたことによる効果等について、あなたの実感を伺います。

問4 新たな法曹養成制度が導入され、法科大学院が創設されたことによる効果について、あなたはどのように感じていますか。【対象：法科大学院の専任教員、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法曹として必要とされる教育を体系的に行えるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
②多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に輩出できるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
③法曹養成のための体系的な教育により、専門的な法知識はもとより、具体的な法的問題を解決していくための法的分析能力や法的議論の能力を有している者が増加した。	1□	2□	3□	4□	5□
④法律基本科目だけでなく、実務に有用な知的財産法、経済法など多様な分野についての学識・関心や、法曹としての責任感・倫理観を有する者が増加した。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤双方向・多方向的な授業方法により、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力に優れた法曹が増加した。	1□	2□	3□	4□	5□
⑥司法試験を受験するためのダブルスクール化や大学離れの是正につながった。	1□	2□	3□	4□	5□
⑦従来とあまり変わらない。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

--

問5 あなたは、法科大学院の創設により法学部や法学系大学院の教育にどのような影響が出ていると思いますか。次の①～⑦についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①特段の影響はない。	1□	2□	3□	4□	5□
②法学部と法科大学院の連携が図られ、法曹になるために必要な授業等を計画的に行える又は受けられるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
③法学部の学生にとって、卒業後の進路選択（就職、法科大学院進学、法学系大学院等への進学等）を早めに意識し、必要な勉強をする意識が醸成されてきている。	1□	2□	3□	4□	5□
④法科大学院における実務を踏まえた教育研究が法学部や法学系大学院にも還元され、良い波及効果をもたらしている。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤法学部の教員の量・質面での減少により、教育面での教員の負担の増大や教育・授業の質が低下した。	1□	2□	3□	4□	5□
⑥法学系大学院の教員の量・質面での減少により、教育面での教員の負担の増大や教育・授業の質が低下した。	1□	2□	3□	4□	5□
⑦優秀な学生が法学系大学院を目指さなくなってきたおり、研究者の養成に支障をきたすおそれが生じている。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

--

イ 入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合等

法科大学院においては、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行うこととされています（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という。）第2条第1号）。

現在、法科大学院の入学者選抜は、適性試験の成績と個別入学試験の成績を総合判定する方法が採られています。

また、法科大学院は、多様な人材を受け入れるため、入学者のうちに、いわゆる「非法学部出身者又は社会人」の割合が3割以上となるよう努めるとされています（文部科学省告

示)が、その割合は、平成16年度が約54%だったのに対し、平成21年度が約40%、平成22年度が約34%と低下傾向になっています。さらに法科大学院の志願者が、平成16年度には72,800人であったものが、平成22年度には22,927人に減少しています。
 非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることなどについて伺います。

問6 法科大学院の入学者に占める非法学部出身者又は社会人の割合が低下していることについて、あなたはどのように思いますか。次の①～④についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①「入学者の3割以上」という目標は達成しており、問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
②法科大学院の志願者数全体が減少した結果であり、問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
③旧司法試験時代に比べれば、非法学部出身者や社会人の割合は増加しており、問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
④「多様な人材を受け入れる」との理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問7 法科大学院志願者が減少している理由について、あなたはどのように思いますか。次の①～⑥についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①学生数が全体として減少しているから。	1□	2□	3□	4□	5□
②「新司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す」との目標が達成されていないから。	1□	2□	3□	4□	5□
③非法学部出身者や社会人の新司法試験合格率が低いから。	1□	2□	3□	4□	5□
④新司法試験に合格する可能性に比べ、経済的・時間的負担が大きいから。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤新司法試験に合格しても就職難や安定した収入が確保されないとの懸念が生じて	1□	2□	3□	4□	5□

いるから。					
⑥「法科大学院修了者の相当程度（例えば約7～8割）が新司法試験に合格できるよう努める」ということについて、累積合格率は平成17年度修了者が約7割、18年度修了者が約5割となっているのに、単年度の合格率（平成22年度は25.4%）と混乱するなど、社会に正確な情報が伝えられていないから。	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問8 適性試験は入学志願者の適性を評価する上で有効に機能していると思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法曹養成に特化した教育を行う前提として、判断力・思考力・分析力・表現力等の資質を測るために有効である。	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>
②適性試験の成績と法科大学院の成績に一定の相関が認められ、入学者の適性の評価としては有効である。	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>
③適性試験の成績と司法試験の成績に相関は認められないなど、あまり有効とはいえない。	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>	5 <input type="checkbox"/>

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

ウ 新司法試験の合格率等

法科大学院においては、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされています（連携法第2条第1号）。

また、法科大学院では、学生がその在学期間中その課程の履修に専念できる仕組みとすることが重要であり、このような観点から、法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、

厳格な修了認定等が行われることを不可欠の前提とした上で、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が新司法試験に合格できるよう努めることとされています（規制改革推進のための3か年計画（再改定）（平成21年3月閣議決定））。

新司法試験の単年度の合格率は低下傾向にあり平成22年は25.4%でした。法科大学院修了者の累積合格率は平成17年度修了者（法学既修者のみ）が69.8%（5年通算）、18年度修了者が49.1%（4年通算）等となっています。また、最近では、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者や5年3回の限度いっぱいを受験を控える者が増えています。ちなみに、平成21年度に法科大学院を修了した者のうち22年の新司法試験を受験しなかった者は1,042人（22%）となっています。

このような新司法試験の合格率が低下傾向にあることなどについて伺います。

問9 あなたは、なぜ新司法試験の単年度の合格率が低下傾向にあると思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①入学者選抜の競争性が不十分となっている法科大学院が一部にあるから。	1□	2□	3□	4□	5□
②厳格な成績評価及び修了認定を行っていない法科大学院が一部にあるから。	1□	2□	3□	4□	5□
③質の高い教員を確保できていない法科大学院が一部にあるから。	1□	2□	3□	4□	5□
④新司法試験の内容が法科大学院の教育を十分に踏まえたものとなっていないから。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤合格者数は増加あるいは横ばい傾向であるものの、合格率が低下しているのは、新司法試験の合格水準が徐々に高くなっているからではないか。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問10 最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者等が増えてきています。このことについて、あなたはどのように思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①受験者が選択した結果であり、問題はな	1□	2□	3□	4□	5□

い。					
②法科大学院修了後5年間に3回までという受験制限の下では慎重にならざるを得ず、やむを得ない。	1□	2□	3□	4□	5□
③法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問11 あなたは、旧司法試験制度の下で指摘されていた司法試験受験予備校とのダブルスクール化や大学離れの是正が進んだと思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院でしっかり勉強すれば、新司法試験に合格できるだけの実力を身につけられるようになった（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）。	1□	2□	3□	4□	5□
②司法試験受験予備校の利用は模擬試験程度としている者が多い（ダブルスクール化や大学離れの是正が進んだ）。	1□	2□	3□	4□	5□
③短答式試験や論文式試験に合格するためには、司法試験受験予備校を利用したほうが効果的である（ダブルスクール化や大学離れの是正は進んでいない）。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問12 受験者の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に3回までという新司法試験の受験資格制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者がいます。

あなたは、このことについて、どう思いますか。次の①及び②についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである。	1□	2□	3□	4□	5□
②大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

(2) 法科大学院の教育と新司法試験の連携

新司法試験においては、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこととされています（連携法第2条第2号）。

法務省では、司法試験委員会の委員や考査委員に法科大学院の教員を任命し法科大学院の教育内容を踏まえた試験方式や内容となるよう必要な見直しを行うとともに、出題の趣旨等の情報の公表等を行っています。

このような新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保について、あなたの実感を伺います。

問13 あなたは、新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保状況について、どう思いますか。次の①～④についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①新司法試験と法科大学院における教育との連携の確保が図られている。	1□	2□	3□	4□	5□
②新司法試験は過度に細かな知識を問う内容となっており、法科大学院の教育だけでは十分に対応できない。	1□	2□	3□	4□	5□
③新司法試験の内容は、法廷実務家だけで	1□	2□	3□	4□	5□

ない多様な法曹を養成するとの制度改革の理念に沿ったものとなっていないとの懸念が生じている。					
④法科大学院では教えない、制限時間内に効率的に回答するための受験技術的な要素も必要となっている。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問 14 あなたは、新司法試験の合格基準及び合格者決定の明確性・透明性の確保状況について、どう思いますか。次の①～④についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、学生、修了者、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①論文式試験の出題の趣旨や考査委員による採点実感等に関する意見が公表されるなど、旧司法試験に比べ関係情報の公表が行われている。	1□	2□	3□	4□	5□
②合格基準や合格者の決定プロセスが不明確で受験者等への情報提供が十分ではない。	1□	2□	3□	4□	5□
③合格基準を示せと言う意見もあるが、一義的に合格基準を示すことが可能とは思えない。	1□	2□	3□	4□	5□
④法の解釈が様々あるとおりに司法試験に唯一の正解は存在しないので、模範回答の公表は間違った情報を与えることとなり適当ではない。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

(3) 法科大学院教育の司法修習との連携

司法修習においては、法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官

又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることとされています(連携法第2条第3号)。
 このような法科大学院における教育の司法修習との連携の確保について、あなたの実感を伺います。

問 15 あなたは、法科大学院における教育の司法修習との連携の確保状況について、どう思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院に対し、法曹三者（最高裁判所、法務省、弁護士会）から実務基礎教育のポイントの提示や教材の提供等が行われるなど、連携が確保されている。	1□	2□	3□	4□	5□
②法科大学院において、裁判官、検察官及び弁護士が実務家教員として授業を行っており、その人数も増えており、連携が確保されている。	1□	2□	3□	4□	5□
③各法科大学院での法律実務教育の内容に差があるため、司法修習に必要な水準に達していない法科大学院修了者がおり、連携が確保されていない。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問 16 あなたは、今後、法科大学院における教育の司法修習との連携をさらに充実し実効が上がるようにするためには、何が重要だと思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。【対象：法科大学院の専任教員、新司法試験を経た弁護士、旧司法試験を経た弁護士】

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院における法律実務教育と司法修習との役割分担の明確化	1□	2□	3□	4□	5□
②法科大学院の法曹三者との情報や意見の交換の充実	1□	2□	3□	4□	5□
③法科大学院が法曹三者から受ける教員の派遣や教材等の提供の充実	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

3 その他

「経済的に恵まれた者でないと法曹になれない」との指摘もありますが、そのことについて、あなたの実感を伺います。

問 17 あなたは、法科大学院に入学してから修了するまでに要する経費について、負担を感じていますか。該当するものを一つ選んでください。【対象：学生、修了者】

- 重く感じている。
- どちらかといえば重く感じている。
- どちらともいえない。
- どちらかといえば重くないと感じている。
- 重くないと感じている。

問 18 あなたは法科大学院を修了するためには相当の経費を要するという点について、どのようなご意見をお持ちですか。該当するものをすべて選んでください。【対象：学生、修了者】

- 法曹資格を得るためには必要な相応の経費である。
- 法曹資格を得るためにはやむを得ない。
- 授業料免除や奨学金等の制度を活用すれば何とかなる。
- 司法試験の合格率が低く法曹になれないリスクが高い現状では、そのリスクに見合わない高額な経費である。
- 経済的に恵まれていない者は法科大学院を目指せなくなっている。
- その他 ()

参考までに、あなたが法科大学院を修了するまでに要する経費等の状況をお聞かせください。

問 19 法科大学院に入学してから修了するまでに、法科大学院に要する経費（納付する経費）とそれ以外の経費（生活費等を含む）を合計してどの程度の費用を要しますか。該当するものを一つ選んでください。学生の方は見込額でお答えください（以下同じ）。

【対象：学生、修了者】

- 400万円未満 400万円～600万円未満
- 600万円～800万円未満 800万円～1000万円未満
- 1000万円以上

問 19-2 問 19 で答えた費用のうち、入学金、授業料、施設整備費、教材費等の法科大学院に納入する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 200万円未満 200万円～300万円未満
- 300万円～400万円未満 400万円～500万円未満
- 500万円以上

問 19-3 問 19 で答えた費用のうち、受験予備校を利用するために要する費用はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 受験予備校は利用しなかった 10万円未満 10万円～30万円未満
 30万円～50万円未満 50万円～100万円未満
 100万円～150万円未満 150万円～200万円未満
 200万円～250万円未満 250万円～300万円未満
 300万円以上

問 19-4 問 19 で答えた費用のうち、生活費はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 200万円未満 200万円～300万円未満
 300万円～400万円未満 400万円～500万円未満
 500万円以上

問 20 法科大学院に入学してから修了するまでに要する費用の支払いは、どのような方法によりますか。該当するものをすべて選んでください。【対象：学生、修了者】

- 親の援助（借入を含む） 兄弟・親戚・知人の援助（借入を含む）
 配偶者の援助（借入を含む） 預貯金等 給与・アルバイト
 奨学金 借入金（金融機関） その他（ ）

【問 20 で「親の援助」又は「兄弟・親戚・知人の援助」と回答した方に伺います。】

問 20-2 問 20 で答えた費用のうち、親・兄弟・親戚・知人からの援助の額は合計での程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 200万円未満 200万円～400万円未満
 400万円～600万円未満 600万円～800万円未満
 800万円～1000万円未満 1000万円以上

【問 20 で「奨学金」と回答した方に伺います。】

問 20-3 問 20 で答えた費用のうち、日本学生支援機構（一種、二種を問わず）等の奨学金（給付型、貸与型を問わず）はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

（日本学生支援機構の奨学金）

- 利用しなかった 50万円未満 50万円～100万円未満
 100万円～200万円未満 200万円～300万円未満
 300万円～400万円未満 400万円以上

（上記以外の奨学金）

- 利用しなかった 50万円未満 50万円～100万円未満
 100万円～200万円未満 200万円～300万円未満
 300万円～400万円未満 400万円以上

【問 20 で「親の援助」と回答した方に伺います。】

問 20-4 親の援助を受けている場合、親の年収（ご両親の分を合計して）はどの程度ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 400万円未満 400万円～700万円未満
 700万円～1000万円未満 1000万円～1500万円未満

1500万円～2000万円未満 2000万円以上

問 このほか、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関してご意見がありましたら、自由にご記入ください。

(ご意見欄)

--

【法科大学院の専任教員】

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 年齢 (平成 23 年 9 月 1 日現在)	<input type="checkbox"/> 20 歳～29 歳 <input type="checkbox"/> 30 歳～39 歳 <input type="checkbox"/> 40 歳～49 歳 <input type="checkbox"/> 50 歳～59 歳 <input type="checkbox"/> 60 歳～69 歳 <input type="checkbox"/> 70 歳以上
B 法科大学院の国公立の別	<input type="checkbox"/> 国立・公立 <input type="checkbox"/> 私立
C 職名	<input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授 <input type="checkbox"/> 講師 <input type="checkbox"/> 助教 <input type="checkbox"/> その他
D 研究者教員・実務家教員の別	<input type="checkbox"/> 研究者教員 <input type="checkbox"/> 実務家教員 (裁判官出身) <input type="checkbox"/> 実務家教員 (検察官出身) <input type="checkbox"/> 実務家教員 (弁護士出身) <input type="checkbox"/> 実務家教員 (その他の出身)
E 専任教員の種別	<input type="checkbox"/> 専任教員 (当該法科大学院所属) <input type="checkbox"/> 専任教員 (学内の他の学部・大学院所属) <input type="checkbox"/> みなし専任教員
F 担当科目 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 法律基本科目 <input type="checkbox"/> 法律実務基礎科目 <input type="checkbox"/> 基礎法学・隣接科目 <input type="checkbox"/> 展開・先端科目
G 法科大学院教員としての経験年数	<input type="checkbox"/> 1 年未満 <input type="checkbox"/> 1 年以上 2 年未満 <input type="checkbox"/> 2 年以上 3 年未満 <input type="checkbox"/> 3 年以上 4 年未満 <input type="checkbox"/> 4 年以上 5 年未満 <input type="checkbox"/> 5 年以上

(お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。)

ご協力ありがとうございました。

【学生】

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
B 年齢(平成23年9月1日現在)	<input type="checkbox"/> 20歳～29歳 <input type="checkbox"/> 30歳～39歳 <input type="checkbox"/> 40歳～49歳 <input type="checkbox"/> 50歳～59歳 <input type="checkbox"/> 60歳～69歳 <input type="checkbox"/> 70歳以上
C 法科大学院の国公立の別	<input type="checkbox"/> 国立・公立 <input type="checkbox"/> 私立
D 法学既修者・未修者コースの別	<input type="checkbox"/> 既修者コース <input type="checkbox"/> 未修者コース
E 大学の出身学部	<input type="checkbox"/> 法学系の学部 <input type="checkbox"/> 非法学系の学部
F 社会人経験の有無(法科大学院入学前)	<input type="checkbox"/> あり <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 現在も仕事を続けていますか。 <input type="checkbox"/>続けている <input type="checkbox"/>続けない </div> <input type="checkbox"/> なし
G 旧司法試験受験の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

(お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。)

ご協力ありがとうございました。

【修了者】

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
B 年齢(平成23年9月1日現在)	<input type="checkbox"/> 20歳～29歳 <input type="checkbox"/> 30歳～39歳 <input type="checkbox"/> 40歳～49歳 <input type="checkbox"/> 50歳～59歳 <input type="checkbox"/> 60歳～69歳 <input type="checkbox"/> 70歳以上
C 法科大学院の国公立の別	<input type="checkbox"/> 国立・公立 <input type="checkbox"/> 私立
D 法学既修者・未修者コースの別	<input type="checkbox"/> 既修者コース <input type="checkbox"/> 未修者コース
E 大学の出身学部	<input type="checkbox"/> 法学系の学部 <input type="checkbox"/> 非法学系の学部
F 社会人経験の有無(法科大学院入学前)	<input type="checkbox"/> あり <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 現在も仕事を続けていますか。 <input type="checkbox"/>続けている <input type="checkbox"/>続けない </div> <input type="checkbox"/> なし
G 旧司法試験受験の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
H 平成23年5月の新司法試験の受験の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
I 法科大学院修了年月(西暦)	(年 月) 修了

(お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。)

ご協力ありがとうございました。

【新司法試験を経た弁護士】

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
B 年齢（平成 23 年 10 月 1 日現在）	<input type="checkbox"/> 20 歳～29 歳 <input type="checkbox"/> 30 歳～39 歳 <input type="checkbox"/> 40 歳～49 歳 <input type="checkbox"/> 50 歳～59 歳 <input type="checkbox"/> 60 歳～69 歳 <input type="checkbox"/> 70 歳以上
C 修了法科大学院の国公立の別	<input type="checkbox"/> 国立・公立 <input type="checkbox"/> 私立
D 法学既修者・未修者コースの別	<input type="checkbox"/> 既修者コース <input type="checkbox"/> 未修者コース
E 大学の出身学部	<input type="checkbox"/> 法学系の学部 <input type="checkbox"/> 非法学系の学部
F 社会人経験の有無（法科大学院入学前）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
G 司法修習期（司法修習開始時点）	<input type="checkbox"/> 新 60 期 <input type="checkbox"/> 新 61 期 <input type="checkbox"/> 新 62 期 <input type="checkbox"/> 新 63 期
H 弁護士登録年月	平成____年____月
I 現在の所属先	<input type="checkbox"/> 法律事務所・弁護士法人（公設事務所を除く。） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> (所属弁護士数（あなた自身を含む。)) <input type="checkbox"/>1 人 <input type="checkbox"/>2 人 <input type="checkbox"/>3～5 人 <input type="checkbox"/>6～10 人 <input type="checkbox"/>11～50 人 <input type="checkbox"/>51 人以上 </div> <input type="checkbox"/> 公設事務所 <input type="checkbox"/> 法テラス <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> その他
J 所属先の所在地を管轄する地方裁判所本庁名及び支部名	・地方裁判所本庁名（_____） ・支部名（_____）

（お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。）

ご協力ありがとうございました。

【旧司法試験を経た弁護士】

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
B 年齢（平成 23 年 10 月 1 日現在）	<input type="checkbox"/> 20 歳～29 歳 <input type="checkbox"/> 30 歳～39 歳 <input type="checkbox"/> 40 歳～49 歳 <input type="checkbox"/> 50 歳～59 歳 <input type="checkbox"/> 60 歳～69 歳 <input type="checkbox"/> 70 歳以上
C 司法修習期	（ ）期
D 弁護士登録年月	昭和・平成 年 月
E 現在の所属先	<input type="checkbox"/> 法律事務所・弁護士法人（公設事務所を除く。） └─┬─┘ (所属弁護士数（あなた自身を含む。)) └─┬─┘ <input type="checkbox"/> 1人 <input type="checkbox"/> 2人 <input type="checkbox"/> 3～5人 <input type="checkbox"/> 6～10人 └─┬─┘ <input type="checkbox"/> 11～50人 <input type="checkbox"/> 51人以上 <input type="checkbox"/> 公設事務所 <input type="checkbox"/> 法テラス <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> その他
F 所属先の所在地を管轄する 地方裁判所本庁名及び支部名	・地方裁判所本庁名（ ） ・支部名（ ）

（お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。）
 ご協力ありがとうございました。

法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革 に関する意識調査

調査票（国民のみなさま）



総務省

調査の目的とご協力をお願い

総務省行政評価局では、これまで法務省や文部科学省等が進めてきた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策」について、どのような効果を上げているか、見直し・改善を要する事項はないかなどの観点から、政策の所管府省とは異なる第三者的立場で、政策の総合性を確保するための評価（法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革に関する政策評価）を実施しています。

本意識調査は、この政策評価の一環として、関係政策が総体としてどの程度効果を上げているなどを把握するために、国民の皆様は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度改革による社会生活への影響などについての実感、意識等を伺うものです。

本調査の趣旨・目的をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、調査の期間は、平成23年10月26日（水）までとなっておりますので、それまでの間にご回答ください。

<記入上のおお願い>

- ◆ 本調査票は、上記の目的以外には使用しませんので、ありのままをご記入ください。
- ◆ お伺いしたい事項は、法曹人口の拡大及び法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の創設による社会生活への影響などについての実感等です。
- ◆ 回答方法は、□をつけて回答肢を示している質問では、各設問中のあてはまる回答肢の□にレ点を付してください。また、回答肢以外のご認識等があれば、各設問の最後の自由記載欄にご記入ください。
- ◆ 本調査票は、平成23年10月1日（土）現在でご回答ください。

【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局（法務・外務・文部科学担当室）

担当：山之内、中野

電話：03-5253-5450 e-mail：kans2044@soumu.go.jp

1 法曹人口の拡大について

平成 13 年 6 月、司法制度改革審議会は、我が国の法曹人口は、先進諸国との比較において、その総数においても、また、新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え合わせると、法曹人口の大幅な増加が急務であると指摘しました。

これを踏まえ、政府は、司法制度改革の一環として、司法試験の合格者数を増加し（平成 22 年ころには年間 3,000 人程度を目指す）、法曹人口の増加を図っています。

その結果、平成 22 年の法曹人口は 33,401 人（弁護士 28,828 人、裁判官 2,805 人、検察官 1,768 人）となり、10 年前より 12,136 人（弁護士 11,121 人、裁判官 592 人、検察官 423 人）増加しています。

ただし、平成 22 年の司法試験合格者数は 2,133 人で政府の 3,000 人目標を達成するには至っていません。また、関係方面から、法科大学院志願者が大幅に減少しており、司法制度改革で言われている法曹人口の増加に影響を与えるのではないかと懸念が示されています。

このような法曹人口の増加による社会生活への影響などについて、あなたの実感を伺います。

問 1 すべての方に伺います。あなたは、上記のような政府の法曹人口の増加の方針をご存知ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 知っている。
- おおむね知っている。
- あまり知らない。
- 知らない。

問 2 すべての方に伺います。あなたは、近年、弁護士などの法曹人口が増えたことによる社会生活への影響について、どのように感じていますか。次の①～⑧についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。また、①～⑧以外の事項があれば、本問の最後の自由記載欄にご記入下さい。（問 3 以下も同様です。）

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①身近なところに弁護士がいるようになり、法的問題の相談がしやすくなった。	1□	2□	3□	4□	5□
②弁護士会や地方公共団体等の法律相談窓口の増加・利用時間の拡充等が図られ、利用しやすくなった。	1□	2□	3□	4□	5□
③国民が弁護士を選べるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
④弁護士の競争が生じてサービスの向上や費用の低廉化が進んだ。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤企業や公的機関で働く弁護士が増え、複雑・専門化する法的問題に適切に対処できるようになった。	1□	2□	3□	4□	5□
⑥以前と比べて特に変化が感じられない。	1□	2□	3□	4□	5□

⑦弁護士は都市部に集中しているという状況は変わっていない。	1□	2□	3□	4□	5□
⑧新たな法曹養成制度の下で生み出された法曹の質が低下しており、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

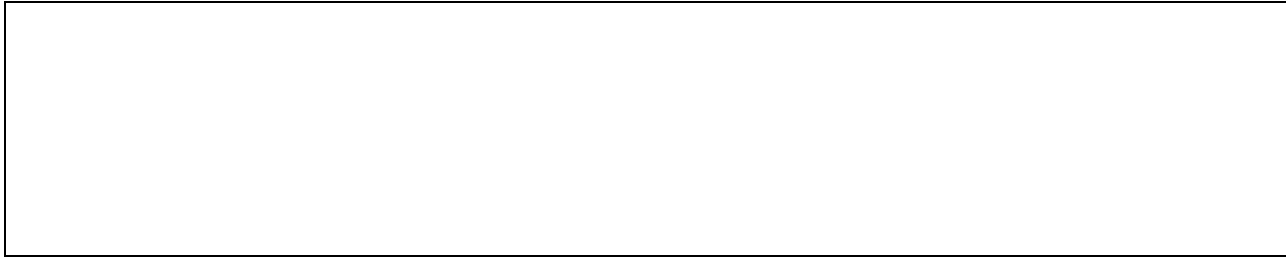
問3 すべての方に伺います。司法試験合格者数年間3,000人目標は平成22年には未達成となっておりますが、そのことについて、あなたはどのように思いますか。次の①～⑤についてそれぞれ該当するもの一つを選んでください。

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法曹人口は現在の法曹に対する需要に見合ったものとなっております、特段の問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
②司法試験は資格試験であり一定の水準に達しない者が不合格となるのは当然で、結果として3,000人目標を達成できなくてもやむを得ない。	1□	2□	3□	4□	5□
③法曹志願者が大幅に減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。	1□	2□	3□	4□	5□
④法科大学院を修了しても司法試験に合格しない者が多数発生し人材活用面での社会的損失を招いている。	1□	2□	3□	4□	5□
⑤「上位3,000人に入れば合格する」と思って法科大学院に入学した者は裏切られたという気持ちになる。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問4 すべての方に伺います。上記の他、政府が進めてきた法曹人口の拡大に関してご意見がありましたら、自由にご記入ください。

(ご意見欄)



2 法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度について

政府は、司法試験における競争の激化による、受験者の受験技術優先の傾向や、学生のダブルスクール化などの現行制度の問題点を克服し、司法（法曹）が21世紀の社会において期待される役割を果たすための人的基盤を確立するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成度を新たに整備すべきとの司法制度改革審議会意見を踏まえ、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の整備を進めています。

法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院として平成16年度にスタートしました。修業年限は3年（法学の基礎を学んだ法学既修者は2年）で、少人数で密度の高い授業により、法理論教育を中心としつつ、実務との架橋を強く意識した教育を行うこととされています。

司法試験は必要な見直しが行われ、受験資格は法科大学院の修了者又は司法試験予備試験（平成23年度から開始）の合格者であること、受験は法科大学院の修了又は司法試験予備試験の合格後5年間に3回までという制限が設けられました。司法修習は必要な見直しが行われ、新司法試験合格者の修習期間は1年間に短縮されました。

このような新たな法曹養成制度が導入されたことによる効果等について、あなたの実感を伺います。

問5 すべての方に伺います。あなたは、上記のような法曹養成制度の改革が行われたことをご存知ですか。該当するものを一つ選んでください。

- 知っている。
 - おおむね知っている。
 - あまり知らない。
 - 知らない。
- } → 「問6」へ
- } → 最終ページの「問9」へ

【問5で「知っている」又は「おおむね知っている」と答えた方に伺います。】

問6 あなたは、新たな法曹養成制度の導入により、どのような効果又は問題が生じていると思いますか。①～④についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①新たな法曹養成制度が目指した「質・量ともに豊かな法曹の養成」が進んでいる。	1□	2□	3□	4□	5□
②社会人等としての経験を積んだ者など多様な経験、能力を要する法曹が育っており、一定の成果を挙げている。	1□	2□	3□	4□	5□

③法科大学院の志願者及び非法学部出身者・社会人の割合が減少しており、多様な人材を法曹に受け入れるという理念が実現できないのではないかと懸念が生じている。	1□	2□	3□	4□	5□
④弁護士に必要な経験・能力を十分習得できていない弁護士が生み出され、国民の権利保障に支障をきたすおそれが生じている。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

【問5で「知っている」又は「おおむね知っている」と答えた方に伺います。】

問7 最近、法科大学院を修了しても直近の新司法試験を受験しない者が増えてきており、その数は、平成22年には1,042人（21年度の法科大学院修了者の22%）となっています。このことについて、あなたはどのように思いますか。次の①～③についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①受験者が選択した結果であり、問題はない。	1□	2□	3□	4□	5□
②法科大学院修了後5年間に3回までという受験制限の下では慎重にならざるを得ず、やむを得ない。	1□	2□	3□	4□	5□
③法科大学院を修了しても直ちに新司法試験に合格する自信が持てない者が増えているということは問題である。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

【問5で「知っている」又は「おおむね知っている」と答えた方に伺います。】

問8 受験生の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害を防止するために設けられた法科大学院修了後5年間に3回までという新司法試験の受験資格制限の下、この資格を失った者が平成22年までに1,737人発生しています。こうした者の中には、法科大学院に再入学して受験資格を得ようとする者や、法曹の道を断念し他の道に進んだ者がいます。

あなたは、このことについて、どのように思いますか。次の①及び②についてそれぞれ該当するものを一つ選んでください。

区 分	そう思う	どちらか といえば そう思う	どちらか といえば そう思わ ない	そう思わ ない	わからな い
①法科大学院修了後、新司法試験の不合格が3回続いた結果として受験資格を失った者を支援する観点から、政府が特段の措置を講ずるべきである。	1□	2□	3□	4□	5□
②大学を卒業した者が選んだ結果であり、また、他の国家資格の例からみても、政府が特段の支援策を講ずる必要はない。	1□	2□	3□	4□	5□

上記以外に感じておられる事項がありましたら、自由にご記入ください。

問9 すべての方に伺います。政府が進めてきた法曹養成制度改革に関してご意見がありましたら、自由にご記入ください。

(ご意見欄)

最後に、いただいたご回答の整理のためにあなたご自身について伺います。

A 性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
B 年齢（平成 23 年 9 月 1 日現在）	<input type="checkbox"/> 20 歳～29 歳 <input type="checkbox"/> 30 歳～39 歳 <input type="checkbox"/> 40 歳～49 歳 <input type="checkbox"/> 50 歳～59 歳 <input type="checkbox"/> 60 歳～69 歳 <input type="checkbox"/> 70 歳以上
C 職業	<input type="checkbox"/> 自営業主（農林水産業を含む） <input type="checkbox"/> 家族従事者 <input type="checkbox"/> 常勤被雇用者（管理職） <input type="checkbox"/> 常勤被雇用者（事務職） <input type="checkbox"/> 常勤被雇用者（技術職） <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職（主婦） <input type="checkbox"/> 無職（学生） <input type="checkbox"/> 無職（その他）
D 裁判等の経験の有無（最近 5 年間）	<p>ご本人又はご家族で、最近 5 年の間に、裁判、調停、又は裁判外紛争解決手続を経験したことがありますか。</p> <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
E 弁護士への相談経験の有無（最近 5 年間）	<p>ご本人又はご家族で、最近 5 年の間に、上記 D（裁判、調停又は裁判外紛争解決手続）以外で、弁護士に相談したことがありますか。</p> <input type="checkbox"/> ある（市町村等の無料法律相談窓口を含む） <input type="checkbox"/> ない

（お手数ですが、記入漏れの有無をお確かめください。）

ご協力ありがとうございました。